



接続約款変更認可申請書

西相制第 124 号  
平成 20 年 12 月 9 日

総務大臣  
鳩山 邦夫 殿

郵便番号 540-8511

おおさかおおさかしちゅうおうくぼんぼちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

## 電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き (相互接続点の設置)</p> <p>第10条の4 接続申込者は、前条第5項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月(以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。)以内(当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。)に接続に必要な装置等の設置の工事(第95条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第1項第1号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。)に着手することを要します。</p> <p>ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3(様式)様式第5-2の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第5項に規定する回答を当社が行った日から9ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。この場合において、当社は、前条第5項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。</p> <p>2 前項に規定する相互接続点設置工事着手期間(当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。)内にその工事に着手しないときは、当社が行った前条第5項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置の工事に着手した部分の空き場所の量が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを行った空き場所の量に満たない場合は、その満たない部分についても同様とします。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項に規定する工事を完了することを要する期間(当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。)内にその工事が完了しないときは、当社が行った前条第5項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。</p> <p>5~6 (略)</p> <p>第3章 協定の締結手続き等</p> <p>第5節 接続用設備の設置又は回収の申込み (接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) <u>加入者交換機接続用伝送装置利用機能ア欄の機能に係る伝送装置の設置の申込みがあった通信用建物において、当社が特定加入者交換機(当該加入者交換機と協定事業者が準備する接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なもの)に限り、以下この条において同じとします。)との間に伝送装置を設置しないで、当該接続用伝送路設備を接続できるものをいいます。以下同じとします。)を新たに設置しないとき</u></p>	<p>第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き (相互接続点の設置)</p> <p>第10条の4 接続申込者は、前条第5項又は第6項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月(以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。)以内(当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。)に接続に必要な装置等の設置の工事(第95条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第1項第1号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。)に着手することを要します。</p> <p>ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3(様式)様式第5-2の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第5項又は第6項に規定する回答を当社が行った日から9ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。この場合において、当社は、前条第5項又は第6項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。</p> <p>2 前項に規定する相互接続点設置工事着手期間(当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。)内にその工事に着手しないときは、当社が行った前条第5項又は第6項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置の工事に着手した部分の空き場所の量が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを行った空き場所の量に満たない場合は、その満たない部分についても同様とします。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項に規定する工事を完了することを要する期間(当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。)内にその工事が完了しないときは、当社が行った前条第5項又は第6項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。</p> <p>5~6 (略)</p> <p>第3章 協定の締結手続き等</p> <p>第5節 接続用設備の設置又は回収の申込み (接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(1)~(2) (略)</p>

(4) 加入者交換機接続用伝送装置利用機能ア欄の機能に係る伝送装置の設置の申込みがあった通信用建物に特定加入者交換機を新たに設置する場合において、特定加入者交換機を設置したとき又は当該特定加入者交換機の設置計画に係る情報を接続申込者に通知したときに、当社及び接続申込者が電気通信設備を設置するために負担する総費用等の最適化を助案して、接続申込者（既に加入者交換機と接続している者又は加入者交換機と接続するために準備している者に限ります。）が準備している又は準備を予定している接続用伝送路設備の未利用芯線数が、新たに設置される特定加入者交換機との接続をするために必要な芯線数と同じ又はそれ以上あったとき

(5) (略)

2 (略)

3 加入者交換機接続用伝送装置利用機能ア欄の機能に係る伝送装置の設置の申込みがあった場合において、当社は、接続申込者の準備している又は準備を予定している接続用伝送路設備の利用状況及び利用予定の確認のための協議を申し入れることがあります。

4 (略)

第8節 当社の電気通信設備又はソフトウェアの更改又は利用中止  
(当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改)

第36条 (略)

(1) その個別管理対象設備が法定耐用年数を経過していないときは、協定事業者と協議の上更改の可否、更改時期及び費用負担の方法等について決定します。

(2) (略)

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

第68条(手続費の支払義務)

(1)~(11) (略)

(12) その協定事業者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置の結果の確認その他接続に必要な装置等の設置に付随した作業を行ったとき。

(13)~(31) (略)

2~5 (略)

第4節 料金の計算及び支払い

(工事費及び手続費等の遡及適用)

第75条 当社は、料金表第2表(工事費及び手続費)に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費、優先接続受付手続費、光回線設備線路情報調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費又は第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

(3) (略)

2 (略)

3 (略)

第8節 当社の電気通信設備又はソフトウェアの更改又は利用中止  
(当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改)

第36条 (略)

(1) その個別管理対象設備が法定耐用年数(必要により当社が別に定める耐用年数とする場合があります。以下同じとします。)を経過していないときは、協定事業者と協議の上更改の可否、更改時期及び費用負担の方法等について決定します。

(2) (略)

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

第68条(手続費の支払義務)

(1)~(11) (略)

(12) その協定事業者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他接続に必要な装置等の設置又は撤去に付随した作業を行ったとき。

(13)~(31) (略)

2~5 (略)

第4節 料金の計算及び支払い

(工事費及び手続費等の遡及適用)

第75条 当社は、料金表第2表(工事費及び手続費)に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費、優先接続受付手続費、光回線設備線路情報調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費又は第4表(光信号引込等設備に係る負担額)に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

第7節 割増金、違約金及び延滞利息  
(光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)  
第78条の2 (略)

2 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項に規定する光信号端末回線との接続の申込みが当社に到達した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第6項若しくは第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。 )は、接続申込者は当社に対して、別表4第2(光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。 )に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

3 (略)

(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手續きに係る違約金)

第78条の3 接続申込者が、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第10条の4(相互接続点の設置)第2項若しくは第4項又は第95条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第4項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。 )は、接続申込者は当社に対して、次の各号に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。 )を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(1) 相互接続点の設置の申込み(接続に必要な装置等を設置するためのスペース又は受発電設備の使用に係るものとします。 )を、第10条の3第5項に規定する回答を当社が行った日から接続に必要な装置等の設置の工事が完了するまでの間に撤回したとき

別表4(違約金)第4(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手續きに係る違約金)第1欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

(2) (略)

2 (略)

#### 第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い

(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)

第95条 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するとき(同条第5項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月以内に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合(以下この条において「工事着手による利用開始」といいます。 )及び第10条の4(相互接続点の設置)第1項の規定により利用を開始するものとみなす場合を含みます。 )以下、工事着手による利用開始の日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等の非現用期間」といい、第10条の4第1項の規定により利用を開始するものとみなす日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等ののみなし非現用期間」といい、接続申込者が接続に必要な装置等を現用に供する日(第1号に規定する契約に基づき当社が工事を請け負う場合は、当社が接続申込者に通知した工事完了予定日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日)をいい、接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置するための工事(以下「自前工事」といいます。 )の場合であって、接続申込者が新たな電力設備利用を開始しないときは、接続申込者が別表3(様式)様式第25の自前工事実施申込書に記載した工事完了予定日又は自前工事が完了する日のいずれか早い日、接続申込者が新たな電力設備利用を開始するときは、接続申込者が自前工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日

第7節 割増金、違約金及び延滞利息  
(光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)

第78条の2 (略)

2 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項に規定する光信号端末回線との接続の申込みが当社に到達した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第6項又は第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。 )は、接続申込者は当社に対して、別表4第2(光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。 )に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

3 (略)

(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手續きに係る違約金)

第78条の3 接続申込者が、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第10条の4(相互接続点の設置)第2項若しくは第4項又は第95条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第4項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。 )は、接続申込者は当社に対して、次の各号に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。 )を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(1) 相互接続点の設置の申込み(接続に必要な装置等を設置するためのスペース又は受発電設備の使用に係るものとします。 )を、第10条の3第5項又は第6項に規定する回答を当社が行った日から接続に必要な装置等の設置の工事が完了するまでの間に撤回したとき

別表4(違約金)第4(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手續きに係る違約金)第1欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

(2) (略)

2 (略)

#### 第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い

(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)

第95条 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項又は第6項の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するとき(当該回答を当社が行った日から6ヶ月以内に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合(以下この条において「工事着手による利用開始」といいます。 )及び第10条の4(相互接続点の設置)第1項の規定により利用を開始するものとみなす場合を含みます。 )以下、工事着手による利用開始の日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等の非現用期間」といい、第10条の4第1項の規定により利用を開始するものとみなす日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等ののみなし非現用期間」といい、接続申込者が接続に必要な装置等を現用に供する日(第1号に規定する契約に基づき当社が工事を請け負う場合は、当社が接続申込者に通知した工事完了予定日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日)をいい、接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置するための工事(以下「自前工事」といいます。 )の場合であって、接続申込者が新たな電力設備利用を開始しないときは、接続申込者が別表3(様式)様式第25の自前工事実施申込書に記載した工事完了予定日又は自前工事が完了する日のいずれか早い日、接続申込者が新たな電力設備利用を開始するときは、接続申込者が自前

をいいます。)から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間を「接続に必要な装置等の現用期間」といいます。)は、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。ただし、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1)～(3) (略)

2～3 (略)

4 接続申込者が、第1項第1号に規定する契約に基づく工事の申込み又は前項に規定する自前工事の申込みを撤回したときは、当社が行った第10条の3第5項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、それら工事の申込みを撤回した日をもって、接続申込者が第10条の3第1項に規定する相互接続点の設置の申込み(工事の申込みが撤回された部分に限ります。)を撤回したものとみなします。

(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)

第95条の4 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき(その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。)等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

(1) 当社が第10条の3第5項に規定する回答を行った日から接続に必要な装置等の設置に着手する日までの期間

ア～イ (略)

(2) (略)

2 (略)

工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日をいいます。)から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間を「接続に必要な装置等の現用期間」といいます。)は、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。ただし、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1)～(3) (略)

2～3 (略)

4 接続申込者が、第1項第1号に規定する契約に基づく工事の申込み又は前項に規定する自前工事の申込みを撤回したときは、当社が行った第10条の3第5項又は第6項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、それら工事の申込みを撤回した日をもって、接続申込者が第10条の3第1項に規定する相互接続点の設置の申込み(工事の申込みが撤回された部分に限ります。)を撤回したものとみなします。

(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)

第95条の4 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項又は第6項の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき(その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。)等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

(1) 当社が第10条の3第5項又は第6項に規定する回答を行った日から接続に必要な装置等の設置に着手する日までの期間

ア～イ (略)

(2) (略)

2 (略)

料金表

第1表 接続料金  
第1 網使用料  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(3)-2 (略)	(略)
(4) 公衆電話 発信機能又 はデジタル 公衆電話 発信機能の 適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 2 (料金額) 2 - 10 - 1 第1 欄又は第2 欄に規定する機能については、2 - 10 - 1 に掲げる料金額に、2 - 10 - 2 に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>この場合において、2 - 10 - 2 に掲げる料金額の算定にあたっては、平成 18 年度にあっては、当年度の1 月に適用される合算番号単価(事業法第 106 条に基づき指定された基礎的電気通信役務支援機関(以下「支援機関」といいます。)において同法第 110 条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単価であって平成 18 年総務省告示第 429 号の規定により算定した合算番号単価(修正合算番号単価を含みます。)をいい、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成 14 年総務省令第 64 号)第 27 条第 3 項の規定により支援機関から公表された適格電気通信事業者ごとの番号単価を合算したものをいいます。以下同じとします。)、前年度末の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び前年度の算定対象需要実績(公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る実績トラヒックをいいます。以下同じとします。)を用いるものとし、平成 19 年度以降の事業年度にあっては、前年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときに、それらと前年度の1 月に適用される合算番号単価を用いて料金額を再算定(2 - 10 - 1 に掲げる料金額を変更するときに行うものとし、各事業年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときは、その加算料と、その事業年度の各月に適用すべき合算番号単価にその事業年度の各月末の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数を乗じて得た額の合計をその事業年度の算定対象需要実績(平成 18 年度にあっては年度の実績トラヒックの4 分の1 とします。))で除して得た額との差額を、協定事業者と精算するものとします。</p>
(5)～(31) (略)	(略)

料金表

第1表 接続料金  
第1 網使用料  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(3)-2 (略)	(略)
(4) 公衆電話 発信機能又 はデジタル 公衆電話 発信機能の 適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 2 (料金額) 2 - 10 - 1 第1 欄又は第2 欄に規定する機能については、2 - 10 - 1 に掲げる料金額に、2 - 10 - 2 に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>この場合において、2 - 10 - 2 に掲げる料金額の算定にあたっては、平成 18 年度にあっては、当年度の1 月に適用される合算番号単価(事業法第 106 条に基づき指定された基礎的電気通信役務支援機関(以下「支援機関」といいます。)において同法第 110 条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単価であって平成 18 年総務省告示第 429 号の規定により算定した合算番号単価(修正合算番号単価を含みます。)をいい、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成 14 年総務省令第 64 号)第 27 条第 3 項の規定により支援機関から公表された適格電気通信事業者ごとの番号単価を合算したものをいいます。以下同じとします。)、前年度末の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び前年度の算定対象需要実績(公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る実績トラヒックをいいます。以下同じとします。)を用いるものとし、平成 19 年度以降の事業年度にあっては、前年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときに、それらと前年度末に適用される合算番号単価を用いて料金額を再算定(2 - 10 - 1 に掲げる料金額を変更するときに行うものとし、各事業年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときは、その加算料と、その事業年度の各月に適用すべき合算番号単価にその事業年度の各月末の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数を乗じて得た額の合計をその事業年度の算定対象需要実績(平成 18 年度にあっては年度の実績トラヒックの4 分の1 とします。))で除して得た額との差額を、協定事業者と精算するものとします。</p>
(5)～(31) (略)	(略)

- 2 料金額
- 2 - 1 端末回線伝送機能
- 2 - 1 - 1 基本額
- 2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考			
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(2) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を受容する伝送装置(固定無線通信網終端装置を含みます。)及び端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)		(略)			
		ウ 光信号伝送装置により、100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(ア) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	6,255円	2 - 1の4に係る料金は含みません。
			(イ) 1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。)	保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	6,255円	
				以 外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	6,443円	
エ 固定無線通信網により、46Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	3,798円	51,695円	—			

- 2 料金額
- 2 - 1 端末回線伝送機能
- 2 - 1 - 1 基本額
- 2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考			
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(2) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を受容する伝送装置(固定無線通信網終端装置を含みます。)及び端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)		(略)			
		ウ 光信号伝送装置により、100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(ア) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	4,081円	2 - 1の4に係る料金は含みません。
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	4,081円	
				以 外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	4,203円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	3,723円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	3,723円		
			以 外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	3,835円		
			(イ) 1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	43,861円	
保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	43,861円					

(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの		(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,243円		
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,243円		
				(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1回線ごとに	1,280円		
		イ 4線式のもの		1回線ごとに	2,560円			
		ウ~エ (略)		(略)	(略)			
(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの		(ア) 当社の局内スプリッタを利用する場合		保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	82円
						保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	82円
				(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,294円
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに			1,294円		
		C A B以外のもの	1回線ごとに			1,333円		
			電話重畳する場合			A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	32円
						B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	32円

(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの		(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,230円		
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,230円		
				(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1回線ごとに	1,267円		
		イ 4線式のもの		1回線ごとに	2,534円			
		ウ~エ (略)		(略)	(略)			
(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの		(ア) 当社の局内スプリッタを利用する場合		保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	74円
						保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	74円
				(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,300円
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに			1,300円		
		C A B以外のもの	1回線ごとに			1,339円		
			電話重畳する場合			A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	31円
						B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	31円



イ 第 2 群 の 送 シ テ を い る も の ( 収 入 係 利 制 が け れ い も で っ て 、 カ ド に 独 容 れ い も に り す 。 )	(ア) 当社の局内 スプリッタを 利用する場合		保守の 区別がタ イプ1 - 1のもの	1回線ご とに	<u>671円</u>
			保守の 区別がタ イプ1 - 2のもの	1回線ご とに	<u>671円</u>
	(イ) 当 社の内 スリ ッタ 利 し い 場 合	以 外 の 場 合	A 保守の 区別がタ イプ1 - 1のもの	1回線ご とに	<u>1,883円</u>
			B 保守の 区別がタ イプ1 - 2のもの	1回線ご とに	<u>1,883円</u>
			C A B以 外のもの	1回線ご とに	<u>1,922円</u>
		電 話 重 畳 す 場 合	A 保守の 区別がタ イプ1 - 1のもの	1回線ご とに	<u>621円</u>
			B 保守の 区別がタ イプ1 - 2のもの	1回線ご とに	<u>621円</u>

イ 第 2 群 の 送 シ テ を い る も の ( 収 入 係 利 制 が け れ い も で っ て 、 カ ド に 独 容 れ い も に り す 。 )	(ア) 当社の局内 スプリッタを 利用する場合		保守の 区別がタ イプ1 - 1のもの	1回線ご とに	<u>546円</u>
			保守の 区別がタ イプ1 - 2のもの	1回線ご とに	<u>546円</u>
	(イ) 当 社の内 スリ ッタ 利 し い 場 合	以 外 の 場 合	A 保守の 区別がタ イプ1 - 1のもの	1回線ご とに	<u>1,772円</u>
			B 保守の 区別がタ イプ1 - 2のもの	1回線ご とに	<u>1,772円</u>
			C A B以 外のもの	1回線ご とに	<u>1,811円</u>
		電 話 重 畳 す 場 合	A 保守の 区別がタ イプ1 - 1のもの	1回線ご とに	<u>503円</u>
			B 保守の 区別がタ イプ1 - 2のもの	1回線ご とに	<u>503円</u>

(5) 端末回線 伝送機能(第 5条(標準的 な接続箇所) 第1項の表 中第2-3欄で 接続する場 合)	ア 端末回線により伝 送を行う機能 (128kbit/sの符号 伝送が可能なもの に限ります。)	(ア) 保守の区別がタ イプ1-1のもの	1回線ごと に	389円	—		
		(イ) 保守の区別がタ イプ1-2のもの	1回線ごと に	389円			
	イ 端末回線により伝 送を行う機能 (1.536Mbit/sの符 号伝送が可能なもの に限ります。)	(ア) 保守の区別がタ イプ1-1のもの	1回線ごと に	7,007円			
		(イ) 保守の区別がタ イプ1-2のもの	1回線ごと に	7,007円			
(6) 端末回線 伝送機能(第 5条(標準的 な接続箇所) 第1項の表 中第1-3 欄で接続す る場合)	ア (略)		(略)	(略)	(略)		
イ 光信号主 端末回線 (光局外ス プリッタを 含むものに 限ります。) により1芯 にて伝送を 行う機能	(ア) 分岐 できる 光信号 分岐端 末回線 の数が 8を限 度とす るもの	保守の区別 がタイプ1- 1のもの	1回線ごと に	4,522円	—		
		保守の区別 がタイプ1- 2のもの	1回線ごと に	4,522円			
		以外の もの	1回線ごと に	4,654円			
	(イ) 分岐 できる 光信号 分岐端 末回線 の数が 4を限 度とす るもの	保守の区別 がタイプ1- 1のもの	1回線ごと に	4,522円			
		保守の区別 がタイプ1- 2のもの	1回線ごと に	4,522円			
		以外の もの	1回線ごと に	4,654円			
	(7) (略)	(略)		(略)		(略)	(略)

(5) 端末回線 伝送機能(第 5条(標準的 な接続箇所) 第1項の表 中第2-3欄で 接続する場 合)	ア 端末回線により伝 送を行う機能 (128kbit/sの符号 伝送が可能なもの に限ります。)	(ア) 保守の区別がタ イプ1-1のもの	1回線ごと に	332円	—		
		(イ) 保守の区別がタ イプ1-2のもの	1回線ごと に	332円			
	イ 端末回線により伝 送を行う機能 (1.536Mbit/sの符 号伝送が可能なもの に限ります。)	(ア) 保守の区別がタ イプ1-1のもの	1回線ごと に	6,831円			
		(イ) 保守の区別がタ イプ1-2のもの	1回線ごと に	6,831円			
(6) 端末回線 伝送機能(第 5条(標準的 な接続箇所) 第1項の表 中第1-3 欄で接続す る場合)	ア (略)		(略)	(略)	(略)		
イ 光信号主 端末回線 (光局外ス プリッタを 含むものに 限ります。) により1芯 にて伝送を 行う機能	(ア) 分岐 できる 光信号 分岐端 末回線 の数が 8を限 度とす るもの	保守の区別 がタイプ1- 1のもの	1回線ごと に	4,493円	—		
		保守の区別 がタイプ1- 2のもの	1回線ごと に	4,493円			
		以外の もの	1回線ごと に	4,624円			
	(イ) 分岐 できる 光信号 分岐端 末回線 の数が 4を限 度とす るもの	保守の区別 がタイプ1- 1のもの	1回線ごと に	4,487円			
		保守の区別 がタイプ1- 2のもの	1回線ごと に	4,487円			
		以外の もの	1回線ごと に	4,618円			
	(7) (略)	(略)		(略)		(略)	(略)

(8) 端末回線 伝送機能(第5 条(標準的な接 続箇所)第1項 の表中第5 - 2欄で接続す る場合)	端末回 線を収 容する 伝送装 置(端 末回線 を終端 するた めの装 置に限 りま す。)及 び端 末回線 により 伝送を 行う機 能	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,305 円</u>	—
		6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,033 円</u>	
		9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,897 円</u>	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,761 円</u>	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,625 円</u>	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,441 円</u>	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,305 円</u>	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,169 円</u>	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>15,033 円</u>	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>15,849 円</u>	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>16,713 円</u>	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>17,577 円</u>	
39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>18,441 円</u>			
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>19,257 円</u>			

(8) 端末回線 伝送機能(第5 条(標準的な接 続箇所)第1項 の表中第5 - 2欄で接続す る場合)	端末回 線を収 容する 伝送装 置(端 末回線 を終端 するた めの装 置に限 りま す。)及 び端 末回線 により 伝送を 行う機 能	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,081 円</u>	—
		6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,665 円</u>	
		9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,369 円</u>	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,073 円</u>	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,777 円</u>	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,481 円</u>	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,229 円</u>	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,933 円</u>	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,637 円</u>	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,341 円</u>	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>15,045 円</u>	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>15,749 円</u>	
39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>16,497 円</u>			
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>17,201 円</u>			

2 - 1 - 1 - 2 加算料

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サ ービス契 約約款に 規定する 施設設置 負担金等 の適用が ない場合 の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	<u>279 円</u>	—
	イ~ウ(略)	(略)	(略)	

2 - 1 - 1 - 2 加算料

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サ ービス契 約約款に 規定する 施設設置 負担金等 の適用が ない場合 の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	<u>287 円</u>	—
	イ~ウ(略)	(略)	(略)	

(2) 2 - 1 - 1 - 1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) (1)以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	451円	—
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	451円	
			以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	465円	
		(1) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	441円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	441円	
			以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	454円	
	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線ごとに	4,522円	—
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線ごとに	4,522円	
			以外のもの	1光信号主端末回線ごとに	4,654円	
		(1) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線ごとに	4,522円	
保守の区別がタイプ1-2のもの			1光信号主端末回線ごとに	4,522円		
以外のもの			1光信号主端末回線ごとに	4,654円		

(2) 2 - 1 - 1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) (1)以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	433円	—
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	433円	
			以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	446円	
		(1) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	424円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	424円	
			以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	437円	
	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線ごとに	4,493円	—
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線ごとに	4,493円	
			以外のもの	1光信号主端末回線ごとに	4,624円	
		(1) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線ごとに	4,487円	
保守の区別がタイプ1-2のもの			1光信号主端末回線ごとに	4,487円		
以外のもの			1光信号主端末回線ごとに	4,618円		

(3) 2-1-1-1 第2欄工欄に規定する機能に係る加算料	ア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	15,793 円	_____
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	15,793 円	
	イ 固定無線宅内設備の追加に係る加算料	1 固定無線宅内設備ごとに	1,243 円		
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの		1 回線ごとに	406 円	_____
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの		1 回線ごとに1メートルあたり	1,499 円	
(5) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)

(3) 2-1-1-1 第2欄工欄に規定する機能に係る加算料	ア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	30,652 円	_____
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	30,652 円	
	イ 固定無線宅内設備の追加に係る加算料	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線宅内設備ごとに	2,033 円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線宅内設備ごとに	2,033 円	
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの		1 回線ごとに	387 円	_____
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの		1 回線ごとに1メートルあたり	1,475 円	
(5) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)

2-1-2 (略)

2-1-2 (略)

2-1の2 ISM折返し機能

2-1の2 ISM折返し機能

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに	936 円	_____
	(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	2 3 B + Dチャンネルごとに	63,538 円	_____

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに	855 円	_____
	(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	2 3 B + Dチャンネルごとに	60,587 円	_____

2 - 1 の 3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考		
光信号電気信号変換機能	(1) 100M bit/s タイプ	ア 最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの(以下「集線型利用」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1 - 1のもの 8,933 円	—	
			(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの 8,933 円		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの 9,201 円		
		イ 光信号端末回線を集線せずに接続するもの(以下「非集線型利用」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1 - 1のもの 961 円		—
			(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの 961 円		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの 990 円		
	(2) 1Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ1 - 1のもの 2,796 円	—		
		イ 保守の区別がタイプ1 - 2のもの 2,796 円			
		ウ アイ以外のもの 2,868 円			

2 - 1 の 3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考		
光信号電気信号変換機能	(1) 100M bit/s タイプ	ア 最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの(以下「集線型利用」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1 - 1のもの 6,126 円	—	
			(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの 6,126 円		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの 6,310 円		
		イ 光信号端末回線を集線せずに接続するもの(以下「非集線型利用」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1 - 1のもの 700 円		—
			(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの 700 円		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの 721 円		
	(2) 1Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ1 - 1のもの 2,711 円	—		
		イ 保守の区別がタイプ1 - 2のもの 2,711 円			
		ウ アイ以外のもの 2,781 円			

2 - 1 の 4 光信号多重分離機能

区 分			料金額	備 考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの 1,470 円	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの 1,470 円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの 1,514 円	
	イ 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの 2,065 円	_____	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの 2,065 円		
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの 2,127 円		

2 - 1 の 4 光信号多重分離機能

区 分			料金額	備 考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの 874 円	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの 874 円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの 901 円	
	イ 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの 1,844 円	_____	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの 1,844 円		
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの 1,899 円		

2 - 2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1942 円	_____
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0140 円	_____
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	33,250,000 円	_____
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 - 2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.2032 円	_____
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0142 円	_____
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	32,333,618 円	_____
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	<u>0.00000677 円</u>	—
		イ 番号案内サービス接続機能( 端末回線線端等接続 )を利用する場合	1 案内ごとに	<u>0.00000791 円</u>	
		ウ 番号データベース接続機能ア欄を利用する場合	1 接続 3 分までごとに	<u>0.00000760 円</u>	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	<u>0.00000982 円</u>	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	<u>0.00001117 円</u>	
		カ PHS制御信号機能を利用する場合	活用型 PHS事業者の提供する着信転送機能 1 契約者ごとに月額	<u>0.00000779 円</u>	
(7) ~ (8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	<u>0.00000711 円</u>	—
		イ 番号案内サービス接続機能( 端末回線線端等接続 )を利用する場合	1 案内ごとに	<u>0.00000814 円</u>	
		ウ 番号データベース接続機能ア欄を利用する場合	1 接続 3 分までごとに	<u>0.00000798 円</u>	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	<u>0.00001031 円</u>	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	<u>0.00001173 円</u>	
		カ PHS制御信号機能を利用する場合	活用型 PHS事業者の提供する着信転送機能 1 契約者ごとに月額	<u>0.00000818 円</u>	
(7) ~ (8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



2 - 2 の 2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限りて協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なもの)に限ります。以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。)とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	672 回線 (50Mbit/s相当)ごとに月額	83,920 円	_____
	ア 複数の加入者交換機(少なくとも1の加入者交換機は、特定加入者交換機であることを要します。)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により信号の編集振分を行うもの			
	イ 加入者交換機(特定加入者交換機以外のものに限ります。)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672 回線 (50Mbit/s相当)ごとに月額	21,891 円	

2 - 3 ~ 2 - 4 (略)

2 - 2 の 2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限りて協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なもの)に限ります。以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。)とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能			_____
	ア 削除			
	イ 加入者交換機(特定加入者交換機以外のものに限ります。)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672 回線 (50Mbit/s相当)ごとに月額	24,967 円	

2 - 3 ~ 2 - 4 (略)

- 2 - 5 中継伝送機能
- 2 - 5 - 1 ~ 2 - 5 - 2 の 2 (略)
- 2 - 5 - 3 光信号中継伝送機能
- 2 - 5 - 3 - 1 基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
光信号中継伝送機能	光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	—
		イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	

- 2 - 5 - 3 - 2 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	406円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1.499円	

- 2 - 5 中継伝送機能
- 2 - 5 - 1 ~ 2 - 5 - 2 の 2 (略)
- 2 - 5 - 3 光信号中継伝送機能
- 2 - 5 - 3 - 1 基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
光信号中継伝送機能	光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	—
		イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	

- 2 - 5 - 3 - 2 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	387円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1.475円	

2-6 通信路設定伝送機能  
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額  
 2-6-1-1 基本料

1回線ごとに月額

区分	右欄以外の場合	料金額		備考	
		通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終了する場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終了する場合		
通信回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	A一般専用 専らAM放送の音響を伝送するため、通常50kHzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	61297円	59502円		
		91611円	84439円		
	イ高速デジタル伝送に依るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	5360円	4701円	
		上記以外のもの	5803円	5203円	
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	18008円	17408円	
			15000円	14400円	
		Eコノミークラスのもの	5598円	5024円	
			5803円	5203円	
		Eコノミークラスのもの	20897円	19702円	
			7588円	6460円	
		Eコノミークラスのもの	7728円	6579円	
			8013円	6818円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	23720円	21925円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	26587円	24196円	
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	32322円	28736円		
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	38058円	33277円		
768kbit/sの符号伝送が可能なもの	49532円	42360円			
1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	66746円	55983円			
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	83953円	69605円		
		47356円	38820円		
	Eコノミークラスのもの	48291円	34886円		
		50187円	35819円		
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	135586円	110475円		
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	187212円	151344円		
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	238844円	192213円	
			104344円	71974円	
		Eコノミークラスのもの	106418円	73403円	
			110573円	76263円	
ウATM専用 に依るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	83750円	80230円		
		セカンドクラスのもの	75417円	73757円	
		Eコノミークラスのもの	76917円	75222円	
			79913円	78153円	
		Eコノミークラスのもの	75417円	73757円	
			76917円	75222円	
	Eコノミークラスのもの	79913円	78153円		
		92485円	85445円		
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	80037円	76717円	
			81626円	78241円	
			84810円	81290円	
		Eコノミークラスのもの	80037円	76717円	
81626円			78241円		
84810円			81290円		
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	106679円	93921円		
		セカンドクラスのもの	87997円	81772円	
		89746円	83398円		
	Eコノミークラスのもの	93247円	86649円		
		87092円	81282円		
		88823円	82898円		
3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	121965円	103047円		
		セカンドクラスのもの	96082円	86952円	
		97997円	88682円		
	Eコノミークラスのもの	101820円	92140円		
		95177円	86462円		
		97070円	88182円		
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	138156円	111521円		
		セカンドクラスのもの	104042円	92007円	
		106115円	93837円		
	Eコノミークラスのもの	110256円	97498円		
		103137円	91517円		
		105187円	93337円		
109293円	96978円				

2-6 通信路設定伝送機能  
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額  
 2-6-1-1 基本料

1回線ごとに月額

区分	右欄以外の場合	料金額		備考	
		通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終了する場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終了する場合		
通信回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	A一般専用 専らAM放送の音響を伝送するため、通常50kHzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	59517円	57951円		
		87815円	81543円		
	イ高速デジタル伝送に依るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	5075円	4446円	
		上記以外のもの	5580円	5060円	
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	17671円	17151円	
			15000円	14400円	
		Eコノミークラスのもの	5296円	4803円	
			5390円	4888円	
		Eコノミークラスのもの	20464円	19419円	
			7282円	6296円	
		Eコノミークラスのもの	7416円	6412円	
			7690円	6645円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	23174円	21608円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	25940円	23849円	
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	31468円	28332円		
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	36995円	32813円		
768kbit/sの符号伝送が可能なもの	48048円	41776円			
1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	64630円	55222円			
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	81212円	68668円		
		45311円	33478円		
	Eコノミークラスのもの	46208円	34138円		
		48003円	35458円		
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	130951円	109003円		
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	180695円	149338円		
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	230433円	189674円	
			95193円	72063円	
		Eコノミークラスのもの	100145円	73494円	
			104054円	76357円	
ウATM専用 に依るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	81277円	78436円		
		セカンドクラスのもの	73261円	71921円	
		Eコノミークラスのもの	74713円	73349円	
			77624円	76206円	
		Eコノミークラスのもの	73261円	71921円	
			74713円	73349円	
	Eコノミークラスのもの	77624円	76206円		
		89861円	84178円		
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	77913円	75233円	
			79461円	76727円	
			82558円	79717円	
		Eコノミークラスのもの	77913円	75233円	
79461円			76727円		
82558円			79717円		
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	102732円	92790円		
		セカンドクラスのもの	85752円	80727円	
		87459円	82332円		
	Eコノミークラスのもの	90866円	85541円		
		84891円	80201円		
		86580円	81795円		
3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	117752円	102837円		
		セカンドクラスのもの	93893円	86523円	
		95762円	88243円		
	Eコノミークラスのもの	99498円	91685円		
		93032円	85997円		
		94885円	87707円		
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	131698円	112668円		
		セカンドクラスのもの	101022円	91642円	
		103031円	93465円		
	Eコノミークラスのもの	107054円	97111円		
		100161円	91116円		
		102153円	92928円		
106142円	96553円				

5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	148,166円	118,693円			
		セカンドクラスのもの	110,847円	96,322円		
6Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(F) 6.0Mbit/sのもの	113,057円	98,239円			
		保守の区別がタイプ1-1のもの	117,470円	102,072円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	109,037円	95,342円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	111,207円	97,239円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	115,551円	101,033円		
		クラスが下記以外のもの	161,269円	126,516円		
		セカンドクラスのもの	118,682円	101,252円		
(I) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	121,048円	103,268円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	125,773円	107,298円		
		保守の区別が上記以外のもの	116,872円	100,272円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	119,188円	102,268円		
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	123,854円	106,259円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	6,380円	3,808円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	4,640円	2,846円		
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,730円	2,903円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	4,918円	3,017円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	3,361円	2,155円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	3,432円	2,199円		
50Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(F) 50.0Mbit/sのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,566円	2,285円		
		クラスが下記以外のもの	441,858円	294,053円		
		セカンドクラスのもの	322,757円	226,477円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	329,202円	230,997円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	342,091円	240,036円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	264,837円	195,117円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	270,124円	189,009円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	280,699円	206,794円		
		(I) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,707円	1,020円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1,782円	1,056円
				保守の区別がタイプ1-1のもの	1,817円	1,076円
保守の区別がタイプ1-2のもの	1,889円			1,117円		
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	897円	576円			
	保守の区別がタイプ1-2のもの	915円	588円			
	保守の区別がタイプ1-1のもの	954円	610円			
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	587,070円	380,757円			
		セカンドクラスのもの	474,227円	316,112円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	483,703円	322,422円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	502,652円	335,049円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	341,192円	244,082円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	348,004円	248,954円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	361,633円	258,698円		
600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	873,460円	824,700円			
		エコノミークラスのもの	519,297円	496,297円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	529,673円	506,213円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	550,425円	526,045円		

2-6-1-2 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考	
通信回路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信回路の設定並びに伝送を行う機能	通信回路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が出発地の距離が当社別に定められた場合の加算料	
		290円	2,420円	
通信回路設定伝送機能	一般専用回線に依るもの	専らF M放送の音響を伝送するため、通常40Hzから15kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	1,140円	9,680円
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	190円	753円
通信回路設定伝送機能	イ 高速デジタル伝送に依るもの	上記以外のもの	100円	807円
		64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	100円	807円
		クラスが下記以外のもの	90円	761円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	90円	776円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	100円	807円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	190円	1,613円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	180円	1,522円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	180円	1,552円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	190円	1,613円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	290円	2,420円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	380円	3,227円
通信回路設定伝送機能	イ 高速デジタル伝送に依るもの	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	570円	4,840円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	760円	6,453円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,140円	9,680円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,720円	14,520円
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,290円	19,360円
		クラスが下記以外のもの	2,160円	18,264円
		エコノミークラスのもの	2,200円	18,629円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	2,200円	18,629円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,290円	19,360円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	4,010円	33,880円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	5,720円	48,400円

5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	143,498円	120,060円			
		セカンドクラスのもの	108,711円	96,985円		
6Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(F) 6.0Mbit/sのもの	110,874円	98,914円			
		保守の区別がタイプ1-1のもの	115,207円	102,775円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	106,989円	95,933円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	109,118円	97,841円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	113,379円	101,659円		
		クラスが下記以外のもの	156,369円	128,672円		
		セカンドクラスのもの	116,550円	102,479円		
(I) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	118,871円	104,519円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	123,514円	108,600円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	113,967円	100,801円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	116,238円	102,809円		
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	5,705円	3,816円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	4,285円	2,931円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	4,373円	2,989円		
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	4,545円	3,107円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	3,093円	2,202円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	3,153円	2,246円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	3,279円	2,334円		
50Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(F) 50.0Mbit/sのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	407,389円	296,597円		
		クラスが下記以外のもの	305,144円	231,443円		
		セカンドクラスのもの	311,234円	236,061円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	323,423円	245,300円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	250,040円	197,779円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	255,032円	201,724円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	265,012円	209,616円		
		(I) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,387円	929円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1,501円	993円
				保守の区別がタイプ1-1のもの	1,530円	1,013円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1,594円	1,053円
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	752円	535円			
	保守の区別がタイプ1-2のもの	767円	546円			
	保守の区別がタイプ1-1のもの	797円	568円			
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	525,390円	375,535円			
		セカンドクラスのもの	432,825円	315,908円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	441,471円	322,216円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	458,766円	334,833円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	314,005円	243,319円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	320,274円	248,175円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	332,816円	257,889円		
600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	924,797円	888,642円			
		エコノミークラスのもの	556,667円	539,597円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	567,789円	550,379円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	590,038円	571,943円		

2-6-1-2 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考	
通信回路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信回路の設定並びに伝送を行う機能	通信回路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が出発地の距離が当社別に定められた場合の加算料	
		250円	2,461円	
通信回路設定伝送機能	一般専用回線に依るもの	専らF M放送の音響を伝送するため、通常40Hzから15kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	1,020円	9,845円
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	170円	736円
通信回路設定伝送機能	イ 高速デジタル伝送に依るもの	上記以外のもの	80円	820円
		64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	80円	820円
		クラスが下記以外のもの	80円	774円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	80円	789円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	80円	820円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	170円	1,641円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	160円	1,548円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	160円	1,579円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	170円	1,641円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	250円	2,461円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	340円	3,282円
通信回路設定伝送機能	イ 高速デジタル伝送に依るもの	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	510円	4,923円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	680円	6,564円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,020円	9,845円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,530円	14,768円
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,040円	19,691円
		クラスが下記以外のもの	1,920円	18,576円
		エコノミークラスのもの	1,960円	18,848円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	2,040円	19,691円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,040円	19,691円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	3,560円	34,458円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	5,090円	49,227円

ウ A T M 専 用に係 るもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	7,440円	62,919円	
		エコノミークラスの もの	6,240円	38,220円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	6,360円 6,610円	38,984円 40,513円	
	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	680円	4,155円	
		セカンドクラスの もの	320円	1,960円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	330円 340円	1,999円 2,078円	
		エコノミークラスの もの	320円	1,960円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	330円 340円	1,999円 2,078円	
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,360円	8,310円
	セカンドクラスの もの		640円	3,920円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		650円 680円	3,999円 4,155円	
	エコノミークラスの もの		640円	3,920円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		650円 680円	3,999円 4,155円	
	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	2,460円	15,063円
		セカンドクラスの もの	1,200円	7,350円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,220円 1,270円	7,497円 7,791円	
		エコノミークラスの もの	1,120円	6,860円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,140円 1,190円	6,997円 7,272円	
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	3,650円	22,334円
セカンドクラスの もの	1,760円		10,780円		
保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,800円 1,870円		10,996円 11,427円		
エコノミークラスの もの	1,680円		10,290円		
保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,710円 1,780円		10,496円 10,907円		
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		4,750円	29,086円	
	セカンドクラスの もの	2,320円	14,210円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	2,370円 2,460円	14,494円 15,063円		
	エコノミークラスの もの	2,240円	13,720円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	2,280円 2,370円	13,994円 14,543円		
	5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	5,680円	34,800円	
セカンドクラスの もの		2,800円	17,150円		
保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		2,860円 2,970円	17,493円 18,179円		
エコノミークラスの もの		2,640円	16,170円		
保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		2,690円 2,800円	16,493円 17,140円		
6.0Mbit/sから 49.0Mbit/sまでの 符号伝送が可能なもの		(7) 6.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	6,700円	41,033円
	セカンドクラ スのもの		3,360円	20,580円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		3,430円 3,560円	20,992円 21,815円	
	エコノミーク ラスのもの		3,200円	19,600円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		3,260円 3,390円	19,992円 20,776円	
	(4) 6.0Mbit/sを超える 1.0Mbit/sごとに		クラスが下記以外のもの	500円	3,034円
		セカンドクラ スのもの	350円	2,116円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	350円 370円	2,158円 2,243円	
		エコノミーク ラスのもの	230円	1,426円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	240円 250円	1,454円 1,511円	
		50.0Mbit/sから 134.0Mbit/sまでの 符号伝送が可能なもの	(7) 50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	28,490円
	セカンドクラ スのもの			18,560円	113,680円
保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	18,930円 19,670円			115,954円 120,501円	
エコノミーク ラスのもの	13,440円			82,320円	
保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	13,710円 14,250円			83,966円 87,259円	
(4) 50.0Mbit/sを超える 1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの			130円	813円
	セカンドクラ スのもの		140円	859円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		140円 150円	876円 910円	
	エコノミーク ラスのもの		60円	380円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		60円 70円	388円 403円	

ウ A T M 専 用に係 るもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	6,610円	63,995円	
		エコノミークラスの もの	4,680円	41,029円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	4,770円 4,960円	41,850円 43,491円	
	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	510円	4,460円	
		セカンドクラスの もの	240円	2,104円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	240円 250円	2,146円 2,230円	
		エコノミークラスの もの	240円	2,104円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	240円 250円	2,146円 2,230円	
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,020円	8,921円
	セカンドクラスの もの		480円	4,208円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		490円 510円	4,292円 4,460円	
	エコノミークラスの もの		480円	4,208円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		490円 510円	4,292円 4,460円	
	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	1,780円	15,612円
		セカンドクラスの もの	900円	7,890円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	920円 950円	8,048円 8,363円	
		エコノミークラスの もの	840円	7,364円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	860円 890円	7,511円 7,806円	
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,670円	23,418円
セカンドクラスの もの	1,320円		11,572円		
保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,350円 1,400円		11,803円 12,266円		
エコノミークラスの もの	1,260円		11,046円		
保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,290円 1,340円		11,267円 11,709円		
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		3,500円	30,666円	
	セカンドクラスの もの	1,680円	14,728円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,710円 1,780円	15,023円 15,612円		
	エコノミークラスの もの	1,620円	14,202円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,650円 1,720円	14,486円 15,054円		
	5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	4,200円	36,800円	
セカンドクラスの もの		2,100円	18,410円		
保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		2,140円 2,230円	18,778円 19,515円		
エコノミークラスの もの		1,980円	17,358円		
保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		2,020円 2,100円	17,705円 18,399円		
6.0Mbit/sから 49.0Mbit/sまでの 符号伝送が可能なもの		(7) 6.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	4,960円	43,491円
	セカンドクラ スのもの		2,520円	22,092円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		2,570円 2,670円	22,534円 23,418円	
	エコノミーク ラスのもの		2,340円	20,514円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		2,390円 2,480円	20,924円 21,745円	
	(4) 6.0Mbit/sを超える 1.0Mbit/sごとに		クラスが下記以外のもの	340円	2,965円
		セカンドクラ スのもの	240円	2,128円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	250円 260円	2,170円 2,256円	
		エコノミーク ラスのもの	160円	1,399円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	160円 170円	1,427円 1,483円	
		50.0Mbit/sから 134.0Mbit/sまでの 符号伝送が可能なもの	(7) 50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	19,840円
	セカンドクラ スのもの			13,200円	115,722円
保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	13,460円 13,990円			118,036円 122,665円	
エコノミーク ラスのもの	9,360円			82,057円	
保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	9,550円 9,920円			83,698円 86,980円	
(4) 50.0Mbit/sを超える 1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの			80円	722円
	セカンドクラ スのもの		90円	798円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		90円 100円	814円 846円	
	エコノミーク ラスのもの		40円	340円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		40円 40円	347円 361円	

		134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	39,770円	243,599円
			セカンドクラスのもの	30,480円	186,690円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	31,090円	190,424円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	32,310円	197,891円
			保守の区別が上記以外のもの	18,720円	114,660円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	19,090円	116,953円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	19,840円	121,540円
			保守の区別が上記以外のもの	97,520円	597,310円
			エコノミークラスのもの	46,000円	281,750円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	46,920円	287,385円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	48,760円	298,655円
			保守の区別が上記以外のもの		

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

		区 分	料金額	備考
専用回線 ノード設 置、中継伝 送路設備及 び請求回線 を収容する 伝送装置に より通信路 の設定並び に伝送を行 う機能	ア一般 専用に係 るもの	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50kHzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	59,044円	
		専らFM放送の音響を伝送するため、通常40kHzから15kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	82,607円	
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	4,548円	
		上記以外のもの	5,050円	
	イ高速 デジタル伝 送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	17,255円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	19,397円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	21,467円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	23,585円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	27,820円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	32,056円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	40,528円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	53,235円	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	65,942円	
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	104,064円	
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	142,186円	
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの		180,307円		

		134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	26,840円	235,293円
			セカンドクラスのもの	20,940円	183,577円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	21,360円	187,248円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	22,200円	194,591円
			保守の区別が上記以外のもの	12,660円	110,988円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	12,910円	113,208円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	13,420円	117,647円
			保守の区別が上記以外のもの	72,311円	633,955円
			エコノミークラスのもの	34,140円	299,298円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	34,820円	305,284円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	36,191円	317,256円
			保守の区別が上記以外のもの		

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

		区 分	料金額	備考
専用回線 ノード設 置、中継伝 送路設備及 び請求回線 を収容する 伝送装置に より通信路 の設定並び に伝送を行 う機能	ア一般 専用に係 るもの	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50kHzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	57,512円	
		専らFM放送の音響を伝送するため、通常40kHzから15kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	79,788円	
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	4,300円	
		上記以外のもの	4,914円	
	イ高速 デジタル伝 送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	17,005円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	19,126円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	21,169円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	23,264円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	27,454円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	31,643円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	40,021円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	52,589円	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	65,157円	
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	102,858円	
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	140,561円	
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの		178,264円		

2 - 6 の 2 データ伝送機能

2 - 6 の 2 - 1 基本料

		1 回線ごとに月額			
区分		料金額	備考		
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	1,989円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	3,645円		
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	5,301円		
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	6,957円		
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	10,269円		
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	13,581円		
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	26,829円		
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	48,357円		
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	71,541円		
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	93,069円		
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	111,285円		
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	131,157円		
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	141,093円		
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	151,029円		
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	160,965円		
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	172,557円		
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	3,795円
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの			8,679円	
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	4,787円	
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	14,591円	
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	8,961円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	28,849円	
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	13,167円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	40,425円	
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	17,324円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	52,000円	
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	21,313円	
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	64,486円	
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの	25,272円	
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの	76,956円	
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの		最低伝送速度が700Kbit/sのもの	29,049円	
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	88,532円	
	上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	32,376円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		100,124円			
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	35,706円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	109,910円			
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	39,034円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	119,715円			

2 - 6 の 2 データ伝送機能

2 - 6 の 2 - 1 基本料

		1 回線ごとに月額			
区分		料金額	備考		
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	1,922円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	3,520円		
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	5,118円		
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	6,716円		
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	9,912円		
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	13,108円		
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	25,892円		
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	45,069円		
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	67,441円		
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	88,215円		
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	105,793円		
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	124,970円		
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	132,960円		
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	140,950円		
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	150,538円		
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	158,528円		
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	3,711円
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの			8,411円	
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	4,751円	
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	14,147円	
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	8,746円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	27,970円	
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	12,884円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	38,326円	
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	16,991円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	48,697円	
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	20,939円	
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	60,794円	
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの	24,822円	
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの	72,874円	
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの		最低伝送速度が700Kbit/sのもの	28,514円	
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	84,108円	
	上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	31,645円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		95,343円			
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	34,809円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	104,834円			
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	38,054円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	114,343円			

2-6の2-2 加算料

区分		1回線ごとに月額		
		料金額	備考	
データ伝送機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	396円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	792円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	1,188円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	1,584円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	2,376円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	3,168円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	6,336円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	11,484円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	17,028円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	22,176円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	26,532円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	31,284円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	33,660円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	36,036円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	38,412円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	41,184円	
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの			1,996円
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	1,065円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	3,410円
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	2,063円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	6,819円
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	3,069円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	9,587円
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	4,063円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	12,355円
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	5,017円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	15,341円
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの	5,964円
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの	18,323円
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの		最低伝送速度が700Kbit/sのもの	6,867円
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	21,091円
	上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	7,663円	
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		23,863円		
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	8,459円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	26,203円		
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	9,255円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	28,548円		

2-6の2-2 加算料

区分		1回線ごとに月額		
		料金額	備考	
データ伝送機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	426円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	852円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	1,278円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	1,704円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	2,556円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	3,408円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	6,816円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	11,928円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	17,892円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	23,430円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	28,116円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	33,228円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	35,358円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	37,489円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	40,045円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	42,175円	
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの			2,156円
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	1,180円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	3,685円
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	2,245円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	7,370円
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	3,348円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	10,130円
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	4,443円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	12,895円
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	5,495円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	16,120円
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの	6,531円
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの	19,340円
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの		最低伝送速度が700Kbit/sのもの	7,515円
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	22,335円
	上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	8,350円	
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		25,330円		
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	9,193円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	27,860円		
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	10,058円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	30,395円		



2 - 7 (略)

2 - 8 番号案内機能等

区分	単位	料金額	備考
(1) 番号案内サービス接続機能（中継交換機等接続）	1案内ごとに	(略)	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）	1案内ごとに	75円	活用型PHS事業者、特定中継事業者又は第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	1接続3分までごとに	13円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	1成功検索ごとに	32円	
イ	1案内ごとに	6.89円	特定端末系事業者に適用します。

2 - 7 (略)

2 - 8 番号案内機能等

区分	単位	料金額	備考
(1) 番号案内サービス接続機能（中継交換機等接続）	1案内ごとに	(略)	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）	1案内ごとに	76円	活用型PHS事業者、特定中継事業者又は第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	1接続3分までごとに	14円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	1成功検索ごとに	28円	
イ	1案内ごとに	6.30円	特定端末系事業者に適用します。

	ウ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄又は第2項に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	5.62円	_____
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	6.64円	番号情報データベース登録事業者に適用します。
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	アイ以外の場合 1番号ごとに	5.19円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1番号ごとに	6.95円
(6) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能	1通信ごとに	23円	_____

	ウ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄又は第2項に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	5.18円	_____
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	6.37円	番号情報データベース登録事業者に適用します。
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	アイ以外の場合 1番号ごとに	3.99円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1番号ごとに	6.59円
(6) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能	1通信ごとに	48円	_____

2 - 9 手動交換機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 手動交換サービス接続機能	手動接続台（オペレータを含みます。以下同じとします。）及びその附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備を含みます。以下2 - 9において同じとします。）と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信（その特定中継事業者の契約約款等に規定するものに限り、以下2 - 9において同じとします。）する通信の手動交換を行う機能	1通信ごとに	231 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用しません。
(2) 手動コネクタサービス取扱機能	手動接続台及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信する通信について、着信課金の取扱いを行う機能	1通信ごとに	52 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用しません。
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 - 10 公衆電話機能

2 - 10 - 1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	0.4958 円	——
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	0.4344 円	——

2 - 10 - 2 (略)

2 - 9 手動交換機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 手動交換サービス接続機能	手動接続台（オペレータを含みます。以下同じとします。）及びその附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備を含みます。以下2 - 9において同じとします。）と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信（その特定中継事業者の契約約款等に規定するものに限り、以下2 - 9において同じとします。）する通信の手動交換を行う機能	1通信ごとに	257 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用しません。
(2) 手動コネクタサービス取扱機能	手動接続台及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信する通信について、着信課金の取扱いを行う機能	1通信ごとに	70 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用しません。
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 - 10 公衆電話機能

2 - 10 - 1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	0.5558 円	——
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	0.4772 円	——

2 - 10 - 2 (略)

## 2 - 1 1 その他の機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1)～(10)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コネクタサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1 通信ごとに	71 円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの	57 円	—
		イ 端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第4欄(イ)欄に係るもの	89 円	—
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1 回線ごとに月額	35 円	—
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 回線ごとに月額	89 円	活用型PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 回線ごとに月額	89 円	—
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 回線ごとに月額	89 円	—
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 回線ごとに月額	89 円	—
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 光信号分岐端末回線ごとに月額	89 円	—
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	1 回線ごとに月額	406 円	—

## 2 - 1 1 その他の機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1)～(10)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コネクタサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1 通信ごとに	92 円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの	53 円	—
		イ 端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第4欄(イ)欄に係るもの	78 円	—
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1 回線ごとに月額	37 円	—
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 回線ごとに月額	78 円	活用型PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 回線ごとに月額	78 円	—
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 回線ごとに月額	78 円	—
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 回線ごとに月額	78 円	—
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 光信号分岐端末回線ごとに月額	78 円	—
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	1 回線ごとに月額	387 円	—

		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,499円	—
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	89円	—
(21) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(22) 固定無線宅内設備管理機能	協定事業者の固定無線宅内設備の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1固定無線宅内設備ごとに月額	89円	—
(23) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)

2 - 1 2 (略)

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考	
IP通信網ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄で接続し、IP通信網を利用して伝送を行う機能	ア LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに	958,380円	—
		イ LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに	1,005,136円	—
		ウ LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに	221,747円	—
		エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに	229,411円	—
		オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに	5,787円	—

		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,475円	—
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	78円	—
(21) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(22) 固定無線宅内設備管理機能	協定事業者の固定無線宅内設備の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1固定無線宅内設備ごとに月額	78円	—
(23) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)

2 - 1 2 (略)

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) 収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄で接続し、IP通信網を利用して伝送を行う機能	ア LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに	1,750,025円	—
		イ LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに	1,565,084円	—
		ウ LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに	274,918円	—
		エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに	221,768円	—
		オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに	6,058円	—

2 - 1 4 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	13,184円	_____

(2) 特別中継局ルータ接続ルーティン グ伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-3欄で接続し、IP通信網を利用して伝送を行う機能(LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	特別中継局ルータにおける1IP通信網間接続装置ごとに	1,565,084円	_____
------------------------------	---	----------------------------	------------	-------

2 - 1 4 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	13,726円	_____

第2 網改造料

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容	
取付費比率	交換機械設備		0.252
	(略)	(略)	
	伝送機械設備		0.250
	無線機械設備		0.108
諸掛費比率	土地及び通信用建物		0.067
	(略)	(略)	
共通割掛費比率			0.050

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分			内 容		
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能		0.063	
		端末系交換機能		0.056	
		市内伝送機能		0.036	
		中継系交換機能		0.040	
		中継伝送機能		0.057	
		通信料対応設備合計		0.056	
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能		0.060	
		端末系交換機能		0.053	
		市内伝送機能		0.034	
		中継系交換機能		0.037	
		中継伝送機能		0.053	
		通信料対応設備合計		0.053	
		繰延資産比率			0.0105
		(略)			(略)
貯蔵品比率			0.0106		
他人資本比率			0.512		
自己資本比率			0.488		
他人資本利率			0.0143		
自己資本利益率			0.0157		
有利子負債以外の負債の比率			0.101		
有利子負債以外の負債の利子相当率			0.0139		
(略)			(略)		
貸倒率			0		

第2 網改造料

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容	
取付費比率	交換機械設備		0.246
	(略)	(略)	
	伝送機械設備		0.327
	無線機械設備		0.434
諸掛費比率	土地及び通信用建物		0.060
	(略)	(略)	
共通割掛費比率			0.067

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分			内 容		
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能		0.058	
		端末系交換機能		0.051	
		市内伝送機能		0.046	
		中継系交換機能		0.043	
		中継伝送機能		0.047	
		通信料対応設備合計		0.051	
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能		0.055	
		端末系交換機能		0.049	
		市内伝送機能		0.041	
		中継系交換機能		0.041	
		中継伝送機能		0.042	
		通信料対応設備合計		0.048	
		繰延資産比率			0.0094
		(略)			(略)
貯蔵品比率			0.0087		
他人資本比率			0.510		
自己資本比率			0.490		
他人資本利率			0.0181		
自己資本利益率			0.0161		
有利子負債以外の負債の比率			0.081		
有利子負債以外の負債の利子相当率			0.0149		
(略)			(略)		
貸倒率			0.0000141		

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考
(1) PHS登録 工事費	活体型PHS事業者の契約者回線番号等を当社のPHS網制御局及びPHS接続装置に登録する工事の場合	1磁気媒体ごとに	33,667円	ア 活体型PHS事業者に適用します。 イ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり1,000番号までとします。
	PHS網制御局のみに登録する工事の場合	1磁気媒体ごとに	30,871円	
(2) PHS契約者回線番号削除工事費	当社のPHS網制御局及びPHS接続装置に登録された活体型PHS事業者の契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	1番号ごとに	522円	活体型PHS事業者に適用します。

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考
(1) PHS登録 工事費	活体型PHS事業者の契約者回線番号等を当社のPHS網制御局及びPHS接続装置に登録する工事の場合	1磁気媒体ごとに	33,478円	ア 活体型PHS事業者に適用します。 イ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり1,000番号までとします。
	PHS網制御局のみに登録する工事の場合	1磁気媒体ごとに	30,698円	
(2) PHS契約者回線番号削除工事費	当社のPHS網制御局及びPHS接続装置に登録された活体型PHS事業者の契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	1番号ごとに	519円	活体型PHS事業者に適用します。



(3) PHS利用 停止工事費	活成型PHS事業者の契約者に対して、利用停止を行う工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に工事を行う場合	(ア) 1磁気媒体ごとに	3,716円	ア 活成型PHS業者に適用します。 イ 活成型PHS事業者は(ア)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みことを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。	
			(イ) 1番号ごとに	472円		
		PHS網制御局のみに工事を行う場合	(ア) 1磁気媒体ごとに	3,343円		ア 活成型PHS業者に適用します。 イ 活成型PHS事業者は、(ア)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みことを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。
			(イ) 1番号ごとに	398円		
(4) PHS利用 停止解除工事費	活成型PHS事業者の契約者に対して、利用停止の解除を行う工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に工事する場合	1番号ごとに	472円	活成型PHS業者に適用します。	
		PHS網制御局のみに工事する場合	1番号ごとに	398円	活成型PHS業者に適用します。	

(3) PHS利用 停止工事費	活成型PHS事業者の契約者に対して、利用停止を行う工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に工事を行う場合	(ア) 1磁気媒体ごとに	3,695円	ア 活成型PHS業者に適用します。 イ 活成型PHS事業者は(ア)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みことを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。	
			(イ) 1番号ごとに	470円		
		PHS網制御局のみに工事を行う場合	(ア) 1磁気媒体ごとに	3,324円		ア 活成型PHS業者に適用します。 イ 活成型PHS事業者は、(ア)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みことを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。
			(イ) 1番号ごとに	395円		
(4) PHS利用 停止解除工事費	活成型PHS事業者の契約者に対して、利用停止の解除を行う工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に工事する場合	1番号ごとに	470円	活成型PHS業者に適用します。	
		PHS網制御局のみに工事する場合	1番号ごとに	395円	活成型PHS業者に適用します。	

(5) PHS着信 転送登録工事 費	活用例PHS事業者の着信転送 機能契約者に係る契約者回線番 号等をPHS網制御局及びPH S接続装置に登録する工事に要 する費用	(ア) 1磁気 媒体 100 番号まで	2,150 円	ア 活用例PHS 事業者に適用し ます。 イ 活用例PHS事 業者は、(ア)から (イ)のいずれかを 選択して工事を 申込むことを要 します。 ウ 登録する契約 者回線番号は1 磁気媒体あたり 100番号までと します。
		(イ) 1磁気 媒体 50 番号まで	1,330 円	
		(ウ) 1磁気 媒体 10 番号まで	690 円	
		(I) 1番号 ごとに	516 円	
(6) PHS着信 転送解除工事 費	活用例PHS事業者の着信転送 機能契約者に係る契約者回線番 号等の登録を解除する工事に要 する費用	1番号ごと に	360 円	活用例PHS事 業者に適用しま す。
(7) PHS認証 情報変更工事 費	当社のPHS接続装置に登録さ れた活用例PHS事業者の契約 者回線番号等に係る認証情報 を変更する工事に要する費用	(ア) 1磁気 媒体10番 号まで	1,516 円	ア 活用例PHS 事業者に適用し ます。 イ 活用例PHS事 業者は、(ア)又は (イ)のいずれかを 選択して工事を申 込むことを要しま す。 ウ 登録する契約者 回線番号は1磁気 媒体あたり10番号 までとします。
		(イ) 1磁気 媒体1番 号のとき	677 円	
(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) PHS着信 転送基本登録 工事費	着信転送機能をPHS接続装置 に登録する工事に要する費用	(ア) 1PH S接続装 置あたり	205 円	ア 活用例PHS事 業者に適用しま す。 イ (ア)の料金につ いては、当該PHS 接続装置に着信転 送機能を最初に登 録するときに限り 適用します。
		(イ) 20基地 局回線ご とに	1,554 円	

(5) PHS着信 転送登録工事 費	活用例PHS事業者の着信転送 機能契約者に係る契約者回線番 号等をPHS網制御局及びPH S接続装置に登録する工事に要 する費用	(ア) 1磁気 媒体 100 番号まで	2,138 円	ア 活用例PHS 事業者に適用し ます。 イ 活用例PHS事 業者は、(ア)から (イ)のいずれかを 選択して工事を 申込むことを要 します。 ウ 登録する契約 者回線番号は1 磁気媒体あたり 100番号までと します。
		(イ) 1磁気 媒体 50 番号まで	1,322 円	
		(ウ) 1磁気 媒体 10 番号まで	686 円	
		(I) 1番号 ごとに	513 円	
(6) PHS着信 転送解除工事 費	活用例PHS事業者の着信転送 機能契約者に係る契約者回線番 号等の登録を解除する工事に要 する費用	1番号ごと に	358 円	活用例PHS事 業者に適用します。
(7) PHS認証 情報変更工事 費	当社のPHS接続装置に登録さ れた活用例PHS事業者の契約 者回線番号等に係る認証情報 を変更する工事に要する費用	(ア) 1磁気 媒体10番 号まで	1,508 円	ア 活用例PHS 事業者に適用し ます。 イ 活用例PHS事 業者は、(ア)又は (イ)のいずれかを 選択して工事を申 込むことを要しま す。 ウ 登録する契約者 回線番号は1磁気 媒体あたり10番号 までとします。
		(イ) 1磁気 媒体1番 号のとき	674 円	
(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) PHS着信 転送基本登録 工事費	着信転送機能をPHS接続装置 に登録する工事に要する費用	(ア) 1PH S接続装 置あたり	204 円	ア 活用例PHS事 業者に適用しま す。 イ (ア)の料金につ いては、当該PHS 接続装置に着信転 送機能を最初に登 録するときに限り 適用します。
		(イ) 20基地 局回線ご とに	1,545 円	

(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,610円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。		
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,250円			
(11)~(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,777円	特定中継事業者に適用します。		
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,175円	特定中継事業者に適用します。		
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	1,510円	特定中継事業者に適用します。	
		廃止の場合	1回線ごとに	1,373円		
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能(以下「メンバーズネットサービス」といいます。)を登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間	4,226円	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	4,895円	
				平日深夜	5,660円	
				土日祝日 昼夜間	5,086円	
				土日祝日 深夜	5,851円	
				土日祝日 深夜	5,851円	
		廃止の場合	1回線ごとに	平日昼間	3,337円	
				平日夜間	3,866円	
平日深夜	4,470円					
土日祝日 昼夜間	4,016円					
土日祝日 深夜	4,620円					
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	764円	特定中継事業者に適用します。		

(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,595円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。		
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,232円			
(11)~(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,767円	特定中継事業者に適用します。		
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,163円	特定中継事業者に適用します。		
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	1,502円	特定中継事業者に適用します。	
		廃止の場合	1回線ごとに	1,366円		
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能(以下「メンバーズネットサービス」といいます。)を登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間	4,202円	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	4,912円	
				平日深夜	5,726円	
				土日祝日 昼夜間	5,116円	
				土日祝日 深夜	5,928円	
				土日祝日 深夜	5,928円	
		廃止の場合	1回線ごとに	平日昼間	3,318円	
				平日夜間	3,879円	
				平日深夜	4,522円	
				土日祝日 昼夜間	4,040円	
土日祝日 深夜	4,681円					
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	760円	特定中継事業者に適用します。		

(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1 回線ごとに	<u>180 円</u>	特定中継事業者に適用します。			
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1 工事ごとに	<u>6,991 円</u>	特定端末系事業者に適用します。			
(22)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7)(イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 <u>1,137 円</u>	移転先事業者に適用します。	
				平日夜間 <u>1,317 円</u>			
				平日深夜 <u>1,523 円</u>			
				土日祝日 昼夜間 <u>1,369 円</u>			
				土日祝日 深夜 <u>1,575 円</u>			
				(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに		平日昼間 <u>696 円</u>
				平日夜間 <u>806 円</u>			
				平日深夜 <u>932 円</u>			
				土日祝日 昼夜間 <u>838 円</u>			
				土日祝日 深夜 <u>964 円</u>			
イ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1 回線ごとに	<u>179 円</u>	特定中継事業者に適用します。			
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1 工事ごとに	<u>6,951 円</u>	特定端末系事業者に適用します。			
(22)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7)(イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 <u>1,131 円</u>	移転先事業者に適用します。	
				平日夜間 <u>1,322 円</u>			
				平日深夜 <u>1,541 円</u>			
				土日祝日 昼夜間 <u>1,377 円</u>			
				土日祝日 深夜 <u>1,595 円</u>			
				(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに		平日昼間 <u>692 円</u>
				平日夜間 <u>809 円</u>			
				平日深夜 <u>943 円</u>			
				土日祝日 昼夜間 <u>843 円</u>			
				土日祝日 深夜 <u>976 円</u>			
イ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(ア) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,137 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	1,317 円	
					平日深夜	1,523 円	
					土日祝日 昼夜間	1,369 円	
					土日祝日 深夜	1,575 円	
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	
	平日夜間	684 円					
	平日深夜	791 円					
	土日祝日 昼夜間	711 円					
	土日祝日 深夜	817 円					
	イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(ア) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間	1,274 円		
				平日夜間	1,476 円		
平日深夜				1,706 円			
土日祝日 昼夜間				1,533 円			
土日祝日 深夜				1,764 円			
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合				1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間	590 円	
平日夜間	684 円						
平日深夜	791 円						
土日祝日 昼夜間	711 円						
土日祝日 深夜	817 円						

(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(ア) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,131 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	1,322 円	
					平日深夜	1,541 円	
					土日祝日 昼夜間	1,377 円	
					土日祝日 深夜	1,595 円	
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	
	平日夜間	686 円					
	平日深夜	800 円					
	土日祝日 昼夜間	715 円					
	土日祝日 深夜	828 円					
	イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(ア) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間	1,267 円		
				平日夜間	1,481 円		
平日深夜				1,726 円			
土日祝日 昼夜間				1,542 円			
土日祝日 深夜				1,787 円			
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合				1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間	587 円	
平日夜間	686 円						
平日深夜	800 円						
土日祝日 昼夜間	715 円						
土日祝日 深夜	828 円						

(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事にかかる費用	ア 基本額	(ア) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,274 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用しません。		
					平日夜間	2,635 円			
					平日深夜	3,047 円			
					土日祝日 昼夜間	2,737 円			
					土日祝日 深夜	3,149 円			
					(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに		平日昼間	1,286 円
								平日夜間	1,490 円
								平日深夜	1,723 円
								土日祝日 昼夜間	1,548 円
								土日祝日 深夜	1,781 円
イ (略)		(略)	(略)	(略)					
(27)~(28) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号 端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	7,040 円	_____			
			(イ)加算額	1 工事ごとに	8,283 円	_____			
		イ 光信号 中継回線の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	1,448 円	_____			
			(イ)加算額	1 工事ごとに	7,973 円	_____			

(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事にかかる費用	ア 基本額	(ア) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,262 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用しません。		
					平日夜間	2,644 円			
					平日深夜	3,082 円			
					土日祝日 昼夜間	2,754 円			
					土日祝日 深夜	3,190 円			
					(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに		平日昼間	1,020 円
								平日夜間	1,192 円
								平日深夜	1,389 円
								土日祝日 昼夜間	1,241 円
								土日祝日 深夜	1,438 円
イ (略)		(略)	(略)	(略)					
(27)~(28) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号 端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	7,001 円	_____			
			(イ)加算額	1 工事ごとに	8,237 円	_____			
		イ 光信号 中継回線の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	1,440 円	_____			
			(イ)加算額	1 工事ごとに	7,928 円	_____			

(30) 光回線設備 接続モジュール 取替工事費	光回線設備の提供 開始後において、 協定事業者の要望 により光回線設備 接続モジュールを 取替する工事に要 する費用	ア 光 信号端 末回線 の場合	(ア)基本 額	1 工事ごとに	7,040 円	—
			(イ)加算 額	1 工事ごとに	12,422 円	—
		イ 光 信号中 継回線 の場合	(ア)基本 額	1 工事ごとに	1,448 円	—
			(イ)加算 額	1 工事ごとに	10,564 円	—
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(32) 光信号電気 信号変換装置 データ設定変 更工事費	光信号電気信号変換装置におけ る回線情報の設定変更を行う工 事に要する費用			1 工事ごとに	8,911 円	—
(33)~(34) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(35) 光信号分岐 端末回線接続 工事費	光信号分岐端末回線を光局外ス ブリッタに接続する工事に要す る費用	1 光信 号分岐 端末回 線ごと に	平日 昼間		5,487 円	—
			土日 祝日 昼間		6,328 円	
(36) 光信号分岐 端末回線収容 キャビネット 等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容する ための光信号分岐端末回線収容 キャビネット等を設置(既設未利 用のものを新たに利用する場合 を含みます。)する工事に要する 費用	1 光信 号分岐 端末回 線ごと に	平日 昼間		1,861 円	—
			土日 祝日 昼間		1,969 円	
(37) 光信号分岐 端末回線設置 等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等す る工事を土日祝日昼間に実施す る場合に加算する費用	1 光信号分岐端 末回線ごとに			2,402 円	—

2-2-2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,214 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,199 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,324 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,479 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,604 円

(30) 光回線設備 接続モジュール 取替工事費	光回線設備の提供 開始後において、 協定事業者の要望 により光回線設備 接続モジュールを 取替する工事に要 する費用	ア 光 信号端 末回線 の場合	(ア)基本 額	1 工事ごとに	7,001 円	—
			(イ)加算 額	1 工事ごとに	12,352 円	—
		イ 光 信号中 継回線 の場合	(ア)基本 額	1 工事ごとに	1,440 円	—
			(イ)加算 額	1 工事ごとに	10,504 円	—
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(32) 光信号電気 信号変換装置 データ設定変 更工事費	光信号電気信号変換装置におけ る回線情報の設定変更を行う工 事に要する費用			1 工事ごとに	8,861 円	—
(33)~(34) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(35) 光信号分岐 端末回線接続 工事費	光信号分岐端末回線を光局外ス ブリッタに接続する工事に要す る費用	1 光信 号分岐 端末回 線ごと に	平日 昼間		5,303 円	—
			土日 祝日 昼間		6,134 円	
(36) 光信号分岐 端末回線収容 キャビネット 等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容する ための光信号分岐端末回線収容 キャビネット等を設置(既設未利 用のものを新たに利用する場合 を含みます。)する工事に要する 費用	1 光信 号分岐 端末回 線ごと に	平日 昼間		1,781 円	—
			土日 祝日 昼間		1,890 円	
(37) 光信号分岐 端末回線設置 等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等す る工事を土日祝日昼間に実施す る場合に加算する費用	1 光信号分岐端 末回線ごとに			2,375 円	—

2-2-2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,179 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,224 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,420 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,524 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,717 円

第2 手続費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 自前工事調整等作業費の適用	2(手続費の額)2-1第24欄に掲げる手続費については、自前工事調整等作業の対象が当社の通信用建物内に終始しない場合又は装置の保護ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2(手続費の額)2-2第4欄に掲げる手続費を適用します。
(8)～(13) (略)	(略)
(14) 端末回線情報調査費の適用	端末回線情報調査費については、2(手続費の額)第32欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者のDSLサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数(第68条(手続費の支払義務)第1項第15欄に規定するDSL回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。)を当社及びDSLサービス提供協定事業者(当社と協定を締結してDSLサービスを提供している電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。)のDSLサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数(当社に係るものにあつては、当社の提供するDSLサービス(当社が利用者料金を設定するものに限ります。)に係る契約の申込みを承諾した数をいい、DSLサービス提供協定事業者に係るものにあつては、第68条第1項第15欄に規定するDSL回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。)の合計で除して算定した比率を乗じて得た額を、当該各協定事業者に請求します。

第2 手続費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 自前工事調整等作業費の適用	2(手続費の額)2-1第24欄に掲げる手続費については、自前工事調整等作業の対象が当社の通信用建物内に終始しない場合又は装置の保護ケージ内における設置若しくは撤去、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2(手続費の額)2-2第4欄に掲げる手続費を適用します。
(8)～(13) (略)	(略)
(14) 端末回線情報調査費の適用	端末回線情報調査費については、2(手続費の額)第32欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者のDSLサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数(第68条(手続費の支払義務)第1項第15号に規定するDSL回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。)を当社及びDSLサービス提供協定事業者(当社と協定を締結してDSLサービスを提供している電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。)のDSLサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数(当社に係るものにあつては、当社の提供するDSLサービス(当社が利用者料金を設定するものに限ります。)に係る契約の申込みを承諾した数をいい、DSLサービス提供協定事業者に係るものにあつては、第68条第1項第15号に規定するDSL回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。)の合計で除して算定した比率を乗じて得た額を、当該各協定事業者に請求します。



2 手続費の額  
2-1 手続費

区 分			単 位	手続費の額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 料金回収 手続費	別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア	(7) 利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	23.62円 当社が請求する利用者料金額の0.10%に相当する額	特定中継事業者に適用します。
		イ	(1) 利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通話ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する利用者料金額の4.4%に相当する額	携帯・自動車電話事業者、活用型PHS事業者及び接続型PHS事業者に適用します。
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲載 手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア	50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	115円	—
		イ	職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	230円	—

2 手続費の額  
2-1 手続費

区 分			単 位	手続費の額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 料金回収 手続費	別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	21.85円 当社が請求する利用者料金額の0.11%に相当する額	特定中継事業者に適用します。
			(1) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する利用者料金額の4.2%に相当する額	携帯・自動車電話事業者、活用型PHS事業者及び接続型PHS事業者に適用します。
			(7) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1通信ごとに 1内訳項目ごとに 月額	0.60円 28.21円 当社が請求する利用者料金額の0.11%に相当する額	—
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(3) 電話帳掲載 手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア	50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり
イ	職業別電話帳に掲載する場合			1発行ごとに1掲載あたり	226円	—

(4) 番号情報データベース登録手数料	ア 協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用		1登録ごとに1番号あたり	200円	_____
	イ 協定事業者から契約者の番号情報に係る発信可能地域を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用		1登録ごとに1番号あたり	145円	_____
(5) お客様情報照会書作成手数料	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用		1件ごとに	230円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手数料	電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約時業者に適用します。
(7) 債権譲受手数料	ア イ以外の場合	(ア) 利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	23.62円 当社が請求する利用者料金額の0.10%に相当する額	特定中継事業者に適用します。
		(イ) 利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通話ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の4.4%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及び無線呼出し事業者に適用します。
		イ (略)	(略)	(略)	(略)

(4) 番号情報データベース登録手数料	ア 協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用		1登録ごとに1番号あたり	197円	_____
	イ 協定事業者から契約者の番号情報に係る発信可能地域を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用		1登録ごとに1番号あたり	143円	_____
(5) お客様情報照会書作成手数料	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用		1件ごとに	229円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手数料	電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約時業者に適用します。
(7) 債権譲受手数料	ア イ以外の場合	(ア) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	21.85円 当社が請求する利用者料金額の0.11%に相当する額	特定中継事業者に適用します。
		(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通話ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の4.2%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及び無線呼出し事業者に適用します。
		イ (略)	(略)	(略)	(略)

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続きに要する費用	1件ごとに	5.18円	みなし契約事業者に適用します。			
(9) 料金請求回収代行手数料	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手続に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものである場合	(ア) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	3.60円	—	
		イ(略)	(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	18.16円	—	
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)		(略)	(略)	(略)	
		イ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間	9,893円	—	
				平日夜間	11,461円		
				平日深夜	13,252円		
				土日祝日 昼夜間	11,907円		
				土日祝日 深夜	13,698円		
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(ア) (イ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間	10,471円	—
					平日夜間	12,130円	
					平日深夜	14,026円	
					土日祝日 昼夜間	12,602円	
土日祝日 深夜	14,498円						
(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	7,904円	—			
		平日夜間	9,157円				
		平日深夜	10,588円				
		土日祝日 昼夜間	9,513円				
		土日祝日 深夜	10,944円				

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続きに要する費用	1件ごとに	5.97円	みなし契約事業者に適用します。			
(9) 料金請求回収代行手数料	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものである場合の手続に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものである場合	(ア) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	4.96円	—	
		イ(略)	(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	16.89円	—	
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)		(略)	(略)	(略)	
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間	9,837円	—	
				平日夜間	11,501円		
				平日深夜	13,405円		
				土日祝日 昼夜間	11,978円		
				土日祝日 深夜	13,878円		
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(ア) (イ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間	10,412円	—
					平日夜間	12,173円	
					平日深夜	14,188円	
					土日祝日 昼夜間	12,678円	
土日祝日 深夜	14,688円						
(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	7,860円	—			
		平日夜間	9,189円				
		平日深夜	10,710円				
		土日祝日 昼夜間	9,571円				
		土日祝日 深夜	11,088円				

	工 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	9,837円	—
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	1,038円	—
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	652円	—
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用	1回線ごとに	708円	—
	イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごとに	963円	申告事業者に適用します。
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。)に関する情報を調査する場合に要する費用	1回線ごとに	733円	—
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用	1変更ごとに	0.15円	—

	工 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	9,781円	—
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	1,032円	—
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	649円	—
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用	1回線ごとに	704円	—
	イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごとに	958円	申告事業者に適用します。
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。)に関する情報を調査する場合に要する費用	1回線ごとに	729円	—
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用	1変更ごとに	56円	—

(15) 光回線設備線路条件調査費	第 99 条の 6 (光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第 1 項第 1 号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(ア) 基本額	利用者の建物で測定を行う場合	1 地点ごとの 1 調査ごとに	6,313 円	—
				当社の通信用建物で測定を行う場合	1 地点ごとの 1 調査ごとに	727 円	—
		(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1 回線ごとの 1 調査ごとに	826 円	—	
		イ 同条第 1 項第 2 号に規定する光回線設備 (光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用		1 区間ごとに	1,659 円	—	
ウ 同条第 2 項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(ア) 基本額	1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.41 円	—			
	(イ) 加算額	光信号端末回線 (光局外スプリッタを含むもの) に限ります。)の調査を行う場合	1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.09 円	—		
(16) ~ (20) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第 10 条の 2 (事前照会) 第 2 項第 4 号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック (それを設置するために要するスペースが 1 基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り) を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	9,806 円	—		
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	951 円	—		

(15) 光回線設備線路条件調査費	第 99 条の 6 (光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第 1 項第 1 号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(ア) 基本額	利用者の建物で測定を行う場合	1 地点ごとの 1 調査ごとに	6,278 円	—
				当社の通信用建物で測定を行う場合	1 地点ごとの 1 調査ごとに	723 円	—
		(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1 回線ごとの 1 調査ごとに	822 円	—	
		イ 同条第 1 項第 2 号に規定する光回線設備 (光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用		1 区間ごとに	1,650 円	—	
ウ 同条第 2 項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(ア) 基本額	1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.24 円	—			
	(イ) 加算額	光信号端末回線 (光局外スプリッタを含むもの) に限ります。)の調査を行う場合	1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.06 円	—		
(16) ~ (20) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第 10 条の 2 (事前照会) 第 2 項第 4 号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック (それを設置するために要するスペースが 1 基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り) を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	9,751 円	—		
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	945 円	—		

(22) 光信号中継回線に係る情報調査費	接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期及び接続申込者が線路設備調査申込書に指定した事項について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第9号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用		1区間ごとに	<u>1,970円</u>	_____	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限り、)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(ア) 光信号端末回線(既に設置された当社の屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場	1区間ごとに	<u>4,257円</u>	_____
			(イ) 既に設置された当社の屋内配線に係る情報を提供する場	1区間ごとに	<u>12,633円</u>	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ごとに	<u>2,846円</u>	_____	

(22) 光信号中継回線に係る情報調査費	接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期及び接続申込者が線路設備調査申込書に指定した事項について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第9号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用		1区間ごとに	<u>1,959円</u>	_____	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限り、)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(ア) 光信号端末回線(既に設置された当社の屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場	1区間ごとに	<u>4,233円</u>	_____
			(イ) 既に設置された当社の屋内配線に係る情報を提供する場	1区間ごとに	<u>12,562円</u>	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ごとに	<u>2,830円</u>	_____	

(24)自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置の結果の確認その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	49,731円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	34,550円	_____
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	20,724円	_____
			(I) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	18,530円	_____

(24)自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	49,451円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	34,356円	_____
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	20,607円	_____
			(I) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	18,426円	_____

	イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットトラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,718円	—
		(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,432円	—
		(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,649円	—
		(エ) 複数のキャビネットトラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,556円	—
(25) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	11,822円	—
(27) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	67円	—
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合があります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	261円	

	イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットトラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,669円	—
		(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,385円	—
		(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,612円	—
		(エ) 複数のキャビネットトラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,519円	—
	ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,383円	—
	エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,561円	—
(25) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	11,804円	—
(27) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	72円	—
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合があります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	317円	



(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	770円	—
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	435円	—
(29) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用		1通信用建物ごとに	17,598円	—
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1電柱ごとに	733円	—
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する場合の調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,473円	—
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	13,254円	—
(32) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	8,159円	—
(33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	2,798,000円	—

2-2 2-1以外の手続費

区分		単位	備考
(1)~(3) (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置の結果の確認その他の作業に要する費用(2-1(手続費)表中第24欄の手続費が適用される場合を除きます。)	1件ごとに	—

(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	768円	—
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	526円	—
(29) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用		1通信用建物ごとに	17,583円	—
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1電柱ごとに	729円	—
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する場合の調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,464円	—
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	13,180円	—
(32) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	8,113円	—
(33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	2,800,000円	—

2-2 2-1以外の手続費

区分		単位	備考
(1)~(3) (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その作業に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認その他の作業に要する費用(2-1(手続費)表中第24欄の手続費が適用される場合を除きます。)	1件ごとに	—

(5)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)
-------------	-----	-----	-----

2 - 3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)~(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.109

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

~ (略)

(略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.274
(略)	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア~イ (略)

ウ (略)

区 分		内 容
取付費比率	受電設備	0.990
	発電設備	0.719
	電源設備及び蓄電池設備	0.923
	空気調整設備	2.224
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.050
自己資本利益率		0.0432

(3) (略)

(5)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)
-------------	-----	-----	-----

2 - 3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)~(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.106

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

~ (略)

(略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.271
(略)	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア~イ

ウ (略)

区 分		内 容
取付費比率	受電設備	0.977
	発電設備	0.704
	電源設備及び蓄電池設備	0.924
	空気調整設備	2.239
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.042
自己資本利益率		0.0470

(3) (略)

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料  
 2-1 (略)  
 2-2 料金額

		1平方メートルごとに年額		
通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物	
富山県	富山	1,137円	27,829円	
	富山南	873円	13,995円	
	和合	285円	20,664円	
	水尻	724円	31,269円	
	呉羽	1,005円	11,930円	
	富山水橋	422円	17,259円	
	富山北	886円	36,956円	
	高岡	582円	31,183円	
	高岡市外	464円	14,053円	
	高岡立野	(略)	16,218円	
	戸出機械棟	655円	29,630円	
	新湊機械棟	665円	27,203円	
	堀岡	424円	25,794円	
	魚津	593円	24,338円	
	氷見	672円	15,805円	
	富山滑川	702円	15,742円	
	黒部別	570円	17,191円	
	礪波	913円	19,320円	
	小矢部	558円	19,583円	
	大沢野別	522円	14,092円	
	上滝	440円	18,657円	
	上市	368円	15,000円	
	入善	572円	9,581円	
	婦中	356円	13,221円	
	小杉	526円	14,318円	
	太閤山	637円	9,924円	
	大門	678円	21,366円	
	富山平	156円	26,985円	
	井波	(略)	8,220円	
	福野	811円	17,623円	
	富山福光	725円	10,254円	
	富山岩瀬2	591円	20,430円	
	高岡伏木	627円	14,996円	
	高岡中田	435円	20,376円	
	富山柳田	928円	39,508円	
	柄檜野	170円	23,579円	
	富山立山	346円	25,119円	
	宇奈月	187円	26,749円	
	富山朝日	252円	50,177円	
	越中八尾	328円	22,935円	
	富山古里	767円	29,724円	
	城端	599円	10,343円	
	富山福岡別	687円	17,177円	
	津沢	486円	28,739円	
	入善南	194円	39,247円	
	石川県	鳴和	1,295円	23,606円
		金石	1,126円	19,950円
		金沢弥生	1,415円	17,704円
		入江	1,770円	27,724円
		額	1,933円	25,615円
		金沢森本	959円	14,651円
		粟ヶ崎	1,810円	11,503円
		金沢3	1,047円	37,886円
		七尾	712円	40,964円
		徳田	460円	25,833円
		和倉	1,445円	19,432円
		石川小松	838円	26,335円
符津		704円	12,589円	
中海		808円	15,114円	
輪島		626円	33,546円	
珠洲		921円	18,854円	
石川加賀		575円	21,316円	
片山津		339円	17,081円	
山代		477円	25,930円	
羽咋		963円	25,207円	
邑知		387円	11,416円	
松任		638円	16,830円	
山中		1,622円	12,951円	

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料  
 2-1 (略)  
 2-2 料金額

		1平方メートルごとに年額		
通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物	
富山県	富山	1,114円	26,072円	
	富山南	869円	13,237円	
	和合	294円	19,627円	
	水尻	686円	29,677円	
	呉羽	1,013円	10,131円	
	富山水橋	410円	16,657円	
	富山北	899円	35,077円	
	高岡	575円	29,483円	
	高岡市外	460円	13,149円	
	高岡立野	(略)	15,407円	
	戸出機械棟	651円	27,967円	
	新湊機械棟	644円	26,086円	
	堀岡	415円	24,873円	
	魚津	607円	23,759円	
	氷見	627円	15,219円	
	富山滑川	708円	14,936円	
	黒部別	558円	16,297円	
	礪波	895円	17,332円	
	小矢部	550円	18,088円	
	大沢野別	521円	13,249円	
	上滝	429円	17,744円	
	上市	376円	13,972円	
	入善	531円	8,800円	
	婦中	358円	12,798円	
	小杉	513円	13,244円	
	太閤山	617円	9,144円	
	大門	685円	20,417円	
	富山平	165円	25,023円	
	井波	(略)	8,244円	
	福野	806円	16,698円	
	富山福光	700円	9,546円	
	富山岩瀬2	557円	19,099円	
	高岡伏木	587円	14,024円	
	高岡中田	444円	19,289円	
	富山柳田	934円	37,617円	
	柄檜野	175円	22,898円	
	富山立山	351円	23,820円	
	宇奈月	191円	26,045円	
	富山朝日	260円	47,894円	
	越中八尾	331円	22,053円	
	富山古里	804円	30,916円	
	城端	598円	9,686円	
	富山福岡別	701円	16,276円	
	津沢	482円	27,920円	
	入善南	202円	37,731円	
	石川県	鳴和	1,272円	22,337円
		金石	1,102円	17,691円
		金沢弥生	1,390円	17,324円
		入江	1,814円	24,773円
		額	1,974円	24,214円
		金沢森本	940円	14,534円
		粟ヶ崎	1,788円	10,605円
		金沢3	1,014円	35,799円
		七尾	690円	38,736円
		徳田	459円	23,542円
		和倉	1,422円	21,357円
		石川小松	829円	27,711円
符津		680円	11,913円	
中海		806円	14,188円	
輪島		592円	32,370円	
珠洲		913円	18,496円	
石川加賀		582円	20,172円	
片山津		333円	16,030円	
山代		452円	24,701円	
羽咋		936円	24,093円	
邑知		390円	11,373円	
松任		642円	14,899円	
山中		1,573円	12,269円	

	根上別	563円	21,234円
	寺井2	654円	15,566円
	辰口	840円	12,255円
	鶴来	1,755円	16,988円
	金沢西	1,173円	16,756円
	野々市	938円	17,402円
	津幡	842円	10,763円
	石川河北	1,186円	23,435円
	志雄	247円	26,441円
	押水	241円	20,645円
	田鶴浜	605円	27,882円
	鳥屋	486円	27,975円
	石川中島	334円	27,512円
	石川鹿島	363円	25,978円
	能都	971円	15,140円
	犀川	756円	29,377円
	粟津	348円	26,774円
	美川	623円	27,446円
	七塚木津	276円	20,356円
	内灘	799円	34,023円
	石川	(略)	19,216円
	石川高松別	(略)	7,095円
	富来	261円	31,977円
	穴水	695円	17,188円
	羽咋志賀別	476円	19,795円
	宝立	283円	19,448円
	久江	304円	19,982円
	鹿西	540円	31,007円
	門前	84円	31,985円
	柳田	499円	28,580円
	石川内浦	196円	27,986円
	能都小木	587円	17,998円
	金沢?	1,047円	32,638円
福井県	福井2	972円	22,223円
	福井南	1,174円	18,196円
	麻生津	991円	11,628円
	敦賀	1,102円	26,483円
	武生局舎2	580円	17,344円
	福井小浜2	1,076円	17,697円
	東小浜	678円	42,957円
	福井大野	558円	12,458円
	福井勝山	637円	14,849円
	鯖江	760円	24,245円
	鯖江西	432円	48,137円
	福井松岡別	979円	13,472円
	福井三国	691円	13,375円
	芦原	412円	12,590円
	丸岡	783円	11,397円
	春江別	719円	22,808円
	山東	778円	59,015円
	上中	541円	30,720円
	福井高浜別	1,152円	20,942円
	福井東別	1,154円	21,063円
	福井森田	751円	12,134円
	西安居	498円	37,554円
	福井坂井	306円	20,070円
	福井朝日別	531円	22,737円
	福井清水	227円	23,950円
	福井	972円	46,318円
	足羽別	433円	15,428円
	河和田	404円	23,802円
	永平寺	717円	22,106円
	金津別	527円	12,355円
	今立別	770円	16,859円
	福井三方別	258円	21,826円
	美浜	374円	25,097円
	大飯	804円	25,513円
	今庄	638円	30,579円
	福井河合	384円	6,857円
	福井鶉	514円	20,643円
	五分市	801円	27,146円
	上志比	489円	36,043円
	福井池田	670円	36,588円
	南奈	1,074円	34,137円
	福井宮崎	276円	42,387円

	根上別	647円	20,402円
	寺井2	657円	16,380円
	辰口	847円	11,552円
	鶴来	1,803円	15,828円
	金沢西	1,164円	18,832円
	野々市	920円	16,909円
	津幡	822円	9,953円
	石川河北	1,165円	22,090円
	志雄	248円	25,397円
	押水	238円	19,425円
	田鶴浜	594円	26,350円
	鳥屋	487円	26,274円
	石川中島	338円	28,490円
	石川鹿島	367円	24,960円
	能都	987円	14,174円
	犀川	730円	28,352円
	粟津	338円	25,796円
	美川	631円	19,707円
	七塚木津	271円	19,777円
	内灘	786円	32,087円
	石川	(略)	18,295円
	石川高松別	(略)	6,908円
	富来	253円	33,831円
	穴水	662円	20,925円
	羽咋志賀別	478円	18,052円
	宝立	290円	18,654円
	久江	311円	18,122円
	鹿西	549円	30,017円
	門前	80円	32,629円
	柳田	521円	27,726円
	石川内浦	195円	26,978円
	能都小木	613円	16,787円
	金沢?	1,014円	30,727円
福井県	福井2	900円	21,672円
	福井南	1,127円	17,536円
	麻生津	934円	11,745円
	敦賀	1,058円	24,929円
	武生局舎2	560円	16,328円
	福井小浜2	1,011円	16,882円
	東小浜	709円	41,202円
	福井大野	540円	11,869円
	福井勝山	581円	13,972円
	鯖江	753円	23,006円
	鯖江西	424円	45,618円
	福井松岡別	937円	12,839円
	福井三国	656円	12,662円
	芦原	389円	12,476円
	丸岡	785円	11,268円
	春江別	693円	16,308円
	山東	784円	58,359円
	上中	567円	28,153円
	福井高浜別	1,073円	19,382円
	福井東別	1,123円	19,913円
	福井森田	729円	11,476円
	西安居	511円	35,735円
	福井坂井	299円	19,038円
	福井朝日別	507円	21,639円
	福井清水	229円	22,804円
	福井	900円	44,135円
	足羽別	477円	14,522円
	河和田	398円	22,651円
	永平寺	699円	21,405円
	金津別	524円	11,773円
	今立別	697円	14,468円
	福井三方別	262円	21,025円
	美浜	378円	24,048円
	大飯	822円	24,130円
	今庄	624円	29,070円
	福井河合	356円	6,229円
	福井鶉	513円	19,604円
	五分市	790円	25,780円
	上志比	508円	33,978円
	福井池田	690円	34,608円
	南奈	1,103円	32,085円
	福井宮崎	289円	40,251円

	名田庄	353円	31,719円
	越前	1,771円	19,897円
岐阜県	岐阜	999円	43,275円
	岐阜本荘	1,070円	21,897円
	長良	1,502円	34,037円
	長森	1,401円	27,128円
	岐阜加納	1,496円	33,118円
	黒野	1,089円	20,620円
	芥見	619円	27,071円
	大垣南	885円	22,273円
	大垣西	815円	31,449円
	大垣丸ノ内南	689円	17,674円
	高山第二	2,161円	20,602円
	東濃B	449円	27,647円
	岐阜根本	812円	21,743円
	岐阜関	753円	14,672円
	小金田	508円	24,161円
	岐阜中津川	656円	21,347円
	瑞浪	430円	17,136円
	岐阜羽島	829円	22,462円
	恵那	792円	31,239円
	恵那B	792円	20,552円
	武並	415円	26,980円
	中濃	1,117円	32,254円
	土岐	391円	21,968円
	各務原	706円	31,284円
	鶺鴒	732円	13,857円
	可児	751円	34,046円
	笠松	799円	13,254円
	佐波	754円	32,164円
	養老	611円	25,268円
	垂井	411円	20,931円
	揖斐川	203円	16,288円
	岐阜北方	628円	19,268円
	穂積	807円	23,173円
	高富	941円	17,646円
	郡上八幡	942円	25,595円
	美濃白川	296円	14,421円
	下呂	862円	27,785円
	荘川	73円	28,832円
	飛騨古川	1,196円	10,746円
	岐阜神岡	666円	26,833円
	一宮川島	564円	15,322円
	岐阜殿美	450円	25,426円
	岐阜赤坂 (略)		13,897円
	美濃坂本	320円	15,158円
	第一落合	561円	50,634円
	美濃	559円	16,141円
	羽島南	719円	25,642円
	下石	398円	8,331円
	新駄知	802円	22,345円
	美濃平田	620円	105,534円
	養老東	421円	30,266円
	岐阜神戸	622円	22,625円
	輪之内	391円	114,963円
	美濃池田	566円	15,036円
	岐阜川辺	451円	11,105円
	御嵩	386円	13,629円
	笠原	442円	13,481円
	陶	463円	10,268円
	久々利	310円	25,658円
	春里	622円	21,541円
	海津	510円	113,500円
	南濃	583円	17,169円
	岐阜石津	662円	30,173円
	揖斐大野	223円	20,554円
	本巣	257円	18,531円
	武芸川	405円	24,676円
	岐阜大和	831円	20,875円
	富加	475円	17,935円
	八百津	420円	15,747円
	美濃坂下	198円	18,856円
	付知	376円	17,475円
	美濃福岡	311円	17,040円
	岩村	430円	9,787円

	名田庄	374円	29,223円
	越前	1,752円	19,349円
岐阜県	岐阜	1,001円	41,027円
	岐阜本荘	1,093円	20,521円
	長良	1,516円	32,750円
	長森	1,414円	25,297円
	岐阜加納	1,550円	30,949円
	黒野	1,121円	19,484円
	芥見	631円	25,449円
	大垣南	897円	20,943円
	大垣西	854円	29,812円
	大垣丸ノ内南	708円	17,082円
	高山第二	2,168円	19,786円
	東濃B	454円	26,564円
	岐阜根本	818円	20,600円
	岐阜関	778円	14,020円
	小金田	515円	22,293円
	岐阜中津川	654円	20,231円
	瑞浪	425円	16,156円
	岐阜羽島	858円	21,228円
	恵那	813円	29,859円
	恵那B	813円	19,488円
	武並	429円	24,492円
	中濃	1,169円	30,711円
	土岐	387円	20,616円
	各務原	704円	29,750円
	鶺鴒	735円	12,999円
	可児	768円	32,296円
	笠松	787円	12,491円
	佐波	748円	29,628円
	養老	601円	23,854円
	垂井	409円	19,749円
	揖斐川	198円	15,383円
	岐阜北方	627円	17,859円
	穂積	816円	21,966円
	高富	924円	16,515円
	郡上八幡	941円	23,969円
	美濃白川	290円	13,592円
	下呂	877円	26,175円
	荘川	75円	26,984円
	飛騨古川	1,155円	10,010円
	岐阜神岡	667円	25,973円
	一宮川島	549円	14,194円
	岐阜殿美	433円	23,635円
	岐阜赤坂 (略)		12,878円
	美濃坂本	321円	13,873円
	第一落合	593円	48,277円
	美濃	556円	15,039円
	羽島南	747円	24,117円
	下石	395円	7,608円
	新駄知	853円	21,005円
	美濃平田	609円	100,113円
	養老東	429円	27,593円
	岐阜神戸	619円	21,047円
	輪之内	397円	109,912円
	美濃池田	571円	13,956円
	岐阜川辺	460円	13,967円
	御嵩	381円	12,809円
	笠原	436円	12,484円
	陶	471円	9,266円
	久々利	303円	23,992円
	春里	630円	20,430円
	海津	509円	107,341円
	南濃	577円	17,025円
	岐阜石津	627円	27,659円
	揖斐大野	222円	19,427円
	本巣	255円	16,930円
	武芸川	407円	22,612円
	岐阜大和	865円	19,602円
	富加	462円	16,962円
	八百津	429円	14,405円
	美濃坂下	193円	17,423円
	付知	379円	16,358円
	美濃福岡	315円	15,713円
	岩村	421円	9,168円

山岡	399円	13,483円
明智	926円	18,086円
岐阜秋原	1,739円	8,836円
飛騨国府	(略)	19,353円
美濃加茂北	251円	28,735円
前宮	480円	15,847円
関ヶ原	489円	44,371円
岐阜白鳥	872円	23,464円
飛騨細江	505円	63,788円
岐阜栗野	706円	13,219円
美濃牧谷	323円	54,549円
釜戸	(略)	16,242円
鶴里	200円	17,012円
上石津	270円	19,179円
名森	477円	111,604円
墨俣	773円	18,350円
岐阜美山	556円	12,686円
谷合	503円	24,582円
武儀	586円	23,650円
高鷲	146円	14,904円
美並	524円	22,105円
七宗	752円	23,722円
東白川	353円	28,375円
加子母	365円	31,623円
蛭川	390円	23,247円
上矢作	326円	29,108円
飛騨小坂	800円	12,916円
飛騨竹原	539円	25,051円
岐阜金山	1,218円	24,547円
町方	822円	27,094円
久々野	579円	20,190円
奥飛騨温泉	1,392円	32,953円
根尾	259円	31,558円
蘇原	360円	27,776円
用宗	1,297円	18,800円
静岡長沼	2,091円	18,024円
城北	2,619円	28,424円
静岡八幡	2,200円	28,961円
静岡大谷	1,434円	21,639円
静岡電々	5,853円	40,628円
浜松	1,137円	37,934円
積志	652円	21,333円
浜松住吉	1,317円	13,865円
三方原	1,095円	13,731円
神久呂	606円	16,469円
中野町	878円	14,961円
白羽	520円	13,815円
芳川	667円	20,146円
都田	622円	25,575円
向宿別	774円	35,774円
増楽	1,029円	11,585円
下香貫	1,459円	16,410円
沼津高島	1,514円	17,969円
沼津原	1,257円	41,193円
江ノ浦	1,011円	29,790円
沼津第二	2,202円	16,570円
沼津北	2,586円	47,229円
静岡清水	1,040円	34,297円
有度	1,102円	19,733円
江尻	1,954円	15,330円
三保	1,017円	13,781円
南熱海	703円	13,184円
第二熱海	1,425円	25,081円
三島中郷	1,166円	14,189円
北田町	2,239円	16,873円
富士宮	739円	16,976円
伊東	572円	28,565円
静岡伊東2	572円	20,466円
八幡野	851円	23,706円
静岡島田	1,860円	14,337円
富士	782円	19,849円
平垣	729円	17,034円
富士鈴川	863円	9,316円
富士岡	939円	13,096円
鷹岡	584円	16,114円

静岡県

山岡	395円	13,034円
明智	915円	16,430円
岐阜秋原	1,732円	8,048円
飛騨国府	(略)	17,851円
美濃加茂北	256円	26,258円
前宮	475円	14,760円
関ヶ原	494円	42,457円
岐阜白鳥	896円	31,449円
飛騨細江	548円	60,657円
岐阜栗野	701円	12,061円
美濃牧谷	333円	51,996円
釜戸	(略)	14,924円
鶴里	204円	15,381円
上石津	276円	20,477円
名森	475円	106,976円
墨俣	756円	17,040円
岐阜美山	543円	11,817円
谷合	516円	22,673円
武儀	601円	21,517円
高鷲	150円	13,854円
美並	523円	20,216円
七宗	766円	22,332円
東白川	379円	26,009円
加子母	382円	29,102円
蛭川	395円	21,237円
上矢作	350円	27,398円
飛騨小坂	816円	11,830円
飛騨竹原	566円	23,006円
岐阜金山	1,222円	23,309円
町方	856円	25,467円
久々野	587円	18,915円
奥飛騨温泉	1,375円	31,049円
根尾	262円	29,630円
蘇原	380円	25,303円
用宗	1,289円	18,396円
静岡長沼	2,175円	16,573円
城北	2,747円	26,757円
静岡八幡	2,362円	28,303円
静岡大谷	951円	21,044円
静岡電々	7,378円	34,968円
浜松	1,333円	36,546円
積志	656円	19,857円
浜松住吉	1,396円	13,510円
三方原	1,140円	12,753円
神久呂	608円	15,320円
中野町	914円	13,889円
白羽	528円	12,875円
芳川	675円	19,021円
都田	627円	23,642円
向宿別	796円	35,113円
増楽	1,075円	11,027円
下香貫	1,560円	15,851円
沼津高島	1,551円	17,162円
沼津原	1,266円	39,284円
江ノ浦	1,022円	27,821円
沼津第二	2,340円	19,123円
沼津北	2,729円	45,115円
静岡清水	1,056円	32,579円
有度	1,169円	18,535円
江尻	2,022円	14,595円
三保	1,018円	13,536円
南熱海	722円	12,174円
第二熱海	1,508円	23,693円
三島中郷	1,156円	13,576円
北田町	2,294円	15,605円
富士宮	733円	16,062円
伊東	577円	26,677円
静岡伊東2	577円	18,978円
八幡野	873円	22,092円
静岡島田	1,846円	13,557円
富士	788円	18,694円
平垣	738円	16,113円
富士鈴川	859円	8,573円
富士岡	933円	12,519円
鷹岡	597円	15,010円

静岡県

磐田	956円	17,552円
焼津	904円	13,640円
大富	895円	23,381円
掛川	(略)	34,396円
伊達方	323円	25,612円
藤枝	1,034円	28,842円
兵大夫	1,059円	13,856円
御殿場	1,679円	23,058円
玉穂	781円	16,893円
袋井	1,293円	19,140円
天竜	871円	13,786円
浜北	1,087円	20,230円
伊東下田	1,055円	27,742円
裾野	1,236円	16,352円
湖西	979円	21,454円
河津	851円	26,990円
南伊豆	(略)	31,431円
仁科	2,086円	14,865円
伊豆長岡	1,162円	18,215円
修善寺大仁	1,206円	28,410円
新函南	1,174円	36,023円
中主狩	1,668円	14,245円
大井川	596円	32,027円
榛原	599円	22,999円
吉田町	599円	18,519円
浜岡	417円	22,275円
掛川菊川	950円	25,551円
引佐	812円	21,574円
静岡美和	684円	16,148円
服織	1,362円	63,072円
静岡沼津	1,940円	31,130円
富士大淵	665円	19,958円
湯ヶ島	1,120円	20,887円
青羽根	1,972円	28,660円
静岡岡部	1,135円	19,854円
静岡金谷	517円	14,239円
興阪	899円	18,776円
新居	713円	15,681円
細江	663円	18,007円
伊左地	(略)	13,908円
縮山寺	660円	27,991円
静岡興津	1,339円	13,797円
小島	1,638円	17,745円
上野北山	467円	28,185円
川奈	789円	6,967円
宇佐美	908円	25,676円
富士	1,052円	7,778円
初倉	691円	23,825円
富士見台	963円	24,351円
大藤	631円	26,387円
原谷	554円	20,381円
葉梨	854円	38,756円
御殿場神山	815円	18,712円
静岡山梨	633円	28,193円
中瀬	695円	16,508円
宮口	755円	8,712円
沼津御宿	922円	11,007円
新所原	1,024円	12,762円
熱川	439円	18,274円
稲取	648円	35,015円
丹那	433円	21,099円
韮山	1,673円	32,477円
大仁	2,121円	17,297円
中伊豆	351円	21,108円
須走	522円	21,473円
静岡小山	864円	14,186円
芝川	526円	13,725円
御前崎	412円	30,921円
相良	623円	18,696円
地頭方	362円	32,353円
小笠	454円	19,705円
森町	544円	8,882円
浅羽	537円	28,505円
静岡福田	(略)	7,948円
竜洋	640円	20,425円

磐田	977円	16,391円
焼津	872円	12,765円
大富	908円	22,226円
掛川	(略)	32,879円
伊達方	330円	23,398円
藤枝	1,057円	26,810円
兵大夫	1,062円	12,856円
御殿場	1,657円	21,922円
玉穂	793円	15,748円
袋井	1,289円	17,728円
天竜	887円	12,902円
浜北	830円	19,144円
伊東下田	1,082円	26,080円
裾野	1,240円	15,414円
湖西	1,000円	20,140円
河津	863円	25,257円
南伊豆	(略)	30,514円
仁科	2,078円	13,730円
伊豆長岡	1,158円	17,386円
修善寺大仁	1,240円	26,830円
新函南	1,180円	34,144円
中主狩	1,708円	13,205円
大井川	600円	30,492円
榛原	595円	21,931円
吉田町	601円	17,352円
浜岡	419円	20,650円
掛川菊川	955円	25,008円
引佐	809円	19,486円
静岡美和	686円	14,626円
服織	1,358円	60,665円
静岡沼津	2,053円	29,607円
富士大淵	685円	18,733円
湯ヶ島	1,116円	19,615円
青羽根	2,009円	25,999円
静岡岡部	1,132円	18,212円
静岡金谷	510円	13,353円
興阪	898円	17,845円
新居	718円	13,766円
細江	679円	16,645円
伊左地	(略)	13,010円
縮山寺	648円	26,177円
静岡興津	1,352円	12,570円
小島	1,619円	16,292円
上野北山	466円	26,295円
川奈	800円	6,629円
宇佐美	919円	23,907円
富士	1,066円	7,416円
初倉	688円	21,955円
富士見台	982円	23,441円
大藤	650円	23,903円
原谷	558円	18,523円
葉梨	871円	35,632円
御殿場神山	817円	17,204円
静岡山梨	636円	25,354円
中瀬	708円	15,251円
宮口	777円	8,152円
沼津御宿	926円	10,424円
新所原	1,048円	12,308円
熱川	436円	18,057円
稲取	661円	33,118円
丹那	431円	19,016円
韮山	1,734円	31,563円
大仁	2,139円	16,221円
中伊豆	353円	19,425円
須走	526円	19,418円
静岡小山	859円	13,308円
芝川	525円	12,096円
御前崎	408円	29,123円
相良	645円	17,668円
地頭方	364円	30,226円
小笠	455円	18,033円
森町	551円	8,271円
浅羽	541円	26,454円
静岡福田	(略)	7,179円
竜洋	644円	19,684円

	賤機	900円	28,856円
	静岡水落	2,155円	35,104円
	伊豆山	1,261円	35,822円
	猪之頭	410円	36,349円
	上井出	326円	20,519円
	箕作	1,025円	24,194円
	入出	348円	19,568円
	白須賀 (略)		24,005円
	伊東松崎	2,199円	26,186円
	西伊豆	1,561円	17,755円
	伊豆賀茂	804円	80,559円
	静岡戸田	309円	10,853円
	土肥	465円	12,576円
	富士川	900円	10,118円
	富士松野	436円	18,908円
	蒲原	1,686円	15,121円
	由比	1,191円	15,989円
	静岡川根	1,203円	30,393円
	大須賀	1,460円	21,831円
	静岡豊岡	557円	28,967円
	三ヶ日	898円	24,720円
	都筑	831円	28,341円
	宮口2	755円	29,137円
	掛川城東	265円	29,249円
	韭山高原	246円	23,024円
	用沢	552円	34,835円
	中川根	790円	15,873円
	千頭	589円	18,426円
	掛川大東 (略)		30,760円
	気多	510円	22,411円
	天竜佐久間	878円	20,466円
愛知県	千種覺王山	2,213円	39,766円
	名古屋東山	2,081円	24,442円
	千種第二	2,436円	22,180円
	名古屋新東	3,937円	130,498円
	布池	3,490円	25,189円
	矢田	1,725円	23,841円
	大曾根	1,839円	38,397円
	味鏡	1,660円	17,053円
	名古屋山田	1,320円	29,263円
	浄心	1,745円	22,666円
	笹島	2,798円	43,945円
	則武	2,175円	26,793円
	名古屋中村	1,974円	38,054円
	稲葉地	2,169円	26,583円
	名古屋中	1,320円	50,264円
	名古屋金山	2,391円	48,892円
	新広小路	3,335円	84,041円
	滝子	2,064円	25,996円
	瑞穂通	1,800円	26,660円
	八事	3,064円	23,114円
	名古屋中川	1,339円	18,885円
	下之一色	1,531円	22,303円
	名古屋港	1,127円	44,426円
	稲永	1,161円	14,544円
	道徳	1,918円	17,611円
	笠寺	1,297円	20,671円
	大同	1,282円	20,270円
	名古屋守山	1,131円	21,919円
	名古屋緑	1,371円	35,844円
	平手	1,524円	24,295円
	鳴子第二	2,289円	28,171円
	名東	2,158円	33,753円
	猪子石	2,205円	29,854円
	猪高	2,616円	44,612円
	天白	2,135円	33,847円
	豊橋岩田	1,330円	16,548円
	豊橋花田	1,764円	29,291円
	豊橋南栄	1,382円	25,870円
	豊橋二川	1,256円	15,978円
	老津	762円	7,823円
	植田	770円	15,956円
	札木	649円	23,435円
	岡崎	1,313円	32,363円
	羽根	1,703円	21,483円

	賤機	895円	26,583円
	静岡水落	2,170円	33,082円
	伊豆山	1,321円	33,990円
	猪之頭	428円	33,773円
	上井出	325円	18,959円
	箕作	1,060円	21,911円
	入出	351円	17,765円
	白須賀 (略)		21,903円
	伊東松崎	2,192円	24,726円
	西伊豆	1,618円	16,591円
	伊豆賀茂	828円	77,009円
	静岡戸田	310円	9,545円
	土肥	468円	11,830円
	富士川	897円	9,391円
	富士松野	444円	17,240円
	蒲原	1,719円	14,153円
	由比	1,200円	15,801円
	静岡川根	1,189円	28,891円
	大須賀	1,437円	20,933円
	静岡豊岡	567円	26,571円
	三ヶ日	899円	23,959円
	都筑	855円	25,814円
	宮口2	777円	27,464円
	掛川城東	267円	27,044円
	韭山高原	260円	21,606円
	用沢	551円	32,154円
	中川根	795円	14,865円
	千頭	607円	16,753円
	掛川大東 (略)		29,212円
	気多	524円	20,292円
	天竜佐久間	916円	18,914円
愛知県	千種覺王山	2,754円	37,620円
	名古屋東山	2,281円	23,212円
	千種第二	2,935円	20,464円
	名古屋新東	5,039円	125,637円
	布池	4,329円	23,714円
	矢田	2,001円	22,510円
	大曾根	2,130円	35,953円
	味鏡	1,734円	16,200円
	名古屋山田	1,372円	27,937円
	浄心	1,951円	21,567円
	笹島	3,623円	41,555円
	則武	2,286円	25,150円
	名古屋中村	2,102円	36,433円
	稲葉地	2,309円	24,832円
	名古屋中	1,689円	47,864円
	名古屋金山	3,137円	46,352円
	新広小路	4,168円	80,725円
	滝子	2,275円	24,176円
	瑞穂通	2,009円	24,795円
	八事	3,394円	21,910円
	名古屋中川	1,360円	17,717円
	下之一色	1,550円	21,104円
	名古屋港	1,208円	41,984円
	稲永	1,222円	13,671円
	道徳	2,031円	16,568円
	笠寺	1,344円	19,254円
	大同	1,347円	19,187円
	名古屋守山	1,172円	20,514円
	名古屋緑	1,456円	34,147円
	平手	1,654円	22,944円
	鳴子第二	2,477円	26,479円
	名東	2,397円	31,894円
	猪子石	2,402円	28,499円
	猪高	2,916円	42,553円
	天白	2,293円	32,138円
	豊橋岩田	1,364円	15,390円
	豊橋花田	1,802円	27,439円
	豊橋南栄	1,411円	24,217円
	豊橋二川	1,247円	14,853円
	老津	765円	6,971円
	植田	773円	14,615円
	札木	662円	21,589円
	岡崎	1,334円	30,363円
	羽根	1,841円	20,423円



矢作	544円	18,638円
藤川	960円	4,867円
岩津	1,063円	7,188円
尾張一宮	1,121円	24,595円
一宮神山	1,977円	14,325円
一宮羽根	740円	21,282円
一宮萩原	639円	19,555円
浅井	645円	15,092円
瀬戸陶栄	626円	16,499円
愛知半田	914円	31,217円
春日井	1,087円	25,922円
勝川	1,551円	23,298円
高蔵寺分室	883円	27,811円
高蔵寺	1,719円	17,651円
春日井坂下	889円	11,910円
愛知豊川	1,266円	16,002円
御油	1,058円	15,597円
津島藤浪	1,113円	19,869円
碧南2	877円	23,437円
刈谷	962円	28,348円
刈谷境	971円	23,861円
愛知豊田	934円	28,747円
豊田高上	2,036円	22,479円
豊田寿	960円	20,475円
猿投2	1,068円	14,182円
豊田高岡	1,030円	22,623円
豊田上郷	766円	20,720円
刈谷安城2	784円	23,801円
今村	2,066円	11,785円
西尾寄住	1,094円	13,936円
蒲郡2	1,411円	12,389円
犬山B	709円	14,114円
犬山羽黒	799円	11,659円
常滑	1,165円	18,611円
一宮江南2	1,309円	8,808円
江南宮田	798円	13,861円
尾西	851円	14,068円
小牧機械棟	743円	10,878円
篠岡	674円	18,388円
小牧桜井	968円	62,978円
稲沢	1,978円	25,648円
豊橋新城	1,235円	20,099円
上野町	1,300円	16,993円
尾張横須賀B	863円	16,395円
大府	1,594円	11,606円
知多	915円	14,915円
知立2	1,634円	19,016円
尾張旭	1,182円	16,352円
愛知高浜	996円	9,751円
岩倉	1,401円	12,046円
豊明	913円	17,823円
東阿野	1,269円	23,208円
名古屋東郷	1,097円	14,798円
名古屋日進	713円	22,644円
長久手B	1,178円	24,936円
豊山	1,543円	45,406円
西春B	1,702円	15,170円
新川清洲	1,268円	21,635円
江南大口	928円	17,229円
扶桑	892円	13,878円
木曾川B	1,045円	14,859円
祖父江	753円	21,390円
海部	1,009円	19,595円
蟹江B	1,252円	21,457円
津島弥富	933円	16,265円
阿久比	717円	15,332円
東浦	863円	15,300円
幸田	1,439円	27,325円
三好	1,507円	12,137円
設楽	116円	18,073円
愛知御津	710円	11,949円
愛知田原2	1,249円	41,346円
渥美	447円	14,104円
広小路	3,335円	28,522円
名古屋万場	1,011円	22,663円

矢作	554円	17,323円
藤川	961円	4,604円
岩津	1,089円	8,085円
尾張一宮	1,021円	23,363円
一宮神山	2,016円	13,304円
一宮羽根	737円	20,089円
一宮萩原	635円	18,825円
浅井	635円	14,480円
瀬戸陶栄	643円	15,467円
愛知半田	922円	28,971円
春日井	1,139円	26,545円
勝川	1,631円	21,956円
高蔵寺分室	891円	26,438円
高蔵寺	1,836円	16,565円
春日井坂下	831円	11,021円
愛知豊川	1,109円	15,043円
御油	1,062円	14,315円
津島藤浪	1,569円	18,749円
碧南2	880円	22,624円
刈谷	1,003円	26,764円
刈谷境	994円	22,547円
愛知豊田	973円	28,103円
豊田高上	2,132円	21,066円
豊田寿	1,021円	18,934円
猿投2	1,088円	12,957円
豊田高岡	964円	21,114円
豊田上郷	781円	19,506円
刈谷安城2	810円	22,549円
今村	2,175円	10,894円
西尾寄住	1,096円	13,531円
蒲郡2	1,386円	11,876円
犬山B	698円	17,693円
犬山羽黒	802円	10,557円
常滑	1,211円	17,839円
一宮江南2	1,341円	8,259円
江南宮田	793円	12,590円
尾西	833円	12,994円
小牧機械棟	745円	10,015円
篠岡	673円	17,177円
小牧桜井	992円	60,088円
稲沢	2,014円	24,401円
豊橋新城	1,218円	18,686円
上野町	1,340円	16,000円
尾張横須賀B	879円	15,215円
大府	1,639円	10,757円
知多	879円	13,756円
知立2	1,666円	18,137円
尾張旭	1,231円	15,330円
愛知高浜	1,003円	9,107円
岩倉	1,429円	11,307円
豊明	950円	16,967円
東阿野	1,346円	21,933円
名古屋東郷	1,158円	13,725円
名古屋日進	731円	21,066円
長久手B	1,252円	23,495円
豊山	1,591円	43,468円
西春B	1,752円	14,148円
新川清洲	1,295円	20,548円
江南大口	942円	22,459円
扶桑	903円	12,590円
木曾川B	1,062円	13,940円
祖父江	749円	20,005円
海部	1,024円	18,520円
蟹江B	1,276円	20,119円
津島弥富	919円	14,971円
阿久比	709円	14,225円
東浦	876円	14,148円
幸田	1,436円	25,725円
三好	1,576円	11,314円
設楽	119円	17,484円
愛知御津	702円	10,930円
愛知田原2	1,318円	39,195円
渥美	454円	12,985円
広小路	4,168円	27,252円
名古屋万場	1,025円	21,358円

志段味	862円	19,000円
名古屋大森	1,782円	41,620円
河合	645円	16,199円
矢合	690円	19,123円
平和	641円	14,002円
寺沢	819円	22,116円
豊橋石巻	561円	22,592円
常磐	700円	15,335円
六ツ美	1,163円	67,686円
品野	2,035円	7,129円
水野	622円	8,951円
板山	990円	25,441円
亀崎	1,019円	11,590円
松平	774円	27,843円
保見	702円	10,740円
豊田駒場	826円	23,089円
刈谷桜井	1,422円	13,977円
刈谷明治	924円	13,804円
平坂	1,110円	19,993円
室場	650円	20,163円
三河大塚	1,059円	26,690円
形原	961円	9,828円
小鈴谷	555円	28,364円
尾張大野	871円	10,946円
大海	585円	15,209円
新城富岡	352円	21,487円
加木屋	1,397円	16,963円
永和	492円	14,655円
武豊	885円	12,613円
一色2	706円	17,377円
上横須賀	788円	17,291円
三好ヶ丘	1,276円	32,377円
豊田藤岡	704円	18,605円
三河一宮	2,107円	23,452円
小坂井	919円	13,649円
東海栄東西	4,310円	25,581円
豊橋	649円	41,241円
南海部	548円	14,088円
大場	626円	28,751円
鍋田	341円	23,756円
八開	333円	29,876円
南知多	809円	16,470円
師崎	485円	20,180円
愛知豊浜	754円	17,899円
愛知美浜 (略)	16,337円	
野間	610円	26,517円
吉良	785円	16,535円
幡豆	3,322円	11,230円
豊富	380円	24,192円
下山	106円	20,404円
鳳来大野	1,504円	10,548円
愛知野田	325円	15,503円
赤羽根	318円	30,174円
伊良湖岬	246円	25,036円
刈谷安城	784円	28,747円
尾張横須賀	863円	19,652円
篠島	2,079円	20,326円
日間賀	891円	39,297円
小原	158円	24,471円
小湊	691円	33,235円
東栄	564円	13,584円
稲武	512円	20,425円
鳳来	621円	21,820円
菊井	1,354円	33,959円
片田	316円	13,965円
高茶屋	991円	53,442円
一身田	593円	20,405円
津丸之内第4	552円	26,512円
四日市B	608円	18,350円
三ツ谷B	747円	13,039円
四日市富田	913円	16,044円
四日市水沢	397円	28,441円
塩浜	738円	24,843円
室山	679円	14,789円
伊勢志摩2	790円	27,509円

三重県

志段味	876円	17,811円
名古屋大森	1,952円	38,718円
河合	660円	16,006円
矢合	681円	17,781円
平和	639円	13,110円
寺沢	834円	19,993円
豊橋石巻	558円	20,371円
常磐	721円	14,050円
六ツ美	1,194円	64,261円
品野	2,006円	6,685円
水野	614円	8,587円
板山	1,003円	23,884円
亀崎	1,028円	10,825円
松平	782円	26,066円
保見	708円	9,884円
豊田駒場	842円	24,239円
刈谷桜井	1,446円	12,921円
刈谷明治	946円	13,870円
平坂	1,120円	23,906円
室場	649円	18,682円
三河大塚	1,050円	23,944円
形原	968円	9,219円
小鈴谷	527円	25,965円
尾張大野	833円	9,979円
大海	595円	13,467円
新城富岡	358円	19,484円
加木屋	1,432円	15,534円
永和	496円	13,804円
武豊	891円	11,521円
一色2	704円	16,104円
上横須賀	795円	15,668円
三好ヶ丘	1,326円	30,781円
豊田藤岡	718円	17,275円
三河一宮	2,128円	21,499円
小坂井	915円	12,381円
東海栄東西	4,349円	24,467円
豊橋	662円	38,957円
南海部	546円	12,740円
大場	643円	26,959円
鍋田	343円	22,162円
八開	335円	27,516円
南知多	833円	15,386円
師崎	487円	18,865円
愛知豊浜	759円	16,510円
愛知美浜 (略)	15,374円	
野間	628円	25,240円
吉良	774円	15,280円
幡豆	3,344円	10,534円
豊富	386円	22,008円
下山	110円	18,280円
鳳来大野	1,524円	9,188円
愛知野田	327円	13,963円
赤羽根	316円	28,254円
伊良湖岬	249円	23,443円
刈谷安城	810円	27,306円
尾張横須賀	879円	18,219円
篠島	2,145円	18,738円
日間賀	917円	37,342円
小原	161円	22,798円
小湊	692円	30,577円
東栄	563円	12,335円
稲武	513円	18,313円
鳳来	644円	19,505円
菊井	1,362円	32,263円
片田	310円	13,001円
高茶屋	966円	50,923円
一身田	613円	19,267円
津丸之内第4	557円	25,182円
四日市B	616円	17,104円
三ツ谷B	754円	12,215円
四日市富田	918円	15,132円
四日市水沢	405円	26,207円
塩浜	741円	23,559円
室山	675円	13,893円
伊勢志摩2	791円	26,236円

三重県

伊勢大湊	634円	22,014円
松阪港	953円	22,509円
松阪南	525円	27,574円
松阪新座	679円	10,923円
桑名	590円	28,979円
七和	849円	15,677円
伊賀上野	854円	21,395円
鈴鹿B館	1,208円	46,786円
鈴鹿白子	557円	30,411円
庄野	632円	11,889円
名張	752円	23,741円
尾鷲	1,311円	35,112円
三重亀山	426円	13,045円
鳥羽	(略)	16,025円
鳥羽第2	(略)	37,218円
熊野第二	1,683円	13,665円
久居	605円	19,458円
員弁	534円	28,675円
菟野	658円	13,438円
三重関	338円	29,203円
伊勢大湊	196円	20,484円
大台	468円	23,598円
阿児	732円	25,104円
津丸之内第3	552円	19,338円
小山田	351円	21,521円
県	375円	17,864円
保々	348円	38,982円
下野	669円	23,324円
伊勢豊浜	296円	22,501円
伊勢南	412円	31,349円
天名	358円	17,349円
伊勢若松	602円	21,602円
東員	(略)	40,654円
河芸	527円	27,215円
多気	212円	30,992円
高野尾	178円	33,284円
櫛田	540円	18,300円
伊勢寺	511円	19,512円
松阪東黒部	429円	36,299円
松阪大石	186円	29,434円
桑名深谷	(略)	22,556円
三重上野南	231円	94,250円
石薬師	391円	18,396円
三重長沢	289円	36,765円
比奈和	603円	55,313円
桔梗ヶ丘第一	769円	30,901円
寶田	355円	36,407円
北輪内	920円	26,329円
野登	165円	41,238円
三重長岡	213円	28,985円
答志島	741円	26,503円
榊原	110円	23,423円
多度	225円	24,027円
伊勢長島	857円	26,345円
北勢	490円	12,877円
大安	203円	19,122円
朝明	220円	20,021円
四日市楠	717円	18,631円
四日市朝日	537円	21,021円
棕本	278円	16,660円
安濃	298円	29,444円
一志	241円	18,174円
三重白山	105円	20,762円
三重嬉野	268円	17,126円
三雲	457円	16,979円
明和	450円	17,626円
伊勢玉城	565円	23,415円
伊勢二見	561円	25,790円
内城田	813円	25,915円
伊賀	222円	15,253円
伊賀平田	314円	85,239円
三重青山	260円	17,673円
大士	546円	12,968円
三重志摩	612円	32,970円
甲賀	734円	17,862円

伊勢大湊	636円	21,154円
松阪港	955円	21,069円
松阪南	555円	26,354円
松阪新座	653円	10,123円
桑名	596円	27,414円
七和	851円	14,685円
伊賀上野	855円	20,781円
鈴鹿B館	1,214円	44,372円
鈴鹿白子	542円	28,815円
庄野	608円	11,124円
名張	756円	22,081円
尾鷲	1,301円	34,719円
三重亀山	287円	12,323円
鳥羽	(略)	15,139円
鳥羽第2	(略)	34,901円
熊野第二	1,720円	12,724円
久居	594円	18,099円
員弁	530円	26,597円
菟野	661円	12,382円
三重関	334円	26,865円
伊勢大湊	191円	19,030円
大台	485円	22,393円
阿児	734円	23,983円
津丸之内第3	557円	17,820円
小山田	349円	19,830円
県	380円	16,520円
保々	349円	36,587円
下野	662円	21,758円
伊勢豊浜	295円	21,022円
伊勢南	429円	28,881円
天名	367円	15,657円
伊勢若松	583円	20,955円
東員	(略)	38,138円
河芸	526円	25,606円
多気	217円	29,958円
高野尾	186円	30,344円
櫛田	534円	16,731円
伊勢寺	512円	18,012円
松阪東黒部	445円	33,679円
松阪大石	194円	27,389円
桑名深谷	(略)	20,564円
三重上野南	233円	88,945円
石薬師	375円	16,888円
三重長沢	297円	33,970円
比奈和	628円	52,770円
桔梗ヶ丘第一	748円	28,976円
寶田	369円	34,519円
北輪内	941円	24,861円
野登	170円	37,887円
三重長岡	227円	26,336円
答志島	807円	24,886円
榊原	111円	20,939円
多度	227円	22,035円
伊勢長島	861円	24,070円
北勢	491円	12,103円
大安	204円	17,533円
朝明	223円	18,212円
四日市楠	719円	16,569円
四日市朝日	541円	19,010円
棕本	277円	18,364円
安濃	294円	27,017円
一志	244円	16,523円
三重白山	109円	19,140円
三重嬉野	271円	16,184円
三雲	461円	15,254円
明和	442円	16,370円
伊勢玉城	574円	21,771円
伊勢二見	545円	23,612円
内城田	829円	23,495円
伊賀	228円	13,782円
伊賀平田	324円	80,620円
三重青山	258円	16,644円
大士	540円	12,084円
三重志摩	601円	31,379円
甲賀	741円	16,458円

	紀伊長島	966円	18,404円
	三重御浜	658円	19,190円
	大安東	318円	20,533円
	三重藤原	297円	22,195円
	三重美里	449円	34,258円
	香良洲	445円	17,496円
	飯南	527円	25,118円
	栃原	384円	23,790円
	勢和	598円	31,418円
	三重狹原	487円	29,380円
	宿田曾	729円	37,474円
	五ヶ所	594円	36,600円
	南海	426円	19,360円
	島ヶ原	190円	29,850円
	浜島	589円	20,694円
	安乗	521円	20,846円
	三重磯部	356円	31,890円
	三重九鬼	407円	47,700円
	三重飛鳥	549円	27,517円
	新鹿	417円	28,891円
	二木島	860円	49,127円
	美杉	451円	29,103円
	三重奥津	451円	29,091円
	飯高	675円	25,624円
滋賀県	滋賀大津	804円	59,152円
	堅田2	971円	30,404円
	滋賀瀬田	1,110円	32,925円
	石山	662円	18,790円
	大津坂本2	1,121円	13,316円
	におの浜	2,093円	55,707円
	彦根3	758円	53,200円
	河瀬	386円	17,337円
	稲枝	453円	13,438円
	滋賀長浜	581円	35,312円
	近江八幡	786円	41,976円
	六枚橋別館	1,059円	16,188円
	八日市	817円	19,367円
	草津	639円	31,465円
	常盤	315円	12,442円
	近江守山	619円	39,743円
	守山北	1,156円	24,315円
	栗東	660円	51,654円
	野洲2	969円	42,640円
	甲西	727円	18,534円
	水口	354円	22,304円
	滋賀甲賀	570円	17,045円
	信楽(略)		37,512円
	安土(略)		11,728円
	近江日野	351円	33,481円
	滋賀鶴川	428円	34,137円
	五個荘	660円	16,564円
	能登川	1,060円	21,965円
	湖東	102円	18,218円
	秦荘	159円	24,870円
	愛知川	217円	22,660円
	滋賀多賀	1,086円	23,279円
	滋賀山東	94円	42,916円
	米原	887円	12,899円
	虎姫	256円	47,901円
	滋賀湖北	369円	21,203円
	びわ	388円	30,646円
	近江高月	182円	27,730円
	木之本	235円	43,798円
	今津	488円	20,376円
	安曇川	657円	37,407円
	高島	487円	20,154円
	新旭	275円	33,462円
	関ノ津	196円	30,943円
	滋賀志賀	313円	25,779円
	和迹	205円	23,386円
	金勝	609円	18,778円
	中主	749円	25,066円
	石部	267円	15,772円
	下田	600円	15,497円

	紀伊長島	998円	17,411円
	三重御浜	679円	18,041円
	大安東	316円	19,210円
	三重藤原	308円	20,365円
	三重美里	462円	31,580円
	香良洲	442円	15,869円
	飯南	539円	22,807円
	栃原	391円	21,418円
	勢和	609円	29,630円
	三重狹原	515円	26,867円
	宿田曾	748円	35,144円
	五ヶ所	620円	34,881円
	南海	437円	18,003円
	島ヶ原	198円	27,390円
	浜島	597円	19,458円
	安乗	523円	19,150円
	三重磯部	360円	29,586円
	三重九鬼	438円	44,744円
	三重飛鳥	577円	25,134円
	新鹿	441円	27,055円
	二木島	922円	46,691円
	美杉	474円	27,114円
	三重奥津	479円	28,112円
	飯高	712円	23,942円
	伊勢志摩3	791円	40,626円
滋賀県	滋賀大津	816円	57,393円
	堅田2	1,011円	28,603円
	滋賀瀬田	1,167円	32,177円
	石山	730円	19,069円
	大津坂本2	1,165円	12,954円
	におの浜	2,291円	53,150円
	彦根3	783円	51,995円
	河瀬	388円	15,869円
	稲枝	459円	11,621円
	滋賀長浜	593円	33,298円
	近江八幡	840円	39,407円
	六枚橋別館	1,074円	14,585円
	八日市	922円	18,300円
	草津	682円	30,407円
	常盤	317円	21,224円
	近江守山	651円	37,554円
	守山北	1,166円	28,872円
	栗東	687円	49,035円
	野洲2	1,017円	41,099円
	甲西	750円	16,649円
	水口	372円	20,680円
	滋賀甲賀	580円	15,416円
	信楽(略)		35,645円
	安土(略)		10,266円
	近江日野	354円	31,904円
	滋賀鶴川	431円	35,471円
	五個荘	665円	17,536円
	能登川	1,069円	27,931円
	湖東	103円	16,398円
	秦荘	158円	23,242円
	愛知川	219円	23,309円
	滋賀多賀	1,089円	21,402円
	滋賀山東	95円	40,417円
	米原	915円	16,041円
	虎姫	260円	53,627円
	滋賀湖北	376円	19,844円
	びわ	398円	29,074円
	近江高月	184円	25,940円
	木之本	238円	41,514円
	今津	480円	18,734円
	安曇川	671円	43,125円
	高島	499円	19,020円
	新旭	278円	42,673円
	関ノ津	200円	34,631円
	滋賀志賀	321円	23,729円
	和迹	210円	21,380円
	金勝	625円	12,458円
	中主	752円	29,945円
	石部	269円	14,005円
	下田	604円	22,687円

	菩提寺	857円	40,237円
	近江甲南	382円	15,365円
	滋賀蒲生	100円	9,077円
	竜王	91円	26,359円
	豊郷	229円	22,062円
	甲良	183円	18,374円
	醒ヶ井	307円	29,630円
	滋賀浅井	444円	34,537円
	比叡平	552円	29,590円
	小松	413円	129,212円
	長浜局舎2	487円	59,961円
	土山	(略)	27,366円
	滋賀大野	176円	22,523円
	雲井	192円	28,195円
	柏原別館	274円	23,673円
	朝日	259円	13,540円
	中之郷	438円	35,550円
	マキノ沢	336円	18,123円
	船木	350円	31,497円
京都府	紫野	3,933円	22,435円
	京都北野	11,155円	18,637円
	西陣別館	3,934円	45,529円
	賀茂	2,959円	28,056円
	京都吉田	3,964円	47,814円
	壬生別館	3,916円	21,322円
	京都	9,864円	44,352円
	祇園	2,573円	32,787円
	七条	2,006円	29,299円
	京都南	2,477円	39,574円
	嵯峨2	2,786円	19,709円
	朱雀	2,486円	32,106円
	深草	2,634円	21,100円
	京都醍醐	2,567円	24,267円
	伏見	3,446円	28,444円
	淀	1,594円	20,325円
	山科	2,090円	31,665円
	京都桂	3,472円	39,618円
	大原野	1,841円	24,836円
	前田	964円	15,688円
	福知山	3,043円	48,942円
	京都舞鶴	1,295円	25,219円
	舞鶴西	779円	36,149円
	綾部	1,665円	27,234円
	宇治2	1,710円	26,009円
	京都新田	2,431円	32,962円
	宮津	618円	21,991円
	亀岡	1,905円	23,725円
	城陽	1,164円	26,473円
	京都西山	5,860円	24,254円
	長岡京	4,065円	60,607円
	京都八幡	1,266円	21,798円
	山城田辺	1,304円	35,742円
	精華2	1,215円	29,637円
	園部	1,461円	26,564円
	岩滝	475円	17,175円
	加悦谷	(略)	23,053円
	峰山	333円	24,795円
	丹後大宮	165円	29,419円
	網野	601円	24,153円
	鞍馬	1,560円	28,856円
	木幡	1,694円	22,721円
	山城木津	1,623円	27,713円
	福知山上川口	519円	22,687円
	宮前	406円	22,027円
	井手	695円	43,623円
	山城町	800円	24,202円
	山城加茂	914円	35,392円
	京都八木	1,504円	17,103円
	丹波町	471円	33,014円
	京都弥栄	545円	38,872円
	京都吉田別館	3,713円	33,813円
	山城大原	329円	56,658円
	祇園別館	1,936円	32,907円
	八田	157円	32,187円
	三和	279円	21,405円

	菩提寺	884円	37,054円
	近江甲南	387円	13,887円
	滋賀蒲生	103円	7,505円
	竜王	93円	24,199円
	豊郷	231円	26,457円
	甲良	186円	16,258円
	醒ヶ井	315円	28,263円
	滋賀浅井	446円	32,831円
	比叡平	567円	26,718円
	小松	421円	123,618円
	長浜局舎2	492円	58,024円
	土山	(略)	24,820円
	滋賀大野	180円	20,438円
	雲井	194円	28,105円
	柏原別館	279円	30,387円
	朝日	265円	12,522円
	中之郷	456円	33,498円
	マキノ沢	342円	25,257円
	船木	357円	28,850円
京都府	紫野	4,061円	21,749円
	京都北野	11,700円	17,617円
	西陣別館	4,090円	42,950円
	賀茂	3,125円	27,536円
	京都吉田	4,109円	46,047円
	壬生別館	4,072円	20,814円
	京都	12,025円	41,631円
	祇園	2,733円	36,368円
	七条	2,061円	28,457円
	京都南	2,649円	37,243円
	嵯峨2	2,890円	19,154円
	朱雀	2,566円	30,332円
	深草	2,662円	19,688円
	京都醍醐	2,581円	23,589円
	伏見	3,563円	33,166円
	淀	1,609円	19,544円
	山科	2,249円	29,855円
	京都桂	2,499円	37,475円
	大原野	1,860円	23,862円
	前田	929円	14,651円
	福知山	3,108円	46,407円
	京都舞鶴	1,303円	24,252円
	舞鶴西	729円	34,382円
	綾部	1,646円	25,545円
	宇治2	1,730円	24,591円
	京都新田	2,560円	31,436円
	宮津	619円	20,619円
	亀岡	1,936円	22,893円
	城陽	1,202円	24,774円
	京都西山	6,082円	23,042円
	長岡京	4,319円	57,746円
	京都八幡	1,186円	20,426円
	山城田辺	1,310円	34,111円
	精華2	1,221円	29,331円
	園部	1,471円	25,656円
	岩滝	463円	15,908円
	加悦谷	(略)	21,597円
	峰山	328円	27,117円
	丹後大宮	168円	34,092円
	網野	577円	22,899円
	鞍馬	1,579円	32,009円
	木幡	1,711円	21,323円
	山城木津	1,637円	27,934円
	福知山上川口	535円	20,756円
	宮前	409円	20,421円
	井手	655円	40,854円
	山城町	791円	22,541円
	山城加茂	908円	33,172円
	京都八木	1,468円	19,679円
	丹波町	460円	30,529円
	京都弥栄	558円	36,772円
	京都吉田別館	3,782円	32,260円
	山城大原	339円	53,711円
	祇園別館	1,937円	30,705円
	八田	164円	29,645円
	三和	292円	19,520円

	朱雀・桂 2	3,472円	21,068円
	何北	144円	28,799円
	天ノ橋立	325円	41,327円
	和束	167円	31,910円
	京北	679円	13,823円
	京都美山	645円	35,785円
	京都下山	490円	25,996円
	京都日吉	531円	24,025円
	瑞穂	(略)	19,257円
	和知	461円	38,497円
	夜久野	138円	27,425円
	丹後木津	680円	51,515円
	丹後町	700円	22,611円
	神野	473円	35,249円
	久美浜	1,012円	39,361円
	舞鶴八雲 2	148円	202,844円
大阪府	都島	2,926円	29,086円
	此花	1,927円	27,039円
	大阪新町新	2,058円	32,354円
	西	3,178円	28,672円
	大阪港	1,928円	47,902円
	大阪大正別館	2,140円	28,435円
	天王寺	2,513円	18,730円
	大阪桜川	1,577円	33,746円
	日本橋北館	2,205円	28,022円
	西淀川	1,889円	30,000円
	東淀川	3,388円	30,999円
	東成	3,708円	30,786円
	生野	1,780円	32,918円
	巽	2,114円	30,453円
	大阪旭	3,172円	28,797円
	大阪城東	2,456円	19,659円
	鶴野	3,066円	21,284円
	桑津	2,568円	22,403円
	阿倍野	3,601円	27,657円
	長屋	4,070円	35,729円
	大阪住吉	2,775円	26,997円
	天下茶屋	2,396円	15,034円
	大阪淀川 3	2,050円	75,820円
	大阪三国	2,150円	27,310円
	大阪鶴見	4,756円	18,025円
	住之江	3,282円	25,747円
	南港	1,621円	46,122円
	大阪平野	3,448円	32,244円
	北平野	2,556円	11,644円
	大阪北	2,402円	38,828円
	北	2,963円	26,874円
	堀川	3,576円	36,633円
	豊崎	4,009円	30,700円
	梅ヶ枝	4,966円	50,918円
	高津	2,524円	29,759円
	大阪東	2,476円	40,081円
	大阪中央ビル	4,266円	66,021円
	堺	2,456円	34,655円
	大阪石津	2,099円	24,327円
	金岡	2,534円	22,037円
	鳳	1,725円	32,477円
	浜寺	2,250円	18,550円
	登美丘	5,653円	18,219円
	泉北	1,712円	27,163円
	深井	1,958円	21,049円
	初芝	2,111円	9,822円
	南大阪 2	1,460円	20,509円
	東岸和田	4,109円	39,328円
	山直	1,006円	7,888円
	豊中	3,596円	32,715円
	服部	3,670円	21,135円
	庄内	3,490円	19,852円
	池田石橋	3,014円	20,047円
	池田別館	3,340円	18,569円
	西吹田	2,769円	24,432円
	吹田	1,769円	15,292円
	千里	2,603円	25,498円
	万国博	2,914円	13,919円

	朱雀・桂 2	2,499円	19,869円
	何北	154円	26,246円
	天ノ橋立	333円	39,234円
	和束	163円	30,440円
	京北	669円	12,792円
	京都美山	648円	32,438円
	京都下山	507円	23,118円
	京都日吉	525円	21,535円
	瑞穂	(略)	17,235円
	和知	468円	35,689円
	夜久野	143円	25,306円
	丹後木津	695円	48,402円
	丹後町	731円	21,266円
	神野	490円	38,416円
	久美浜	997円	37,279円
	舞鶴八雲 2	153円	204,963円
	宇治田原	578円	30,819円
大阪府	都島	3,194円	27,465円
	此花	1,948円	25,723円
	大阪新町新	2,294円	32,319円
	西	3,627円	26,836円
	大阪港	2,087円	45,936円
	大阪大正別館	2,243円	26,735円
	天王寺	2,668円	17,540円
	大阪桜川	1,699円	31,913円
	日本橋北館	2,359円	26,850円
	西淀川	1,990円	28,849円
	東淀川	3,491円	29,644円
	東成	3,865円	28,636円
	生野	1,836円	31,745円
	巽	2,198円	28,381円
	大阪旭	3,277円	27,446円
	大阪城東	2,690円	19,674円
	鶴野	3,251円	20,489円
	桑津	2,653円	21,107円
	阿倍野	3,840円	26,311円
	長屋	4,325円	33,806円
	大阪住吉	2,855円	25,268円
	天下茶屋	2,489円	14,145円
	大阪淀川 3	2,182円	72,422円
	大阪三国	2,279円	25,352円
	大阪鶴見	5,011円	16,941円
	住之江	3,384円	25,036円
	南港	1,656円	43,584円
	大阪平野	3,549円	30,115円
	北平野	2,700円	11,375円
	大阪北	2,839円	37,563円
	北	3,420円	25,517円
	堀川	4,154円	40,658円
	豊崎	4,507円	31,314円
	高津	2,685円	29,039円
	大阪東	2,632円	37,630円
	大阪中央ビル	5,132円	65,793円
	堺	2,728円	33,968円
	大阪石津	2,294円	23,259円
	金岡	2,712円	20,809円
	鳳	1,813円	31,599円
	浜寺	2,361円	17,700円
	登美丘	5,725円	17,763円
	泉北	1,883円	25,675円
	深井	1,980円	20,048円
	初芝	2,132円	9,144円
	南大阪 2	1,508円	19,212円
	東岸和田	4,360円	36,846円
	山直	1,069円	7,151円
	豊中	3,956円	31,402円
	服部	4,053円	19,914円
	庄内	3,817円	20,495円
	池田石橋	3,203円	19,084円
	池田別館	3,538円	19,087円
	西吹田	2,948円	23,443円
	吹田	1,879円	14,598円
	千里	2,765円	24,313円
	万国博	2,960円	13,508円

泉大津	1,755円	20,752円
高槻	1,852円	32,205円
南高槻	2,187円	29,259円
茨木富田	1,278円	21,283円
安岡寺	2,670円	36,504円
上牧	1,891円	28,862円
水間	758円	12,457円
大阪守口	1,691円	27,316円
枚方	2,096円	38,886円
牧野	3,579円	17,878円
中宮	2,421円	28,025円
香里丘	1,774円	30,369円
津田	1,849円	33,653円
香里	4,658円	15,496円
茨木	2,024円	64,685円
犀見	3,000円	33,334円
郡	2,232円	10,872円
平田	3,050円	41,785円
八尾	2,752円	18,543円
志紀	2,555円	28,861円
千塚	2,046円	19,567円
泉佐野	945円	33,061円
大阪田尻	739円	37,425円
日根野2	804円	32,705円
富田林	874円	20,085円
金剛	3,721円	13,655円
佐備	3,058円	37,393円
篠屋川	1,668円	24,898円
池田	2,977円	30,009円
河内長野	2,662円	25,453円
三田市町	2,137円	22,472円
大阪松原	3,012円	23,429円
大阪大東	2,880円	33,016円
大阪和泉	1,466円	18,173円
三林	1,323円	10,190円
箕面	3,420円	28,762円
白島	2,518円	21,694円
柏原	1,778円	20,691円
柏原国分	1,645円	14,458円
羽曳野	1,424円	18,957円
門真	2,744円	18,364円
大和田	1,652円	17,700円
摂津	2,442円	23,458円
淀川鳥飼	2,075円	25,299円
高砂	912円	29,062円
藤井寺	1,895円	20,058円
東大阪	2,845円	35,901円
北布施	2,604円	23,294円
大阪河内	2,402円	31,503円
枚岡	3,279円	32,131円
鴻池	2,076円	18,848円
泉南	923円	13,912円
四条畷	4,093円	20,793円
交野	2,516円	24,250円
大阪狭山	1,732円	15,726円
大阪尾崎	771円	19,580円
山崎	2,030円	17,365円
熊取	886円	13,333円
大阪岬	740円	10,069円
太子別館	921円	9,602円
美原	1,383円	16,127円
土佐堀	3,426円	40,145円
北浜R T	4,739円	18,168円
島之内南	3,420円	101,239円
西面	2,615円	28,274円
大岩	503円	15,184円
篠屋川高宮	3,226円	52,558円
大阪内田	953円	8,673円
箱作	636円	19,086円
豊中吉川	2,743円	34,086円
河南	334円	10,769円
内畑	252円	14,966円
大阪横山	256円	28,563円
多奈川 (略)		27,528円
赤阪	490円	38,772円

泉大津	1,854円	19,851円
高槻	2,006円	30,312円
南高槻	2,360円	27,289円
茨木富田	1,368円	19,869円
安岡寺	2,823円	34,413円
上牧	2,072円	29,805円
水間	774円	11,407円
大阪守口	1,889円	25,558円
枚方	2,288円	36,971円
牧野	3,604円	17,016円
中宮	2,497円	26,994円
香里丘	1,777円	28,912円
津田	1,860円	31,828円
香里	4,867円	14,386円
茨木	2,185円	62,583円
犀見	3,149円	31,707円
郡	2,333円	10,174円
平田	3,225円	39,640円
八尾	2,928円	17,907円
志紀	2,658円	27,133円
千塚	2,079円	18,571円
泉佐野	961円	31,331円
大阪田尻	730円	35,659円
日根野2	813円	31,659円
富田林	879円	21,870円
金剛	3,820円	12,760円
佐備	3,203円	35,654円
篠屋川	1,692円	26,539円
池田	3,148円	29,084円
河内長野	2,768円	23,711円
三田市町	2,285円	23,608円
大阪松原	3,138円	21,994円
大阪大東	3,047円	31,143円
大阪和泉	1,522円	17,148円
三林	1,369円	9,172円
箕面	3,733円	27,274円
白島	2,565円	20,480円
柏原	1,788円	19,577円
柏原国分	1,729円	13,543円
羽曳野	1,490円	17,896円
門真	2,920円	17,278円
大和田	1,712円	17,207円
摂津	2,551円	21,953円
淀川鳥飼	2,101円	26,427円
高砂	941円	27,588円
藤井寺	1,979円	18,950円
東大阪	3,024円	33,585円
北布施	2,849円	22,040円
大阪河内	2,513円	29,095円
枚岡	3,470円	29,972円
鴻池	2,193円	17,679円
泉南	927円	12,874円
四条畷	4,289円	19,554円
交野	2,571円	22,613円
大阪狭山	1,846円	14,482円
大阪尾崎	775円	18,267円
山崎	2,127円	16,724円
熊取	894円	12,707円
大阪岬	760円	9,341円
太子別館	928円	8,623円
美原	1,424円	16,094円
土佐堀	4,012円	37,644円
北浜R T	5,654円	17,341円
島之内南	4,058円	83,933円
西面	2,778円	27,086円
大岩	504円	17,437円
篠屋川高宮	3,435円	49,969円
大阪内田	973円	7,716円
箱作	631円	18,105円
豊中吉川	2,812円	32,680円
河南	338円	10,779円
内畑	255円	14,138円
大阪横山	263円	26,848円
多奈川 (略)		25,584円
赤阪	491円	36,293円

	茨木 2	2,024円	20,783円
	茨木 3	2,024円	27,975円
	田尻別館	739円	39,989円
	東能勢	613円	53,817円
	野間中	338円	25,125円
兵庫県	兵庫御影	3,929円	50,837円
	御影営業所	3,929円	54,204円
	東灘	2,729円	19,492円
	灘 2	3,297円	10,738円
	湊川	2,539円	25,514円
	兵庫	1,955円	25,799円
	神戸西	1,465円	36,297円
	須磨	3,048円	20,976円
	妙法寺	3,278円	18,187円
	名谷	2,513円	30,136円
	舞子	1,965円	17,827円
	福田	2,786円	26,627円
	塩屋	2,252円	17,249円
	鈴蘭台	1,184円	30,561円
	有馬	1,947円	26,433円
	有馬温泉	857円	13,938円
	山田 2	641円	32,550円
	北神別館	609円	93,414円
	神戸港	2,879円	135,050円
	藪合	1,575円	24,037円
	港島	2,264円	55,717円
	兵庫三宮	3,535円	26,874円
	神戸中電	2,688円	33,317円
	岩岡	2,059円	11,198円
	神出	224円	13,210円
	护谷	222円	31,970円
	押部谷 (略)		11,351円
	伊川谷	1,227円	25,301円
	姫路	1,099円	30,642円
	姫路西	1,899円	41,370円
	飾磨	1,085円	33,045円
	広畑	822円	16,116円
	網干	1,128円	13,262円
	姫路白浜	1,219円	14,504円
	御着	981円	8,703円
	飾西	1,231円	23,946円
	太市	1,010円	26,769円
	兵庫姫路	1,245円	21,131円
	尼崎	1,981円	54,108円
	尼崎西	2,671円	24,355円
	尼崎東	2,558円	23,518円
	尼崎北	3,281円	21,621円
	武庫之荘	4,172円	19,882円
	明石 2	2,201円	37,932円
	大久保	1,682円	18,116円
	二見	1,308円	20,401円
	明石西	1,812円	20,771円
	江井ヶ島	1,064円	21,508円
	西宮	3,312円	44,739円
	瓦木	3,516円	15,647円
	甲子園	3,279円	20,165円
	仁川	4,327円	18,891円
	夙川	3,552円	11,693円
	瓦木南別館	3,865円	49,540円
	洲本	1,024円	21,176円
	芦屋別館	4,015円	14,077円
	伊丹	2,838円	23,039円
	兵庫相生	491円	23,080円
	豊岡	1,231円	35,714円
	別府	1,158円	26,206円
	加古川 1	1,788円	25,389円
	竜野	776円	30,971円
	赤穂	793円	30,292円
	西脇別館	753円	28,227円
	宝塚	1,793円	20,392円
	宝塚別館	2,129円	23,787円
	三木	739円	12,008円
	兵庫高砂	1,133円	30,385円
	兵庫川西	3,079円	45,437円

	茨木 2	2,185円	19,370円
	茨木 3	2,185円	26,166円
	田尻別館	730円	36,577円
	東能勢	607円	62,045円
	野間中	331円	35,277円
	能勢	386円	32,662円
兵庫県	兵庫御影	4,321円	47,555円
	御影営業所	4,321円	51,442円
	東灘	2,957円	18,476円
	灘 2	3,428円	10,103円
	湊川	2,649円	24,761円
	兵庫	1,958円	24,234円
	神戸西	1,535円	34,432円
	須磨	3,088円	19,855円
	妙法寺	3,322円	17,004円
	名谷	2,597円	28,556円
	舞子	1,986円	16,785円
	福田	2,904円	25,263円
	塩屋	2,300円	16,327円
	鈴蘭台	1,190円	28,946円
	有馬	1,985円	24,900円
	有馬温泉	862円	12,772円
	山田 2	643円	30,646円
	北神別館	613円	89,305円
	神戸港	3,379円	127,521円
	藪合	2,010円	22,338円
	港島	2,347円	52,735円
	兵庫三宮	4,110円	25,555円
	神戸中電	3,209円	33,062円
	岩岡	2,058円	10,426円
	神出	226円	12,151円
	护谷	221円	30,455円
	押部谷 (略)		10,624円
	伊川谷	1,235円	24,101円
	姫路	1,106円	28,923円
	姫路西	1,946円	38,951円
	飾磨	1,112円	31,011円
	広畑	807円	15,298円
	網干	1,100円	12,534円
	姫路白浜	1,218円	13,249円
	御着	978円	7,892円
	飾西	1,223円	22,685円
	太市	1,007円	24,463円
	兵庫姫路	1,267円	19,969円
	尼崎	2,057円	52,766円
	尼崎西	2,786円	22,983円
	尼崎東	2,654円	22,308円
	尼崎北	3,458円	20,672円
	武庫之荘	4,453円	18,728円
	明石 2	2,153円	36,228円
	大久保	1,691円	16,798円
	二見	1,269円	19,336円
	明石西	1,845円	19,529円
	江井ヶ島	1,054円	20,430円
	西宮	3,618円	43,574円
	瓦木	3,927円	14,646円
	甲子園	3,675円	20,479円
	仁川	7,716円	17,977円
	夙川	3,915円	9,978円
	瓦木南別館	4,175円	47,626円
	洲本	1,043円	19,736円
	芦屋別館	4,455円	13,604円
	伊丹	3,016円	22,110円
	兵庫相生	493円	21,742円
	豊岡	1,173円	35,384円
	別府	1,172円	24,694円
	加古川 1	1,807円	24,237円
	竜野	783円	32,720円
	赤穂	774円	28,871円
	西脇別館	736円	26,726円
	宝塚	1,835円	19,146円
	宝塚別館	2,235円	22,167円
	三木	717円	11,419円
	兵庫高砂	1,142円	28,861円
	兵庫川西	3,287円	48,722円



兵庫小野	1,174円	23,620円
兵庫三田	1,047円	28,195円
加西	1,007円	31,867円
社	814円	53,107円
播磨八千代	116円	6,686円
福崎	1,207円	26,864円
播磨山崎	1,119円	16,201円
日高	309円	22,777円
出石	409円	21,744円
浜坂	392円	20,770円
八鹿	780円	37,391円
和田山	907円	30,408円
丹波柏原	339円	33,859円
水上別籠	300円	39,356円
春日	245円	12,938円
兵庫津名	445円	15,644円
緑	506円	30,234円
淡路三原	309円	12,976円
西神中央	238円	9,847円
名塩	1,710円	32,936円
宝塚山本	2,267円	56,184円
清和台	1,217円	24,371円
猪名川	334円	15,167円
六甲山	144円	31,158円
仁豊野	221円	14,799円
播磨山田	198円	7,265円
谷内	243円	10,524円
林田	550円	9,235円
淡路由良	548円	8,606円
安乎	629円	18,921円
若狭野	211円	29,625円
矢野	223円	41,416円
津居山	340円	16,451円
志方	214円	4,337円
平荘	179円	6,647円
宝殿	2,532円	20,181円
国包	(略)	20,837円
神岡	409円	43,161円
摺西	252円	29,950円
西構	(略)	17,591円
坂越	(略)	13,296円
有年	320円	22,398円
宝塚西谷	195円	18,604円
口吉川	143円	38,482円
緑ヶ丘	2,296円	14,552円
大塩	876円	16,343円
曾根	1,141円	21,849円
兵庫山下	1,762円	15,738円
多田	1,357円	22,608円
青野ヶ原	118円	38,589円
小田	106円	5,570円
広野	548円	8,362円
相野	191円	75,736円
高平	139円	17,035円
北条賀茂	112円	35,284円
姫路下里	92円	6,692円
在田	382円	12,645円
和泉	122円	11,743円
富合	116円	21,574円
中野	380円	12,956円
滝野	926円	53,684円
稲美	224円	17,826円
母里	52円	13,094円
兵庫市川	951円	26,564円
香寺	1,183円	19,596円
摺保川	841円	18,278円
太子	(略)	8,820円
上都	(略)	17,819円
佐用	965円	22,940円
村岡	763円	36,645円
兵庫養父	253円	13,489円
朝来	899円	25,315円
氷上	300円	21,125円
山南	149円	9,118円
篠山	517円	19,449円

兵庫小野	1,080円	22,249円
兵庫三田	1,057円	27,028円
加西	992円	30,315円
社	820円	52,915円
播磨八千代	118円	5,613円
福崎	1,216円	25,733円
播磨山崎	1,109円	15,269円
日高	313円	21,445円
出石	411円	20,186円
浜坂	395円	19,671円
八鹿	784円	35,602円
和田山	914円	29,007円
丹波柏原	335円	32,056円
水上別籠	288円	37,328円
春日	237円	12,067円
兵庫津名	447円	15,682円
緑	496円	31,761円
淡路三原	308円	12,190円
西神中央	239円	9,199円
名塩	1,791円	31,314円
宝塚山本	2,357円	53,160円
清和台	1,274円	23,033円
猪名川	337円	14,320円
六甲山	147円	29,445円
仁豊野	222円	13,380円
播磨山田	199円	7,014円
谷内	244円	9,349円
林田	547円	8,258円
淡路由良	543円	7,988円
安乎	628円	17,120円
若狭野	212円	26,681円
矢野	226円	38,578円
津居山	338円	17,085円
志方	212円	4,246円
平荘	177円	6,149円
宝殿	2,566円	19,116円
国包	(略)	19,758円
神岡	423円	41,023円
摺西	262円	27,527円
西構	(略)	15,722円
坂越	(略)	12,648円
有年	327円	20,135円
宝塚西谷	202円	17,773円
口吉川	144円	35,642円
緑ヶ丘	2,275円	13,675円
大塩	870円	15,243円
曾根	1,134円	20,588円
兵庫山下	1,771円	15,002円
多田	1,386円	21,405円
青野ヶ原	121円	36,037円
小田	103円	4,973円
広野	547円	7,269円
相野	195円	72,770円
高平	142円	15,297円
北条賀茂	114円	32,216円
姫路下里	94円	5,626円
在田	387円	11,361円
和泉	124円	10,410円
富合	115円	19,859円
中野	390円	11,653円
滝野	935円	51,183円
稲美	221円	16,496円
母里	54円	14,111円
兵庫市川	978円	24,425円
香寺	1,166円	17,814円
摺保川	832円	16,409円
太子	(略)	8,105円
上都	(略)	16,546円
佐用	973円	21,620円
村岡	789円	34,164円
兵庫養父	256円	11,582円
朝来	926円	22,996円
氷上	288円	20,012円
山南	148円	7,961円
篠山	507円	18,558円

	篠山城東	245円	11,614円
	篠山福住	212円	9,736円
	兵庫宮田	247円	20,723円
	丹南	720円	65,611円
	古市	441円	10,205円
	今田	310円	20,455円
	淡路阿万	188円	22,209円
	木津	204円	27,649円
	加古川吉川	200円	13,250円
	吉川西	265円	7,761円
	兵庫鴨川	181円	31,837円
	上久米	113円	43,724円
	兵庫東条	148円	17,819円
	中東条	137円	17,678円
	中町	381円	10,708円
	加美	71円	14,077円
	杉原谷	48円	6,755円
	黒田庄	86円	22,371円
	家島	687円	23,717円
	家島坊勢	400円	61,786円
	夢前	281円	32,396円
	菅野	263円	14,855円
	粟賀	628円	17,416円
	瀬加	495円	9,896円
	鶴屋	886円	9,789円
	寺前	142円	30,905円
	播磨新宮	811円	14,471円
	香島	151円	6,482円
	播磨御津	1,647円	14,739円
	船坂	117円	31,149円
	上月	243円	44,644円
	久崎	137円	31,540円
	徳久	143円	28,634円
	三日月	275円	9,732円
	安富	274円	13,803円
	播磨一宮	221円	12,788円
	三方	132円	11,627円
	波賀	112円	18,514円
	播磨千種	72円	18,276円
	城崎	1,566円	19,805円
	竹野	360円	29,833円
	香住	496円	22,063円
	神鍋	110円	26,573円
	栗山	102円	32,803円
	但東中山	184円	44,645円
	小代	250円	42,968円
	湯村	336円	18,153円
	大屋	141円	14,525円
	関宮	409円	36,966円
	兵庫生野	311円	14,885円
	竹田	178円	41,886円
	兵庫山東	208円	14,929円
	青垣	(略)	22,577円
	東中	109円	19,973円
	西脇和田	111円	12,517円
	市島	153円	32,983円
	中竹田	104円	30,808円
	生穂	214円	24,414円
	淡路岩屋	700円	9,738円
	北淡	523円	32,939円
	淡路室津	212円	5,610円
	淡路一宮	372円	19,691円
	江井	139円	7,087円
	五色	287円	16,004円
	鮎原	241円	6,735円
	洲本鳥飼	176円	27,965円
	淡路東浦	830円	18,544円
	西淡	793円	25,874円
	西淡阿那賀	550円	33,832円
	南淡	461円	11,141円
	沼島	283円	75,441円
奈良県	奈良2	2,438円	28,593円
	西奈良	2,509円	42,122円
	大宮	1,789円	34,959円
	大中	1,544円	41,608円

	篠山城東	252円	9,805円
	篠山福住	217円	8,537円
	兵庫宮田	254円	18,587円
	丹南	730円	64,816円
	古市	448円	8,905円
	今田	315円	18,430円
	淡路阿万	186円	20,228円
	木津	205円	25,417円
	加古川吉川	199円	13,581円
	吉川西	263円	10,404円
	兵庫鴨川	194円	29,314円
	上久米	114円	40,850円
	兵庫東条	150円	16,063円
	中東条	140円	15,943円
	中町	385円	9,678円
	加美	72円	13,431円
	杉原谷	50円	6,411円
	黒田庄	87円	20,204円
	家島	682円	26,860円
	家島坊勢	404円	57,810円
	夢前	278円	30,714円
	菅野	264円	13,423円
	粟賀	643円	15,669円
	瀬加	504円	8,695円
	鶴屋	911円	8,616円
	寺前	150円	28,335円
	播磨新宮	789円	13,449円
	香島	153円	6,387円
	播磨御津	1,631円	13,991円
	船坂	118円	28,777円
	上月	253円	41,671円
	久崎	141円	28,999円
	徳久	150円	25,698円
	三日月	289円	8,558円
	安富	277円	12,499円
	播磨一宮	227円	11,493円
	三方	136円	10,187円
	波賀	114円	16,729円
	播磨千種	76円	16,431円
	城崎	1,577円	18,600円
	竹野	362円	27,502円
	香住	503円	21,874円
	神鍋	112円	24,870円
	栗山	103円	30,915円
	但東中山	198円	41,739円
	小代	261円	40,625円
	湯村	341円	16,958円
	大屋	144円	13,068円
	関宮	413円	34,610円
	兵庫生野	315円	13,401円
	竹田	185円	38,772円
	兵庫山東	207円	13,347円
	青垣	(略)	20,434円
	東中	108円	19,012円
	西脇和田	106円	11,217円
	市島	155円	30,596円
	中竹田	107円	27,970円
	生穂	212円	23,796円
	淡路岩屋	698円	8,047円
	北淡	513円	31,077円
	淡路室津	216円	11,196円
	淡路一宮	370円	18,520円
	江井	143円	6,943円
	五色	281円	14,685円
	鮎原	235円	5,761円
	洲本鳥飼	174円	25,486円
	淡路東浦	806円	17,093円
	西淡	791円	24,332円
	西淡阿那賀	561円	31,220円
	南淡	452円	10,290円
	沼島	296円	67,926円
奈良県	奈良2	2,461円	26,749円
	西奈良	2,601円	40,027円
	大宮	1,885円	34,111円
	大中	1,591円	40,010円

大和郡山	1,838円	61,909円
昭和2	755円	21,011円
天理	1,051円	45,102円
二階堂	547円	35,244円
橋本2	1,025円	16,149円
大和橿原2	1,491円	31,958円
畝傍	5,340円	24,908円
奈良桜井2	971円	18,149円
五條	594円	23,115円
御所	1,011円	29,093円
奈良名柄	467円	23,101円
生駒	2,389円	34,820円
高山第一	2,480円	45,616円
香芝	1,371円	26,485円
斑鳩	939円	8,662円
田原本	1,231円	28,873円
大和橿原	522円	20,766円
高取別館	647円	17,278円
大和新庄	1,098円	31,899円
王寺	1,203円	30,947円
広陵	885円	8,463円
奈良吉野 (略)		20,500円
奈良下市別館	1,432円	55,903円
十津川	138円	22,408円
上北山	162円	25,582円
平城	1,036円	21,349円
大和高田	808円	38,443円
南生駒2	1,497円	24,708円
平群	1,116円	9,981円
馬見 (略)		9,674円
天理中山	631円	30,027円
川西	279円	16,374円
明日香	1,014円	15,619円
奈良当麻2	1,085円	28,858円
大安寺別館	1,320円	38,857円
大宇陀	483円	19,065円
初瀬	548円	16,551円
葛	138円	23,007円
菟田野	335円	8,564円
御杖	337円	18,604円
和歌山3	1,067円	35,848円
和歌山東	1,129円	34,704円
和歌浦別館	1,644円	15,037円
狐島別館	1,255円	24,966円
海南	999円	29,272円
和歌山橋本	752円	26,454円
箕島	1,517円	18,548円
御坊	1,356円	18,694円
田辺	1,856円	35,524円
和歌山新宮	1,026円	27,202円
岩出	563円	23,704円
かつらぎ	259円	20,058円
湯浅	523円	17,686円
和歌山南部	424円	29,922円
和歌山白浜	684円	34,051円
串本	466円	29,150円
京橋別館2	1,139円	42,712円
和歌山山東	242円	23,344円
安原	360円	30,651円
紀伊	946円	20,758円
阪井	715円	17,263円
紀見	1,500円	60,691円
打田	353円	22,636円
粉河	785円	13,628円
桃山	333円	71,168円
貴志川	418円	27,546円
高野口	634円	46,976円
大地	692円	20,996円
和佐	269円	30,595円
三輪崎	776円	46,512円
下津	745円	17,249円
野上	1,212円	13,942円
那賀	630円	22,805円
九度山	604円	40,757円
和歌山吉備	1,014円	27,545円

和歌山県

大和郡山	1,920円	59,256円
昭和2	762円	20,173円
天理	1,074円	42,948円
二階堂	560円	32,865円
橋本2	1,066円	14,974円
大和橿原2	1,541円	30,269円
畝傍	5,656円	25,225円
奈良桜井2	982円	17,309円
五條	599円	21,955円
御所	1,017円	27,691円
奈良名柄	466円	21,943円
生駒	2,506円	33,707円
高山第一	2,656円	43,372円
香芝	1,376円	24,849円
斑鳩	943円	8,285円
田原本	1,259円	27,715円
大和橿原	523円	19,752円
高取別館	645円	15,574円
大和新庄	1,096円	30,258円
王寺	1,168円	29,286円
広陵	894円	7,703円
奈良吉野 (略)		19,456円
奈良下市別館	1,538円	53,539円
十津川	146円	20,814円
上北山	171円	24,007円
平城	1,086円	20,187円
大和高田	809円	35,965円
南生駒2	1,570円	23,147円
平群	1,124円	9,395円
馬見 (略)		8,996円
天理中山	644円	27,489円
川西	280円	15,711円
明日香	1,019円	14,158円
奈良当麻2	1,112円	26,564円
大安寺別館	1,321円	37,443円
大宇陀	491円	18,322円
初瀬	556円	15,918円
葛	136円	21,815円
菟田野	339円	8,065円
御杖	353円	17,274円
和歌山3	1,083円	33,672円
和歌山東	1,102円	32,789円
和歌浦別館	1,626円	14,124円
狐島別館	1,288円	23,631円
海南	973円	28,023円
和歌山橋本	734円	26,376円
箕島	1,503円	17,356円
御坊	1,319円	18,198円
田辺	1,872円	33,341円
和歌山新宮	1,041円	25,849円
岩出	547円	22,398円
かつらぎ	261円	19,060円
湯浅	519円	16,559円
和歌山南部	429円	36,165円
和歌山白浜	669円	32,435円
串本	457円	27,936円
京橋別館2	1,154円	40,324円
和歌山山東	237円	22,150円
安原	357円	29,544円
紀伊	929円	19,522円
阪井	676円	16,492円
紀見	1,563円	57,619円
打田	351円	20,596円
粉河	763円	12,650円
桃山	323円	67,144円
貴志川	419円	25,827円
高野口	632円	44,558円
大地	681円	19,646円
和佐	262円	28,704円
三輪崎	766円	44,086円
下津	724円	16,209円
野上	1,229円	12,543円
那賀	619円	21,229円
九度山	602円	38,675円
和歌山吉備	1,021円	25,024円

和歌山県

	上富田	355円	26,927円
	那智勝浦	747円	26,712円
	和歌山加太	790円	26,123円
	系我	681円	35,461円
	名田	1,054円	35,409円
	美里	879円	22,913円
	金屋	1,421円	20,413円
	印南	2,027円	28,085円
	田辺下里	747円	35,802円
	宇久井	461円	32,976円
	本宮	558円	34,480円
鳥取県	鳥取寺町 2	1,244円	21,735円
	鳥取賀露	899円	49,546円
	鳥取叶	206円	29,065円
	米子 3	1,107円	41,689円
	米子巖	850円	23,226円
	米子河崎	323円	27,187円
	倉吉 (略)		19,531円
	倉吉上井	1,513円	31,691円
	境港	351円	17,338円
	郡家	355円	20,775円
	三朝	907円	22,946円
	岸本	1,102円	26,089円
	根雨	525円	21,450円
	末恒	893円	24,599円
	米子大篠津	126円	33,945円
	米子福市	425円	19,540円
	倉吉福光	97円	20,750円
	境港余子	173円	27,966円
	岩美	259円	22,262円
	浜村	139円	26,409円
	青谷	219円	32,432円
	羽合	263円	32,087円
	倉吉泊	218円	26,888円
	倉吉松崎 (略)		22,518円
	倉吉北条	173円	27,201円
	東伯	193円	21,809円
	西伯	785円	28,667円
	淀江	323円	30,294円
	用瀬	163円	27,393円
	智頭	402円	19,724円
	鳥取鹿野	185円	24,549円
	会見	439円	36,224円
	米子大山	318円	32,110円
	大山寺	670円	51,696円
	溝口	689円	32,437円
鳥根県	松江	621円	42,360円
	松江古江	1,302円	24,931円
	鳥根浜田	590円	21,800円
	出雲	1,116円	33,338円
	益田	430円	18,928円
	石見大田	383円	15,326円
	安来	1,069円	21,791円
	江津	381円	33,381円
	出雲平田	648円	40,570円
	木次	453円	27,002円
	斐川	903円	54,816円
	大社 (略)		21,875円
	川本 2	318円	20,446円
	西郷	1,526円	22,499円
	松江八雲	826円	27,147円
	多伎	425円	21,121円
	温泉津	601円	23,068円
	粕淵	136円	22,197円
	都賀	60円	27,306円
	川本瑞穂	114円	26,412円
	石見	106円	29,099円
	桜江	211円	26,310円
	金城	174円	30,424円
	石見旭	268円	31,036円
	匹見	156円	32,977円
	津和野	1,090円	26,419円
	海士	180円	25,359円

	上富田	364円	24,953円
	那智勝浦	750円	25,272円
	和歌山加太	811円	32,106円
	系我	669円	33,573円
	名田	1,075円	32,953円
	美里	903円	20,857円
	金屋	1,432円	19,161円
	印南	2,066円	26,074円
	田辺下里	746円	33,801円
	宇久井	468円	31,429円
	本宮	552円	31,572円
	和歌山由良	376円	34,558円
	日置川	541円	31,846円
鳥取県	鳥取寺町 2	1,195円	20,603円
	鳥取賀露	870円	50,694円
	鳥取叶	207円	26,881円
	米子 3	1,055円	39,153円
	米子巖	580円	21,714円
	米子河崎	319円	25,651円
	倉吉 (略)		18,422円
	倉吉上井	1,550円	30,181円
	境港	357円	16,077円
	郡家	353円	19,653円
	三朝	906円	21,284円
	岸本	1,123円	23,781円
	根雨	532円	20,352円
	末恒	901円	21,713円
	米子大篠津	121円	31,123円
	米子福市	415円	18,702円
	倉吉福光	98円	18,582円
	境港余子	175円	26,343円
	岩美	262円	18,351円
	浜村	138円	24,082円
	青谷	218円	28,797円
	羽合	255円	29,349円
	倉吉泊	234円	24,986円
	倉吉松崎 (略)		20,850円
	倉吉北条	176円	24,351円
	東伯	199円	18,824円
	西伯	799円	26,154円
	淀江	321円	27,570円
	用瀬	175円	24,779円
	智頭	386円	17,726円
	鳥取鹿野	193円	21,910円
	会見	451円	32,977円
	米子大山	333円	28,804円
	大山寺	654円	49,020円
	溝口	715円	29,102円
鳥根県	松江	615円	40,075円
	松江古江	1,351円	23,105円
	鳥根浜田	556円	20,311円
	出雲	1,087円	31,401円
	益田	421円	18,827円
	石見大田	390円	14,573円
	安来	1,040円	20,551円
	江津	370円	31,563円
	出雲平田	643円	38,046円
	木次	457円	25,397円
	斐川	900円	51,902円
	大社 (略)		24,826円
	川本 2	315円	19,103円
	西郷	1,421円	21,085円
	松江八雲	846円	24,497円
	多伎	443円	19,591円
	温泉津	607円	20,968円
	粕淵	141円	20,069円
	都賀	63円	24,631円
	川本瑞穂	121円	23,702円
	石見	113円	26,304円
	桜江	218円	23,655円
	金城	181円	27,723円
	石見旭	277円	28,288円
	匹見	166円	30,226円
	津和野	1,085円	24,866円
	海士	184円	23,610円

	西ノ島	154円	83,954円
	浜田西	581円	17,837円
	益田横田	670円	31,182円
	益田西	331円	16,879円
	益田東	803円	31,347円
	安来荒島	634円	19,484円
	江津西	592円	21,931円
	惠曇	989円	17,861円
	美保関	556円	21,449円
	摺屋	598円	26,788円
	松江玉造	750円	21,612円
	宍道	495円	36,832円
	島根広瀬	376円	23,173円
	伯太	703円	24,966円
	仁多	435円	15,571円
	出雲横田	330円	37,988円
	木次加茂	281円	22,422円
	三刀屋	448円	32,063円
	仁万	316円	22,815円
	浜田三隅	666円	44,978円
	六日市	236円	27,845円
	津和野七日市	255円	31,303円
	西郷布施	358円	47,240円
	西郷五箇	374円	38,756円
	都万	576円	29,658円
	掛合	495円	17,346円
	松江本庄	320円	30,061円
	秋鹿	202円	17,913円
	神西	471円	36,223円
	出雲禰原	363円	22,896円
	大根島	427円	19,249円
	頼原	343円	48,310円
	赤来	391円	28,733円
岡山県	岡山東	1,531円	35,385円
	岡山南	933円	19,876円
	岡山西	1,164円	35,207円
	妹尾	766円	18,888円
	岡山今村	1,519円	39,242円
	興除	410円	28,539円
	吉備	1,425円	48,381円
	三幡2	1,800円	59,100円
	岡山長岡	692円	21,215円
	西大寺	429円	21,343円
	倉敷	526円	40,277円
	児島	836円	20,666円
	水島	979円	18,116円
	玉島	502円	14,832円
	新倉敷	1,903円	26,375円
	茶屋町	764円	18,460円
	倉敷東	801円	24,944円
	倉敷西	1,125円	24,160円
	児島琴浦	724円	10,994円
	水島東	765円	19,493円
	津山	524円	31,436円
	津山院庄	483円	12,990円
	玉野	567円	14,879円
	笠岡	1,013円	14,898円
	笠岡吉浜	625円	27,649円
	笠岡西大島	732円	22,195円
	井原	1,108円	14,583円
	総社	959円	18,431円
	高梁	1,045円	30,052円
	新見	1,032円	28,133円
	備前	334円	14,507円
	岡山瀬戸	817円	18,244円
	邑久	1,298円	13,167円
	早島	776円	18,368円
	吉備高原	236円	72,017円
	美作勝山	578円	21,695円
	久世落合	545円	16,395円
	久世	766円	13,544円
	鏡野	366円	11,390円
	日本原	681円	24,429円
	美作大原	388円	36,882円
	美作	460円	20,947円

	西ノ島	156円	79,267円
	浜田西	583円	17,005円
	益田横田	698円	28,469円
	益田西	342円	15,171円
	益田東	836円	28,443円
	安来荒島	643円	17,255円
	江津西	589円	19,768円
	惠曇	1,013円	15,881円
	美保関	569円	19,552円
	摺屋	607円	28,921円
	松江玉造	757円	19,938円
	宍道	507円	33,771円
	島根広瀬	381円	20,657円
	伯太	725円	22,372円
	仁多	448円	14,239円
	出雲横田	342円	34,290円
	木次加茂	293円	25,276円
	三刀屋	456円	28,834円
	仁万	323円	20,315円
	浜田三隅	674円	42,884円
	六日市	240円	25,132円
	津和野七日市	267円	28,551円
	西郷布施	366円	43,929円
	西郷五箇	392円	35,869円
	都万	604円	26,709円
	掛合	506円	16,297円
	松江本庄	326円	27,590円
	秋鹿	210円	18,057円
	神西	486円	33,744円
	出雲禰原	371円	20,376円
	大根島	442円	17,431円
	頼原	357円	45,309円
	赤来	404円	26,807円
岡山県	岡山東	1,584円	33,716円
	岡山南	941円	18,898円
	岡山西	1,206円	33,584円
	妹尾	772円	17,823円
	岡山今村	1,553円	37,288円
	興除	411円	26,302円
	吉備	1,485円	46,016円
	三幡2	1,600円	55,628円
	岡山長岡	695円	19,033円
	西大寺	362円	19,955円
	倉敷	529円	38,441円
	児島	837円	20,184円
	水島	988円	16,835円
	玉島	495円	13,919円
	新倉敷	1,988円	24,916円
	茶屋町	768円	17,290円
	倉敷東	808円	23,556円
	倉敷西	1,166円	22,668円
	児島琴浦	738円	9,448円
	水島東	760円	18,277円
	津山	530円	30,694円
	津山院庄	496円	12,406円
	玉野	574円	14,168円
	笠岡	1,033円	14,367円
	笠岡吉浜	628円	32,863円
	笠岡西大島	737円	20,326円
	井原	1,064円	14,045円
	総社	966円	17,216円
	高梁	1,078円	28,421円
	新見	1,040円	26,350円
	備前	327円	18,914円
	岡山瀬戸	816円	17,030円
	邑久	1,290円	11,437円
	早島	784円	17,476円
	吉備高原	56円	69,119円
	美作勝山	584円	19,801円
	久世落合	529円	24,090円
	久世	736円	14,834円
	鏡野	362円	9,986円
	日本原	698円	22,209円
	美作大原	396円	33,446円
	美作	463円	19,697円

岡山高島	1,358円	26,549円
甲浦	690円	27,250円
野谷	(略)	23,307円
足守	539円	24,824円
備前一宮	887円	14,115円
備中高松	512円	35,783円
西大寺上南	338円	17,473円
児島郷内	648円	9,486円
玉島黒崎	406円	21,577円
玉野西	669円	10,462円
玉野荘内	1,013円	36,362円
瀬崎	1,184円	24,289円
金光	777円	20,189円
鴨方	(略)	28,094円
真備	761円	23,216円
岡山藤田	533円	26,839円
吉備線路2	1,425円	21,551円
上道	765円	24,430円
児島下津井	636円	29,529円
津山山北	1,485円	36,836円
津山河辺	436円	24,285円
津山一宮	680円	30,311円
玉野山田	1,040円	23,983円
玉野八浜	585円	29,067円
総社新本	559円	9,182円
福渡御津	1,159円	24,955円
福渡	1,802円	32,759円
山陽	558円	13,622円
日生	554円	23,317円
和気	241円	16,769円
長船	1,084円	28,280円
玉島船穂	587円	18,405円
里任	(略)	27,279円
矢掛	707円	14,802円
成羽	366円	41,747円
高梁川上	495円	17,481円
ひるぜん	141円	48,027円
勝央	459円	11,239円
亀甲	551円	27,101円
福渡旭	243円	28,544円
津山久米	193円	17,670円
檜	385円	12,535円
井原高屋	531円	15,251円
美星	330円	25,541円
哲西	673円	25,558円
湯原	305円	47,717円
美新	45円	27,918円
津山加茂	776円	21,260円
児島塩生	611円	16,074円
笠岡北	445円	27,670円
総社豪漢	863円	38,902円
美袋	198円	33,870円
高倉	401円	27,107円
備前香登	(略)	34,914円
備前三石	240円	28,897円
備前伊里	(略)	25,369円
加茂川	156円	21,525円
瀬戸万富	889円	37,537円
岡山瀬戸赤坂	879円	33,857円
熊山	(略)	13,686円
周匝	1,355円	33,296円
吉永	708円	23,745円
備前佐伯	401円	32,043円
芳井	139円	13,749円
賀陽	563円	17,273円
備中	299円	30,141円
大佐	309円	19,457円
英田	428円	33,552円
福渡弓削	937円	28,176円
広島県		
広島西	2,481円	32,644円
広島南2	3,005円	18,919円
広島中	4,335円	27,216円
広島大州	2,108円	38,830円
宇品	2,204円	26,663円
広島西蟹屋	2,050円	25,092円

岡山高島	1,374円	25,515円
甲浦	695円	25,104円
野谷	(略)	21,766円
足守	530円	22,899円
備前一宮	902円	12,920円
備中高松	496円	33,251円
西大寺上南	334円	16,060円
児島郷内	638円	22,475円
玉島黒崎	399円	33,867円
玉野西	675円	9,238円
玉野荘内	1,004円	33,202円
瀬崎	1,163円	26,105円
金光	784円	19,184円
鴨方	(略)	26,740円
真備	745円	21,289円
岡山藤田	540円	25,178円
吉備線路2	1,485円	20,669円
上道	771円	22,362円
児島下津井	647円	27,721円
津山山北	1,544円	34,854円
津山河辺	441円	23,114円
津山一宮	694円	27,364円
玉野山田	1,024円	22,554円
玉野八浜	582円	27,623円
総社新本	554円	7,784円
福渡御津	1,164円	23,118円
福渡	1,865円	31,250円
山陽	565円	12,639円
日生	557円	21,722円
和気	238円	15,826円
長船	1,065円	25,708円
玉島船穂	577円	17,595円
里任	(略)	25,035円
矢掛	728円	14,069円
成羽	364円	39,029円
高梁川上	494円	15,574円
ひるぜん	145円	44,793円
勝央	456円	9,814円
亀甲	552円	24,697円
福渡旭	250円	25,763円
津山久米	191円	16,604円
檜	391円	10,703円
井原高屋	532円	13,581円
美星	343円	22,800円
哲西	691円	23,007円
湯原	316円	44,346円
美新	46円	24,937円
津山加茂	772円	18,822円
児島塩生	603円	14,592円
笠岡北	450円	25,354円
総社豪漢	903円	35,704円
美袋	202円	30,366円
高倉	417円	24,412円
備前香登	(略)	32,319円
備前三石	237円	27,715円
備前伊里	(略)	23,220円
加茂川	158円	19,319円
瀬戸万富	876円	34,808円
岡山瀬戸赤坂	889円	31,198円
熊山	(略)	12,680円
周匝	1,352円	30,152円
吉永	700円	22,324円
備前佐伯	416円	28,804円
芳井	136円	12,150円
賀陽	558円	15,327円
備中	313円	28,856円
大佐	321円	17,274円
英田	432円	30,289円
福渡弓削	934円	25,431円
広島県		
広島西	2,603円	30,659円
広島南2	3,161円	17,606円
広島中	4,604円	25,618円
広島大州	2,194円	36,190円
宇品	2,294円	25,309円
広島西蟹屋	2,100円	23,174円

仁保	2,716円	66,618円
広島庚午	2,775円	19,865円
広島三篠	1,608円	18,447円
安古市	1,540円	28,872円
安芸祇園	1,831円	28,741円
可部	1,240円	25,656円
高陽	1,282円	26,679円
海田	1,998円	35,960円
五日市廿日2	2,039円	29,651円
呉東	1,490円	24,580円
呉吉浦	554円	14,773円
呉天応	785円	33,060円
郷原	964円	19,931円
呉2	1,474円	24,423円
竹原	776円	17,498円
尾道	805円	16,659円
尾道高須	845円	34,033円
尾道美ノ郷	(略)	63,881円
尾道東	2,328円	12,804円
因島	414円	14,171円
因島中庄	589円	30,915円
因島重井	446円	31,627円
福山	1,144円	35,159円
福山東	1,033円	37,791円
松永	545円	22,213円
新福山	2,355円	24,830円
福山西	779円	19,183円
福山北	663円	60,630円
福山水呑	904円	50,418円
福山南	702円	22,931円
福山坪生	821円	19,017円
駅家	765円	46,669円
福山加茂	467円	46,338円
福山熊野	(略)	24,810円
府中	1,472円	51,848円
府中本町	832円	13,552円
三次	1,694円	33,066円
三次塩町	241円	24,207円
庄原	652円	21,588円
東広島	(略)	31,314円
八本松	324円	48,725円
八本松原	340円	30,284円
廿日市	1,419円	12,258円
五日市地御前	1,158円	56,811円
江田島	1,185円	22,983円
安芸大野1	627円	20,171円
宮島口	1,897円	21,560円
安芸吉田	649円	21,780円
向原	633円	16,258円
黒瀬	556円	80,497円
甲山	490円	19,476円
神辺電話交2	691円	14,340円
神辺御領	179円	26,003円
神辺中奈	766円	22,464円
新市	643円	13,113円
広島中山	1,298円	36,767円
広島戸坂	1,379円	31,640円
安古市安2	1,870円	26,852円
八木	1,084円	42,017円
伴	1,642円	68,007円
坂	1,683円	26,955円
福木	1,138円	30,713円
戸山	709円	28,235円
高陽狩小川	1,119円	43,789円
白木井原	649円	29,582円
海田畑賀	1,058円	26,865円
新矢野	1,809円	20,930円
五日廿日寺田	1,381円	22,435円
五日廿日石内	2,290円	33,355円
呉仁方	1,384円	12,758円
呉焼山	1,160円	31,083円
大竹	1,198円	13,010円
志和	194円	63,136円
三永	333円	27,803円
五日廿日宮内	2,278円	39,429円

仁保	2,819円	63,148円
広島庚午	2,792円	18,443円
広島三篠	1,657円	19,051円
安古市	1,535円	29,287円
安芸祇園	1,854円	26,944円
可部	1,224円	28,042円
高陽	1,295円	25,104円
海田	2,008円	35,885円
五日市廿日2	2,073円	27,950円
呉東	1,444円	23,784円
呉吉浦	566円	18,679円
呉天応	774円	30,794円
郷原	982円	17,747円
呉2	1,453円	22,526円
竹原	730円	16,380円
尾道	793円	15,168円
尾道高須	856円	32,283円
尾道美ノ郷	(略)	60,807円
尾道東	2,309円	12,686円
因島	388円	13,390円
因島中庄	903円	29,214円
因島重井	443円	29,748円
福山	1,123円	32,974円
福山東	1,037円	37,087円
松永	534円	21,050円
新福山	2,504円	22,956円
福山西	782円	17,949円
福山北	656円	57,291円
福山水呑	888円	49,739円
福山南	695円	21,553円
福山坪生	815円	17,730円
駅家	749円	44,251円
福山加茂	462円	44,211円
福山熊野	(略)	22,809円
府中	1,604円	20,885円
府中本町	800円	15,386円
三次	1,766円	30,844円
三次塩町	245円	28,445円
庄原	664円	21,594円
東広島	(略)	29,379円
八本松	310円	46,607円
八本松原	336円	31,675円
廿日市	1,798円	11,415円
五日市地御前	1,196円	54,192円
江田島	1,129円	21,732円
安芸大野1	594円	18,887円
宮島口	1,834円	20,545円
安芸吉田	657円	20,755円
向原	202円	14,461円
黒瀬	563円	76,626円
甲山	460円	18,132円
神辺電話交2	671円	13,937円
神辺御領	178円	24,106円
神辺中奈	769円	20,153円
新市	621円	12,204円
広島中山	1,344円	34,709円
広島戸坂	1,394円	29,778円
安古市安2	1,885円	28,767円
八木	1,071円	39,720円
伴	1,671円	63,675円
坂	1,685円	25,676円
福木	1,142円	28,255円
戸山	746円	26,813円
高陽狩小川	1,152円	40,083円
白木井原	653円	26,883円
海田畑賀	1,048円	24,671円
新矢野	1,891円	19,563円
五日廿日寺田	1,374円	20,815円
五日廿日石内	2,302円	31,448円
呉仁方	1,364円	11,603円
呉焼山	1,073円	29,202円
大竹	1,177円	11,986円
志和	187円	58,606円
三永	322円	25,026円
五日廿日宮内	2,326円	39,824円

安芸熊野	1,148円	57,628円
安佐	223円	32,656円
呉警固屋	1,065円	27,250円
竹原忠海	682円	24,276円
三原幸崎	1,806円	44,255円
三原長谷	184円	27,231円
松永藤江	365円	42,750円
福山芦田	417円	26,705円
大竹玖波	620円	31,801円
高屋	884円	31,166円
音戸	752円	26,559円
音戸先奥	277円	33,087円
倉橋	1,057円	26,960円
倉橋室尾	1,300円	22,042円
安芸佐伯	729円	28,441円
安芸佐伯友和	478円	25,800円
能美	1,788円	42,660円
大柿	615円	19,087円
八千代	1,735円	23,005円
甲田	1,245円	20,090円
東広島福富	361円	26,693円
東広島豊栄	576円	17,377円
甲山大和	360円	33,597円
東広島河内	279円	23,911円
河内河戸	343円	32,682円
本郷	853円	24,431円
安芸津	846円	24,264円
安浦	378円	58,336円
呉川尻	758円	19,880円
瀬戸田	512円	22,020円
久井	265円	19,764円
尾道向島	2,724円	19,987円
東城	952円	14,005円
尾道三原2	1,671円	26,746円
宮島	1,047円	25,023円
御調	185円	34,042円
安佐久地	1,071円	25,486円
安佐後山	1,210円	26,792円
可部三入	1,064円	37,048円
瀬野川	1,285円	37,393円
瀬野	734円	61,845円
竹原狂野	730円	18,051円
鞆	700円	22,397円
松永本郷	568円	27,528円
庄原山内	153円	39,048円
達賀	234円	34,407円
砂谷	166円	54,715円
沖美	1,287円	28,409円
加計	888円	16,514円
戸河内	1,087円	59,471円
大朝	696円	19,161円
広島千代田	452円	63,742円
豊平	567円	26,604円
都志見	431円	23,998円
高宮	307円	26,341円
福山内海	794円	29,612円
沼隈	541円	20,162円
沼隈山南	738円	20,078円
吉舎	182円	24,088円
三良坂	329円	25,661円
郷田	386円	38,750円
山口県		
下関東	566円	25,772円
下関北	1,559円	26,448円
下関中	461円	36,891円
下関西	630円	20,882円
下関王司	830円	34,726円
下関勝山	1,464円	28,168円
宇部3	871円	18,452円
宇部	871円	57,747円
宇部西	649円	12,527円
宇部床波	631円	21,745円
宇部東岐波	706円	54,769円
山口2	918円	41,722円
二島	125円	30,752円

安芸熊野	1,180円	54,727円
安佐	228円	30,374円
呉警固屋	1,029円	25,910円
竹原忠海	700円	28,518円
三原幸崎	1,810円	41,633円
三原長谷	187円	25,160円
松永藤江	360円	40,385円
福山芦田	416円	24,390円
大竹玖波	616円	29,872円
高屋	883円	59,578円
音戸	699円	29,506円
音戸先奥	261円	37,342円
倉橋	1,025円	24,779円
倉橋室尾	1,243円	20,340円
安芸佐伯	733円	25,933円
安芸佐伯友和	491円	23,426円
能美	1,723円	45,582円
大柿	597円	17,760円
八千代	1,780円	20,597円
甲田	1,252円	18,111円
東広島福富	374円	24,102円
東広島豊栄	577円	18,964円
甲山大和	364円	30,655円
東広島河内	286円	21,896円
河内河戸	362円	30,987円
本郷	823円	21,961円
安芸津	841円	25,872円
安浦	368円	65,207円
呉川尻	753円	18,920円
瀬戸田	523円	21,349円
久井	261円	17,614円
尾道向島	2,710円	18,582円
東城	929円	13,530円
尾道三原2	1,599円	25,387円
宮島	997円	22,359円
御調	189円	37,047円
安佐久地	1,096円	22,989円
安佐後山	1,255円	24,394円
可部三入	1,121円	35,398円
瀬野川	1,301円	35,477円
瀬野	741円	58,526円
竹原狂野	732円	16,082円
鞆	688円	21,289円
松永本郷	537円	26,058円
庄原山内	158円	36,003円
達賀	233円	31,638円
砂谷	173円	52,290円
沖美	1,328円	25,650円
加計	873円	15,506円
戸河内	1,147円	55,726円
大朝	695円	17,752円
広島千代田	444円	60,037円
豊平	584円	23,942円
都志見	449円	21,403円
高宮	325円	23,700円
福山内海	829円	27,597円
沼隈	529円	18,381円
沼隈山南	770円	17,739円
吉舎	186円	21,965円
三良坂	336円	23,471円
郷田	387円	36,442円
新向原	2,131円	168,928円
山口県		
下関東	554円	25,210円
下関北	1,527円	26,896円
下関中	456円	34,882円
下関西	618円	19,706円
下関王司	828円	31,901円
下関勝山	1,438円	26,679円
宇部3	840円	17,550円
宇部	840円	55,000円
宇部西	658円	12,139円
宇部床波	615円	20,298円
宇部東岐波	694円	51,882円
山口2	894円	39,598円
二島	124円	28,003円



萩	384円	27,744円
徳山	1,235円	30,001円
徳山周南	1,345円	28,691円
防府	653円	20,089円
防府2	653円	9,380円
下松	527円	16,833円
岩国支店3棟	717円	14,525円
岩国4	717円	19,152円
岩国西	1,234円	11,125円
新岩国南	1,878円	46,763円
宇部小野田	298円	23,792円
光	492円	27,181円
長門	635円	18,691円
柳井	410円	15,228円
美祢	226円	11,296円
新南陽1	623円	54,236円
小郡	566円	24,327円
山口大内	670円	49,636円
下関安岡	615円	19,603円
小月	675円	13,687円
山口下関	572円	26,060円
厚東	167円	20,616円
山口仁保	666円	23,873円
四辻	199円	45,122円
嘉川	263円	22,185円
萩大井	748円	43,176円
見島	184円	40,888円
徳山榑ヶ浜	963円	19,623円
徳山戸田	487円	30,768円
都濃	547円	30,778円
防府西の浦	436円	23,084円
防府大道	342円	19,760円
防府富海	475円	26,308円
下松久保	483円	26,344円
岩国通津	615円	32,669円
御庄	1,273円	24,857円
岩国河内	459円	30,966円
西ノ浜	394円	58,906円
光室積	746円	18,560円
光島田	549円	19,939円
久賀	1,046円	26,345円
大島	(略)	29,477円
久賀橋	879円	26,788円
由宇	743円	12,990円
玖珂	277円	28,114円
周東	547円	20,408円
岩田	209円	21,692円
田布施	540円	6,610円
田布施南	549円	33,437円
平生	276円	27,685円
下松熊毛	276円	28,756円
徳山鹿野	(略)	81,051円
秋穂	310円	21,477円
宇部橋	(略)	26,188円
下関菊川	577円	26,226円
豊浦	419円	10,895円
豊北	796円	30,612円
特牛	837円	24,560円
長門三隅	317円	26,618円
長門仙崎	442円	23,606円
美祢豊田	697円	24,554円
阿月	238円	20,269円
新南陽2	869円	21,224円
久賀下田	594円	22,402円
久賀和田	428円	23,089円
錦町	684円	29,989円
大島	596円	22,763円
上関	869円	30,270円
徳地	(略)	24,978円
厚狭殖生	353円	32,468円
秋芳	148円	25,079円
長門古市	528円	26,762円
油谷	544円	23,312円
油谷久津	190円	24,074円
阿波津田	1,261円	85,603円

徳島県

萩	375円	26,523円
徳山	1,170円	28,698円
徳山周南	1,318円	27,279円
防府	625円	18,707円
防府2	625円	8,396円
下松	517円	15,625円
岩国支店3棟	684円	13,272円
岩国4	684円	18,128円
岩国西	1,204円	10,268円
新岩国南	1,938円	49,730円
宇部小野田	287円	22,237円
光	486円	27,002円
長門	611円	17,656円
柳井	408円	14,286円
美祢	224円	10,438円
新南陽1	627円	51,514円
小郡	555円	22,508円
山口大内	652円	46,352円
下関安岡	609円	25,646円
小月	658円	12,667円
山口下関	550円	25,305円
厚東	173円	18,570円
山口仁保	676円	21,334円
四辻	198円	41,809円
嘉川	265円	19,815円
萩大井	785円	39,887円
見島	187円	54,179円
徳山榑ヶ浜	952円	18,393円
徳山戸田	486円	28,430円
都濃	562円	27,886円
防府西の浦	439円	21,161円
防府大道	346円	17,921円
防府富海	467円	24,152円
下松久保	496円	27,097円
岩国通津	644円	30,161円
御庄	1,283円	21,987円
岩国河内	474円	27,742円
西ノ浜	392円	55,605円
光室積	722円	16,628円
光島田	534円	17,943円
久賀	1,071円	25,047円
大島	(略)	27,446円
久賀橋	915円	24,608円
由宇	710円	19,040円
玖珂	276円	26,450円
周東	542円	19,286円
岩田	210円	19,518円
田布施	523円	6,090円
田布施南	570円	30,658円
平生	278円	26,343円
下松熊毛	278円	26,512円
徳山鹿野	(略)	77,097円
秋穂	309円	19,207円
宇部橋	(略)	24,724円
下関菊川	576円	23,621円
豊浦	420円	10,096円
豊北	825円	27,710円
特牛	858円	22,018円
長門三隅	314円	24,375円
長門仙崎	434円	22,305円
美祢豊田	685円	23,193円
阿月	240円	18,168円
新南陽2	848円	19,980円
久賀下田	617円	20,003円
久賀和田	450円	20,632円
錦町	697円	27,165円
大島	600円	20,221円
上関	866円	27,969円
徳地	(略)	22,511円
厚狭殖生	355円	30,313円
秋芳	152円	22,416円
長門古市	538円	24,137円
油谷	538円	21,584円
油谷久津	193円	21,944円
阿波津田	1,227円	82,069円

徳島県

阿波川内	1,090円	97,506円
八万	1,138円	35,173円
地蔵橋	1,416円	22,350円
沖洲	1,353円	20,619円
徳島西	1,784円	40,365円
鳴門	494円	37,632円
小松島	1,004円	11,613円
阿波阿南	623円	33,790円
阿波石井	807円	37,853円
那賀川	638円	20,124円
松茂	993円	22,584円
北島	1,275円	30,228円
藍住	685円	44,264円
板野	956円	28,409円
上板	831円	20,367円
阿波	900円	10,638円
鴨島	1,842円	14,708円
山川	893円	15,628円
脇町	642円	26,551円
阿波池田	940円	27,633円
徳島B	1,184円	49,100円
阿波国府	1,061円	34,541円
多家良	480円	26,368円
応神	697円	17,688円
阿波大麻	423円	19,351円
堂浦	637円	15,657円
鳴門公園	378円	27,418円
新赤石	1,122円	36,698円
阿波橋	868円	23,491円
桑野	1,038円	24,930円
阿波福井	864円	30,004円
新野	939円	18,449円
阿波椿	936円	32,518円
阿波一宮	427円	11,579円
羽ノ浦	855円	17,929円
丹生谷	974円	19,434円
阿波海南	973円	17,681円
阿波吉野	1,151円	28,408円
土成	886円	18,181円
市場	579円	17,420円
阿波川島	819円	12,572円
美馬	300円	20,302円
真光	755円	13,245円
三野	621円	24,323円
阿波三好	524円	16,160円
三縄	739円	16,270円
阿波井川	1,543円	19,341円
三加茂	377円	9,050円
牟岐	1,278円	26,995円
阿波勝浦	350円	24,738円
日和佐	514円	14,437円
阿波半田	171円	19,511円
穴吹	207円	29,666円
山城	(略)	34,222円
讃岐三条	1,164円	35,760円
高松北2	677円	9,161円
屋島	1,584円	25,756円
香西	1,790円	23,953円
円座2	1,074円	14,211円
讃岐前田	612円	18,787円
讃岐川島	695円	7,520円
西植田	549円	19,078円
新仏生山	1,920円	23,342円
丸亀	803円	13,957円
讃岐郡家	1,060円	10,405円
坂出	513円	20,027円
讃岐加茂	806円	9,893円
讃岐林田	434円	9,372円
善通寺	1,660円	24,646円
観音寺	1,149円	26,016円
引田	784円	21,613円
三本松	388円	35,637円
讃岐津田	354円	26,451円
讃岐大川	435円	20,372円
志度	514円	41,370円

香川県

阿波川内	1,041円	93,482円
八万	1,150円	33,138円
地蔵橋	1,353円	21,209円
沖洲	1,320円	19,512円
徳島西	1,750円	38,359円
鳴門	478円	35,430円
小松島	974円	10,863円
阿波阿南	608円	32,130円
阿波石井	786円	35,809円
那賀川	612円	19,050円
松茂	909円	21,016円
北島	1,280円	28,704円
藍住	660円	41,798円
板野	885円	26,931円
上板	811円	19,165円
阿波	906円	9,776円
鴨島	1,846円	14,114円
山川	860円	14,447円
脇町	634円	25,233円
阿波池田	959円	26,108円
徳島B	1,140円	48,151円
阿波国府	1,047円	32,578円
多家良	476円	24,539円
応神	680円	16,600円
阿波大麻	404円	18,175円
堂浦	600円	14,685円
鳴門公園	346円	25,228円
新赤石	1,137円	34,546円
阿波橋	833円	22,142円
桑野	999円	22,644円
阿波福井	838円	27,567円
新野	925円	16,733円
阿波椿	950円	29,899円
阿波一宮	409円	10,812円
羽ノ浦	819円	16,913円
丹生谷	926円	18,291円
阿波海南	956円	16,578円
阿波吉野	1,187円	26,528円
土成	905円	16,548円
市場	583円	15,833円
阿波川島	795円	11,656円
美馬	268円	19,186円
真光	770円	12,480円
三野	631円	22,322円
阿波三好	533円	15,128円
三縄	752円	15,344円
阿波井川	1,499円	18,200円
三加茂	381円	7,876円
牟岐	1,196円	25,818円
阿波勝浦	354円	23,703円
日和佐	495円	14,176円
阿波半田	174円	18,452円
穴吹	218円	27,338円
山城	(略)	30,989円
讃岐三条	1,149円	33,548円
高松北2	679円	8,498円
屋島	1,583円	24,284円
香西	1,739円	22,751円
円座2	992円	13,480円
讃岐前田	585円	17,453円
讃岐川島	660円	6,280円
西植田	548円	17,131円
新仏生山	1,937円	21,955円
丸亀	752円	12,961円
讃岐郡家	986円	8,923円
坂出	473円	19,015円
讃岐加茂	745円	8,576円
讃岐林田	437円	8,695円
善通寺	1,651円	23,084円
観音寺	1,152円	24,690円
引田	708円	19,837円
三本松	382円	33,889円
讃岐津田	348円	24,456円
讃岐大川	426円	18,592円
志度	492円	39,064円

香川県

	長尾	804円	13,441円
	内海	606円	28,148円
	土庄	710円	25,140円
	讃岐三木	757円	31,496円
	讃岐牟礼	827円	21,502円
	香川	1,043円	42,866円
	綾南	1,276円	15,440円
	讃岐国分寺	737円	27,065円
	宇多津	1,067円	44,510円
	琴平	777円	25,033円
	多度津	795円	13,012円
	讃岐高瀬	521円	19,585円
	讃岐豊浜	377円	6,187円
	本島	255円	51,206円
	与島	448円	38,227円
	木之郷	742円	8,871円
	伊吹	327円	34,869円
	鴨部	969円	16,373円
	庵治	538円	18,862円
	綾上	1,007円	8,838円
	讃岐昭和	981円	15,642円
	綾歌	481円	18,860円
	讃岐飯山	798円	23,009円
	讃岐吉野	278円	12,733円
	大野原	671円	15,644円
	讃岐豊中	410円	7,006円
	仁尾	437円	21,205円
	三本松 2	388円	18,079円
	山本	638円	15,239円
	讃岐神山	512円	23,297円
	塩江	1,028円	23,994円
	麻二宮	488円	9,509円
	詫間	492円	33,772円
	財田	474円	27,313円
	高松	934円	56,377円
愛媛県	西須賀	1,183円	8,265円
	吉田浜	1,009円	9,799円
	堀江	726円	14,554円
	伊予石井 2	1,405円	20,653円
	久谷	1,354円	12,577円
	新久米	1,657円	30,465円
	山越本	970円	43,003円
	松山 3	1,816円	35,884円
	今治	742円	52,593円
	伊予桜井 2	1,353円	21,311円
	宇和島	903円	21,928円
	八幡浜	721円	18,680円
	新居浜 3	860円	33,718円
	泉川	592円	13,026円
	多喜浜	563円	18,723円
	伊予西条	1,029円	12,834円
	大洲	542円	15,451円
	新谷	507円	25,679円
	川之江	993円	10,009円
	伊予三島西	1,164円	14,296円
	伊予 2	1,044円	23,279円
	伊予北条	802円	12,411円
	壬生川 2	666円	32,632円
	伊予土居	(略)	13,917円
	大西	1,558円	16,888円
	重信	1,638円	16,544円
	松前 2	1,247円	20,644円
	砥部	2,127円	12,737円
	宇和	471円	8,187円
	広見	393円	18,832円
	御荘 2	(略)	14,256円
	湯山	3,503円	40,957円
	波止浜交換 2	730円	20,090円
	来	899円	23,677円
	日土	1,824円	37,422円
	穴井	1,787円	39,081円
	伊予氷見	1,182円	16,387円
	伊予豊岡	1,285円	20,561円
	伊予三芳	997円	17,369円
	粟井	790円	31,258円

	長尾	748円	12,864円
	内海	580円	26,694円
	土庄	668円	23,771円
	讃岐三木	678円	29,944円
	讃岐牟礼	786円	19,886円
	香川	984円	40,006円
	綾南	1,219円	13,985円
	讃岐国分寺	694円	25,220円
	宇多津	1,100円	46,675円
	琴平	720円	23,485円
	多度津	742円	12,118円
	讃岐高瀬	475円	18,333円
	讃岐豊浜	368円	5,717円
	本島	247円	48,111円
	与島	457円	35,639円
	木之郷	731円	7,689円
	伊吹	338円	32,793円
	鴨部	1,011円	14,644円
	庵治	489円	17,169円
	綾上	1,028円	7,527円
	讃岐昭和	995円	14,350円
	綾歌	472円	17,337円
	讃岐飯山	743円	20,990円
	讃岐吉野	267円	10,991円
	大野原	672円	14,329円
	讃岐豊中	403円	5,928円
	仁尾	410円	19,712円
	三本松 2	382円	17,113円
	山本	624円	13,789円
	讃岐神山	531円	21,254円
	塩江	985円	21,979円
	麻二宮	487円	8,060円
	詫間	476円	31,895円
	財田	469円	24,968円
	高松	905円	53,746円
愛媛県	西須賀	1,173円	7,572円
	吉田浜	1,018円	9,130円
	堀江	742円	13,444円
	伊予石井 2	1,344円	19,384円
	久谷	1,310円	11,547円
	新久米	1,703円	28,501円
	山越本	948円	40,267円
	松山 3	1,696円	33,743円
	今治	768円	49,844円
	伊予桜井 2	1,325円	19,953円
	宇和島	874円	20,605円
	八幡浜	717円	17,660円
	新居浜 3	881円	31,698円
	泉川	598円	12,110円
	多喜浜	553円	18,104円
	伊予西条	1,044円	12,070円
	大洲	510円	14,363円
	新谷	496円	23,250円
	川之江	982円	9,150円
	伊予三島西	1,179円	13,139円
	伊予 2	1,038円	21,837円
	伊予北条	659円	11,340円
	壬生川 2	673円	30,740円
	伊予土居	(略)	12,567円
	大西	1,507円	15,388円
	重信	1,635円	15,179円
	松前 2	1,261円	19,457円
	砥部	2,135円	12,117円
	宇和	464円	7,639円
	広見	394円	17,096円
	御荘 2	(略)	13,180円
	湯山	3,497円	39,271円
	波止浜交換 2	742円	18,958円
	来	915円	21,203円
	日土	1,890円	34,338円
	穴井	1,931円	37,105円
	伊予氷見	1,121円	14,876円
	伊予豊岡	1,277円	18,632円
	伊予三芳	987円	16,381円
	粟井	809円	28,728円

	伊予小松	1,195円	13,331円
	丹原	819円	17,860円
	伊予玉川	764円	19,031円
	菊間	466円	19,257円
	吉海	550円	19,292円
	伯方	1,311円	15,473円
	伊予川内	921円	21,456円
	久方	438円	23,076円
	保内	1,016円	20,445円
	伊予吉田	777円	15,860円
	伊予津島	1,003円	14,555円
	今治支店旧	742円	14,445円
	大洲新棟	542円	20,173円
	伊予長浜	471円	42,985円
	内子	1,208円	11,129円
	伊予三瓶	848円	13,478円
	愛媛野村	764円	24,627円
	三間	269円	9,253円
	伊予朝倉	575円	17,748円
	宮窪	(略)	7,167円
	伊予上浦	122円	19,760円
	伊予小田	666円	26,551円
	伊予中山機械	1,560円	16,512円
	伊予松野	175円	8,696円
	一本松	100円	27,855円
	生名	277円	22,493円
高知県	高知東	1,910円	32,342円
	潮江	2,216円	32,306円
	土佐朝倉	1,679円	25,722円
	土佐一宮	1,758円	45,939円
	種崎	1,215円	14,815円
	土佐大津	1,595円	28,012円
	安芸	372円	20,777円
	南国	661円	17,985円
	須崎	1,001円	21,675円
	土佐中村	531円	31,347円
	赤岡	1,277円	12,457円
	土佐山田	622円	16,107円
	伊野	1,455円	15,596円
	池川	901円	45,017円
	土佐春野	872円	23,180円
	土佐羽根	1,326円	40,620円
	片山	1,518円	14,316円
	土佐国府	907円	30,840円
	戸波	680円	29,013円
	具同	808円	40,357円
	宿毛	977円	32,367円
	片島	309円	15,344円
	土佐長浜	933円	22,386円
	介良	2,823円	47,362円
	室戸	935円	27,118円
	土佐	966円	23,946円
	土佐宇佐	615円	19,830円
	野市	567円	14,642円
	美良布	719円	30,753円
	中土佐	814円	20,671円
	佐川	1,013円	24,069円
	芸西	976円	19,853円
	吾川	1,138円	43,359円
	越知	624円	19,695円
	土佐日高	912円	34,915円
	吉良川	197円	35,650円
	大板	247円	29,037円
	吾北	140円	36,235円
	仁淀	170円	25,256円
	高知	1,269円	28,549円
福岡県	門司2	660円	15,185円
	門司恒見	550円	22,299円
	門司大里	1,318円	16,880円
	福岡若松	976円	20,956円
	若松二島	901円	16,237円
	戸畑	817円	23,143円
	小倉南	1,752円	21,142円
	小倉西	1,159円	17,653円

	伊予小松	1,167円	11,917円
	丹原	825円	16,159円
	伊予玉川	741円	17,322円
	菊間	471円	17,680円
	吉海	533円	17,572円
	伯方	1,293円	14,316円
	伊予川内	902円	19,649円
	久方	439円	21,918円
	保内	1,004円	19,464円
	伊予吉田	781円	14,996円
	伊予津島	983円	12,860円
	今治支店旧	768円	13,444円
	大洲新棟	510円	18,813円
	伊予長浜	472円	39,954円
	内子	1,211円	10,383円
	伊予三瓶	802円	12,493円
	愛媛野村	771円	21,957円
	三間	271円	7,922円
	伊予朝倉	570円	16,085円
	宮窪	(略)	6,005円
	伊予上浦	120円	17,951円
	伊予小田	661円	24,201円
	伊予中山機械	1,525円	14,966円
	伊予松野	178円	7,426円
	一本松	101円	25,387円
	生名	292円	20,500円
高知県	高知東	1,893円	30,195円
	潮江	2,201円	32,969円
	土佐朝倉	1,661円	24,428円
	土佐一宮	1,728円	43,705円
	種崎	1,071円	13,927円
	土佐大津	1,559円	26,428円
	安芸	379円	19,343円
	南国	641円	16,818円
	須崎	928円	20,589円
	土佐中村	501円	29,603円
	赤岡	1,217円	11,395円
	土佐山田	613円	15,151円
	伊野	1,464円	14,494円
	池川	941円	42,694円
	土佐春野	880円	22,018円
	土佐羽根	1,403円	38,509円
	片山	1,522円	13,177円
	土佐国府	912円	28,956円
	戸波	456円	27,225円
	具同	817円	38,175円
	宿毛	927円	30,651円
	片島	301円	14,045円
	土佐長浜	894円	21,151円
	介良	2,894円	45,219円
	室戸	889円	25,858円
	土佐	768円	22,702円
	土佐宇佐	531円	18,710円
	野市	566円	13,759円
	美良布	723円	27,757円
	中土佐	769円	19,533円
	佐川	810円	22,819円
	芸西	994円	17,790円
	吾川	1,164円	41,022円
	越知	634円	18,695円
	土佐日高	924円	33,122円
	吉良川	201円	33,749円
	大板	253円	26,557円
	吾北	147円	34,297円
	仁淀	179円	23,737円
	高知	1,203円	27,314円
	大杉	181円	14,851円
福岡県	門司2	639円	14,390円
	門司恒見	531円	20,856円
	門司大里	1,303円	16,421円
	福岡若松	941円	19,798円
	若松二島	847円	15,390円
	戸畑	798円	21,567円
	小倉南	1,772円	19,606円
	小倉西	1,073円	16,726円

北九州古船場	1,226円	30,022円
北九州1	1,373円	34,681円
北九州2	1,373円	18,308円
北九州3	1,373円	14,762円
小倉南曾根	972円	12,876円
小倉南徳力	2,600円	22,250円
八幡槻田	1,009円	16,107円
北九州八幡2	581円	19,880円
折尾3	1,042円	20,736円
八幡黒崎	655円	20,422円
八幡上津役	999円	13,879円
八幡香月別館	1,688円	24,315円
福岡東	2,751円	25,020円
香椎	2,330円	17,028円
二股瀬	1,495円	25,655円
和白	1,301円	18,811円
博多(略)		29,556円
土居町	1,469円	22,271円
福岡南	1,354円	32,020円
福岡中央2	13,919円	29,141円
福岡平尾	2,179円	16,659円
筑紫ヶ丘	1,561円	19,928円
屋形原	1,082円	25,124円
姪浜	1,806円	22,415円
金武	2,423円	21,027円
今宿2	1,199円	21,277円
七隈	1,809円	22,807円
福岡西新	3,159円	22,268円
大牟田	786円	21,617円
久留米	738円	23,923円
荒木	698円	17,598円
御井町	1,326円	24,868円
久留米上津	1,322円	31,614円
久留米2	1,318円	29,150円
直方2	486円	15,401円
飯塚3	999円	15,868円
田川	495円	13,224円
福岡山田	121円	19,451円
甘木	1,026円	18,124円
八女	257円	19,894円
筑後	475円	13,416円
福岡大川	540円	38,362円
行橋2	521円	16,423円
中間	375円	21,184円
福岡小郡	918円	32,238円
二日市	895円	27,004円
二日市原田	966円	15,598円
福岡南大野	2,000円	23,860円
乙金	2,184円	29,369円
宗像	588円	12,056円
日の里	2,249円	22,853円
前原営業所	454円	25,439円
宇美	938円	27,165円
志免	1,169円	20,695円
古賀新宮	578円	26,114円
古賀	1,080円	11,844円
長者原	2,784円	32,620円
福岡	515円	15,078円
福岡芦屋	523円	19,621円
折尾水巻	631円	28,042円
折尾海老津	565円	25,873円
直方鞍手	232円	17,661円
田主丸	614円	21,565円
瀬高	414円	14,629円
柳川	498円	23,486円
苅田	1,026円	18,557円
行橋犀川	598円	35,704円
行橋豊津	691円	29,447円
門司黒川	856円	20,041円
若松小島	398円	41,517円
西谷石原	251円	27,414円
多々良	1,164円	13,017円
早良内野	1,004円	37,977円
倉永	542円	19,858円
善導寺	497円	22,688円

北九州古船場	1,081円	28,434円
北九州1	1,273円	34,481円
北九州2	1,273円	18,077円
北九州3	1,273円	15,211円
小倉南曾根	946円	11,905円
小倉南徳力	2,434円	20,913円
八幡槻田	1,030円	15,209円
北九州八幡2	565円	22,350円
折尾3	1,065円	19,785円
八幡黒崎	626円	19,121円
八幡上津役	978円	13,247円
八幡香月別館	1,710円	22,947円
福岡東	2,858円	23,630円
香椎	2,348円	15,839円
二股瀬	1,214円	24,435円
和白	1,310円	17,557円
博多(略)		27,779円
土居町	1,711円	21,018円
福岡南	1,414円	38,427円
福岡中央2	19,040円	27,482円
福岡平尾	2,198円	15,523円
筑紫ヶ丘	1,577円	18,682円
屋形原	1,086円	23,522円
姪浜	1,833円	20,966円
金武	2,416円	19,714円
今宿2	1,215円	19,791円
七隈	1,889円	21,286円
福岡西新	3,200円	21,046円
大牟田	771円	20,084円
久留米	698円	23,026円
荒木	669円	17,022円
御井町	1,360円	23,873円
久留米上津	1,317円	29,740円
久留米2	1,313円	27,297円
直方2	471円	14,379円
飯塚3	1,001円	14,975円
田川	472円	12,411円
福岡山田	120円	18,321円
甘木	1,020円	17,056円
八女	244円	18,730円
筑後	450円	12,232円
福岡大川	520円	36,176円
行橋2	479円	15,423円
中間	368円	19,637円
福岡小郡	900円	30,040円
二日市	901円	25,472円
二日市原田	965円	14,738円
福岡南大野	2,008円	22,605円
乙金	2,101円	27,758円
宗像	575円	11,192円
日の里	2,213円	21,285円
前原営業所	456円	24,184円
宇美	908円	25,739円
志免	1,158円	19,540円
古賀新宮	580円	24,595円
古賀	1,052円	10,973円
長者原	2,786円	30,744円
福岡	510円	14,234円
福岡芦屋	498円	18,520円
折尾水巻	629円	26,757円
折尾海老津	563円	24,552円
直方鞍手	231円	16,620円
田主丸	602円	20,247円
瀬高	401円	13,728円
柳川	505円	21,645円
苅田	952円	17,358円
行橋犀川	615円	33,039円
行橋豊津	706円	27,081円
門司黒川	874円	18,575円
若松小島	405円	38,858円
西谷石原	258円	26,040円
多々良	1,173円	12,068円
早良内野	1,002円	35,913円
倉永	543円	25,271円
善導寺	500円	20,936円

福岡三国	(略)	28,831円
篠栗	1,275円	48,802円
久山	734円	9,790円
折尾遠賀川	657円	26,977円
柳川大和	601円	30,840円
江浦	504円	20,057円
西戸崎	564円	24,021円
北崎	1,126円	32,457円
直方小竹	284円	25,961円
直方宮田	547円	26,521円
稲築	475円	42,269円
前原志摩	1,093円	23,016円
田主丸吉井	700円	17,824円
大刀洗	227円	17,746円
伝川	563円	14,076円
豊前	657円	15,841円
津屋崎	505円	13,046円
宗像玄海	439円	25,212円
直方若宮	172円	23,776円
飯塚桂川	373円	18,455円
飯塚碓井	154円	33,644円
飯塚大隈	608円	28,010円
飯塚筑穂	720円	11,187円
飯塚庄内	348円	25,763円
杷木	906円	13,996円
甘木朝倉	469円	19,627円
夜須	338円	35,910円
二丈	586円	30,523円
福吉	438円	15,012円
芥屋	323円	27,521円
浮羽	272円	21,490円
久留米北野	1,145円	26,534円
大木	737円	22,650円
三浦	511円	15,770円
黒木	509円	30,596円
瀬高山川	691円	16,644円
田川香春	565円	16,079円
田川添田	494円	25,723円
田川金田	719円	15,929円
田川糸田	(略)	19,119円
田川豊前川崎	373円	20,060円
田川赤池	(略)	27,417円
田川大任	430円	31,947円
田川油須原	410円	38,366円
友枝	305円	27,673円
直方東	611円	38,611円
福岡大川2	540円	9,522円
那珂川別	832円	28,413円
若宮吉川	140円	27,469円
城島	765円	18,498円
行橋勝山	867円	36,729円
行橋築城	578円	18,765円
上陽	661円	31,245円
光友	367円	41,120円
星野	414円	18,285円
行橋椎田	422円	16,558円
高木瀬	772円	40,977円
唐津	792円	27,441円
佐賀鳥栖	1,156円	34,915円
多久	505円	31,147円
伊万里	579円	22,817円
伊万里黒川	261円	23,610円
武雄	365円	25,070円
佐賀鹿島	342円	15,259円
川副南	603円	24,880円
神埼	738円	25,679円
基山	660円	35,418円
小城	594円	25,067円
牛津	677円	34,664円
玄海	519円	36,709円
嬉野電交局舎	795円	17,165円
有田	582円	29,994円
蓮池	176円	18,811円
川久保	127円	19,033円
唐津山本	590円	26,109円

佐賀県

福岡三国	(略)	27,230円
篠栗	1,290円	45,929円
久山	731円	14,917円
折尾遠賀川	642円	24,828円
柳川大和	616円	28,499円
江浦	486円	18,685円
西戸崎	563円	22,683円
北崎	1,089円	30,177円
直方小竹	285円	24,835円
直方宮田	561円	25,154円
稲築	466円	40,299円
前原志摩	1,053円	21,434円
田主丸吉井	667円	17,603円
大刀洗	222円	15,964円
伝川	550円	12,677円
豊前	664円	14,850円
津屋崎	494円	15,549円
宗像玄海	444円	23,657円
直方若宮	174円	21,927円
飯塚桂川	364円	16,948円
飯塚碓井	160円	31,039円
飯塚大隈	611円	25,883円
飯塚筑穂	698円	9,995円
飯塚庄内	345円	23,811円
杷木	854円	14,269円
甘木朝倉	474円	17,869円
夜須	345円	33,514円
二丈	555円	28,335円
福吉	420円	13,470円
芥屋	319円	26,052円
浮羽	271円	20,075円
久留米北野	1,133円	24,633円
大木	720円	21,735円
三浦	493円	15,127円
黒木	518円	27,989円
瀬高山川	693円	14,855円
田川香春	569円	15,518円
田川添田	493円	23,963円
田川金田	699円	14,627円
田川糸田	(略)	17,581円
田川豊前川崎	366円	18,873円
田川赤池	(略)	25,301円
田川大任	435円	29,507円
田川油須原	415円	35,374円
友枝	311円	28,726円
直方東	617円	35,912円
福岡大川2	520円	8,859円
那珂川別	853円	26,872円
若宮吉川	147円	25,415円
城島	737円	17,391円
行橋勝山	873円	33,949円
行橋築城	590円	17,029円
上陽	691円	28,915円
光友	369円	38,498円
星野	428円	16,199円
行橋椎田	430円	15,194円
高木瀬	789円	38,619円
唐津	772円	26,052円
佐賀鳥栖	1,128円	33,411円
多久	498円	29,740円
伊万里	587円	21,772円
伊万里黒川	267円	22,153円
武雄	374円	23,767円
佐賀鹿島	346円	14,303円
川副南	583円	28,462円
神埼	762円	24,354円
基山	646円	32,890円
小城	603円	23,480円
牛津	684円	32,558円
玄海	526円	34,050円
嬉野電交局舎	784円	15,898円
有田	591円	28,395円
蓮池	177円	17,132円
川久保	128円	17,145円
唐津山本	600円	24,375円

佐賀県

唐津鏡	498円	33,479円
東多久	182円	32,786円
久原	308円	13,598円
波多津	390円	30,250円
伊万里松浦	151円	40,624円
大川野	116円	37,037円
南波多	146円	27,107円
諸富	744円	21,525円
佐賀千代田	1,080円	13,876円
鳥栖中原	1,089円	22,058円
北茂安	529円	16,514円
呼子	346円	16,123円
西有田	427円	36,005円
武雄北方	806円	32,987円
佐賀大町	681円	13,248円
佐賀白石	461円	27,792円
鹿島塩田	732円	18,793円
久保田	740円	34,224円
佐賀大和	707円	22,424円
江北	700円	22,883円
佐賀福富	724円	33,948円
有明	905円	39,411円
太良	691円	36,709円
若木	394円	27,737円
浜崎	684円	18,518円
武雄山内	337円	26,682円
長崎県		
浦上	1,371円	36,433円
新長	1,588円	26,589円
小夕倉	649円	17,084円
稲佐	2,334円	10,046円
深堀	571円	18,636円
東長崎	1,363円	17,502円
滑石	1,493円	16,649円
佐世保別	1,152円	25,129円
早岐	872円	25,877円
佐世保大和	688円	32,632円
佐世保大野	1,170円	51,051円
柚木	523円	8,335円
相浦	455円	26,484円
島原	881円	30,175円
諫早	856円	25,593円
西諫早	750円	25,043円
大村	392円	22,147円
福江	429円	21,420円
長崎平戸	801円	35,240円
時津	1,291円	25,141円
有川	742円	30,156円
苓岐	1,178円	28,706円
厳原	698円	23,057円
大瀬戸	482円	21,720円
長崎小浜	366円	24,846円
豆餡	166円	47,430円
竹松	683円	23,695円
長崎茂木	1,070円	23,751円
木鉢	924円	15,921円
長崎三重	717円	23,891円
鹿子前	755円	24,286円
針尾	555円	24,880円
松浦	795円	30,757円
御厨	445円	9,151円
長崎三和	563円	22,444円
多良見	952円	15,860円
長与	1,197円	34,146円
琴海	509円	15,928円
西彼	465円	19,767円
東彼杵	569円	21,530円
川棚	450円	15,345円
波佐見	339円	19,189円
湯江	583円	16,006円
小長井	275円	11,740円
島原有明	209円	12,495円
島原国見	236円	16,071円
諫早吾妻	483円	24,193円
愛野森山	1,163円	26,515円
千々石	460円	16,951円

唐津鏡	511円	30,707円
東多久	180円	35,638円
久原	318円	17,336円
波多津	409円	37,883円
伊万里松浦	154円	37,779円
大川野	120円	44,415円
南波多	152円	24,644円
諸富	725円	23,074円
佐賀千代田	1,104円	12,534円
鳥栖中原	1,107円	20,253円
北茂安	534円	20,256円
呼子	351円	14,658円
西有田	440円	33,217円
武雄北方	824円	30,811円
佐賀大町	694円	11,896円
佐賀白石	458円	25,842円
鹿島塩田	764円	17,050円
久保田	752円	31,854円
佐賀大和	703円	20,637円
江北	717円	21,080円
佐賀福富	738円	30,932円
有明	912円	36,689円
太良	704円	34,206円
若木	403円	25,326円
浜崎	691円	17,313円
武雄山内	355円	24,689円
長崎県		
浦上	1,365円	34,753円
新長	1,638円	25,396円
小夕倉	636円	15,989円
稲佐	2,374円	20,269円
深堀	573円	17,341円
東長崎	1,375円	16,389円
滑石	1,497円	15,761円
佐世保別	1,115円	23,774円
早岐	883円	24,402円
佐世保大和	664円	30,759円
佐世保大野	1,168円	48,982円
柚木	519円	7,819円
相浦	428円	25,178円
島原	913円	28,726円
諫早	854円	23,918円
西諫早	740円	23,536円
大村	365円	20,906円
福江	410円	20,092円
長崎平戸	757円	33,832円
時津	1,230円	23,843円
有川	758円	28,634円
苓岐	1,069円	26,954円
厳原	644円	27,845円
大瀬戸	489円	20,985円
長崎小浜	364円	23,460円
豆餡	176円	44,077円
竹松	687円	22,211円
長崎茂木	1,083円	22,654円
木鉢	922円	14,909円
長崎三重	724円	21,831円
鹿子前	748円	22,929円
針尾	552円	22,712円
松浦	740円	29,448円
御厨	450円	8,862円
長崎三和	574円	24,066円
多良見	924円	15,123円
長与	1,190円	32,565円
琴海	480円	14,830円
西彼	478円	18,162円
東彼杵	577円	19,860円
川棚	412円	14,631円
波佐見	311円	18,259円
湯江	576円	14,738円
小長井	282円	10,684円
島原有明	213円	10,668円
島原国見	241円	14,760円
諫早吾妻	495円	21,956円
愛野森山	1,190円	24,180円
千々石	473円	15,311円

	有家	432円	18,247円
	島原深江	1,143円	12,151円
	田平	173円	20,130円
	江迎	343円	14,515円
	佐々	468円	35,043円
	佐世保吉井	224円	26,431円
	黒口	58円	28,062円
	飯盛	1,101円	27,754円
	島原瑞穂	764円	22,286円
	鹿町	609円	21,947円
	小佐々	549円	25,427円
	楠泊	405円	23,963円
	式見	1,245円	20,797円
	三川内	1,436円	34,504円
	紐差	514円	27,525円
	津吉	266円	31,356円
	今福	348円	20,109円
	西彼大車	544円	18,453円
熊本県	東	1,484円	21,019円
	健軍	953円	16,352円
	立田	844円	29,110円
	田迎	1,454円	34,382円
	桜町	844円	18,605円
	熊本清水	1,169円	20,280円
	北部	636円	19,547円
	帯山	1,278円	34,549円
	託麻別館	1,712円	46,693円
	新川尻	1,038円	27,319円
	熊本南部	805円	25,052円
	郡築	275円	30,718円
	人吉別館	337円	16,755円
	水保	2,153円	20,529円
	玉名	808円	29,315円
	本渡	801円	31,959円
	山鹿	440円	18,434円
	牛深	437円	22,847円
	菊池	1,326円	32,455円
	松橋	635円	18,211円
	松橋小川	(略)	19,150円
	植木岩野	874円	34,542円
	熊本大津	274円	40,631円
	西合志	260円	11,494円
	一の宮	356円	18,370円
	熊本小国	1,338円	36,274円
	高森	740円	26,712円
	南阿蘇	95円	18,941円
	木山	1,031円	63,128円
	矢部別館	1,166円	31,785円
	荒尾	264円	19,741円
	宇土	560円	34,436円
	合志	187円	30,478円
	熊本小島	854円	27,328円
	大明	132円	41,052円
	日奈久	792円	10,664円
	府本	(略)	14,919円
	荒尾緑ヶ丘	1,052円	31,230円
	網田	504円	27,295円
	三角	1,128円	17,640円
	松橋城南	267円	22,386円
	堅志田	304円	30,321円
	砥用	297円	28,350円
	岱明	100円	20,165円
	天水	667円	41,999円
	南関	381円	20,126円
	熊本長洲	352円	19,223円
	鹿本	570円	17,384円
	菊陽	1,162円	23,141円
	泗水	440円	11,601円
	南小国	668円	23,708円
	熊本西原	557円	28,347円
	嘉島	341円	66,176円
	甲佐	1,114円	24,389円
	坂本	549円	25,481円
	熊本鏡	320円	22,190円
	宮原	314円	14,968円

	有家	430円	17,446円
	島原深江	1,177円	11,598円
	田平	177円	18,717円
	江迎	337円	13,055円
	佐々	470円	31,713円
	佐世保吉井	217円	24,984円
	黒口	64円	25,714円
	飯盛	1,076円	24,643円
	島原瑞穂	783円	20,228円
	鹿町	596円	19,880円
	小佐々	540円	24,106円
	楠泊	391円	21,713円
	式見	1,234円	19,465円
	三川内	1,403円	32,882円
	紐差	529円	25,411円
	津吉	278円	28,821円
	今福	347円	18,071円
	西彼大車	559円	17,102円
熊本県	東	1,483円	20,049円
	健軍	917円	15,370円
	立田	831円	27,653円
	田迎	1,407円	32,582円
	桜町	843円	18,889円
	熊本清水	1,183円	19,503円
	北部	628円	18,017円
	帯山	1,305円	33,182円
	託麻別館	1,754円	44,543円
	新川尻	1,026円	26,026円
	熊本南部	745円	23,974円
	郡築	273円	28,510円
	人吉別館	316円	19,515円
	水保	2,059円	19,163円
	玉名	561円	27,974円
	本渡	789円	29,824円
	山鹿	433円	18,120円
	牛深	401円	21,515円
	菊池	1,364円	30,638円
	松橋	604円	17,128円
	松橋小川	(略)	17,462円
	植木岩野	861円	32,628円
	熊本大津	269円	38,342円
	西合志	262円	10,100円
	一の宮	344円	17,359円
	熊本小国	1,402円	34,798円
	高森	720円	25,466円
	南阿蘇	96円	17,731円
	木山	985円	59,528円
	矢部別館	1,202円	30,255円
	荒尾	257円	18,524円
	宇土	518円	32,751円
	合志	194円	27,810円
	熊本小島	818円	26,041円
	大明	130円	38,347円
	日奈久	772円	10,297円
	府本	(略)	13,728円
	荒尾緑ヶ丘	1,097円	28,926円
	網田	512円	25,296円
	三角	1,163円	16,692円
	松橋城南	272円	22,410円
	堅志田	317円	27,768円
	砥用	309円	26,271円
	岱明	102円	18,460円
	天水	684円	39,333円
	南関	389円	18,565円
	熊本長洲	346円	17,876円
	鹿本	582円	15,797円
	菊陽	1,143円	20,936円
	泗水	427円	19,598円
	南小国	650円	22,369円
	熊本西原	551円	30,289円
	嘉島	346円	62,911円
	甲佐	1,077円	24,750円
	坂本	584円	23,285円
	熊本鏡	309円	21,204円
	宮原	318円	13,659円



	東陽	469円	30,491円
	湯浦	369円	28,332円
	津奈木	567円	14,146円
	鏡	454円	20,136円
	多良木	404円	19,578円
	大矢野	1,803円	14,075円
	本渡松島	822円	23,569円
	赤崎	493円	49,616円
	飽田	763円	31,708円
	竜峰	654円	27,417円
	松橋豊野	53円	27,106円
	玉東	448円	12,643円
	菊水	595円	15,736円
	坊中	316円	24,086円
	御船	481円	39,280円
	千丁	681円	27,126円
	水俣田浦	382円	21,981円
	熊本河内	856円	17,681円
	水源	324円	34,676円
	郡浦	349円	32,676円
	鹿北	380円	21,245円
	菊鹿	239円	13,572円
	鹿央	135円	19,934円
	旭志	322円	34,765円
	矢部清和	213円	30,965円
	芦北	767円	24,291円
	湯前	292円	29,106円
	姫戸	594円	24,682円
大分県	大分	2,302円	43,113円
	鶴崎	548円	31,067円
	大分東	1,305円	32,951円
	大分滝尾	583円	27,188円
	大分大瀬	1,244円	32,142円
	大分市外	932円	30,271円
	大分別府	591円	26,944円
	別府北	771円	11,168円
	如水	135円	25,639円
	新中津	714円	26,922円
	日田三本松	507円	41,600円
	佐伯	1,016円	29,153円
	臼杵	1,134円	26,224円
	津久見	522円	20,109円
	大分竹田	564円	27,894円
	豊後高田	809円	14,170円
	杵築別館	613円	33,882円
	大分宇佐	572円	37,593円
	国東	474円	18,973円
	日出	850円	23,477円
	由布院	866円	21,130円
	大分三重	369円	17,895円
	玖珠	558円	34,680円
	大分種田	972円	26,790円
	大分中津	481円	17,293円
	大分戸次	1,631円	72,972円
	鶴崎松岡	528円	39,326円
	長洲	456円	22,810円
	豊後高田田原	123円	27,282円
	大分賀来	1,076円	23,078円
	坂ノ市別館	822円	29,483円
	海崎	150円	18,755円
	保戸島	974円	63,302円
	宇佐八幡	381円	15,639円
	山香	473円	21,833円
	大分挾間	412円	22,541円
	大分庄内	419円	18,895円
	佐賀関	408円	16,681円
	幸崎	268円	16,937円
	佐伯弥生	674円	36,722円
	野津	515円	20,595円
	緒方	334円	35,550円
	三重大野	536円	17,523円
	三重千歳	105円	26,909円
	天ヶ瀬	1,177円	29,249円
	三光	279円	24,528円
	大分野津原	581円	37,587円

	東陽	490円	28,166円
	湯浦	376円	29,142円
	津奈木	595円	21,446円
	鏡	448円	18,429円
	多良木	414円	18,386円
	大矢野	1,726円	13,486円
	本渡松島	842円	26,873円
	赤崎	516円	47,179円
	飽田	755円	29,308円
	竜峰	667円	24,889円
	松橋豊野	56円	24,671円
	玉東	460円	11,219円
	菊水	599円	14,163円
	坊中	322円	22,219円
	御船	489円	39,155円
	千丁	693円	24,983円
	水俣田浦	395円	25,998円
	熊本河内	868円	20,985円
	水源	347円	31,940円
	郡浦	365円	35,193円
	鹿北	393円	19,449円
	菊鹿	250円	15,704円
	鹿央	139円	17,795円
	旭志	334円	31,967円
	矢部清和	222円	28,464円
	芦北	775円	22,978円
	湯前	303円	26,610円
	姫戸	616円	22,512円
大分県	大分	2,295円	41,690円
	鶴崎	539円	29,708円
	大分東	1,213円	31,833円
	大分滝尾	590円	25,846円
	大分大瀬	1,245円	31,076円
	大分市外	938円	28,880円
	大分別府	563円	25,569円
	別府北	770円	10,414円
	如水	137円	25,281円
	新中津	731円	25,468円
	日田三本松	514円	39,630円
	佐伯	1,006円	27,868円
	臼杵	1,161円	24,432円
	津久見	511円	19,381円
	大分竹田	571円	26,414円
	豊後高田	836円	13,264円
	杵築別館	643円	32,022円
	大分宇佐	591円	36,267円
	国東	453円	17,903円
	日出	829円	19,974円
	由布院	850円	19,541円
	大分三重	351円	16,745円
	玖珠	742円	33,306円
	大分種田	991円	25,235円
	大分中津	482円	16,529円
	大分戸次	1,621円	69,609円
	鶴崎松岡	532円	36,980円
	長洲	462円	24,022円
	豊後高田田原	132円	25,076円
	大分賀来	1,054円	21,917円
	坂ノ市別館	1,057円	34,558円
	海崎	156円	21,056円
	保戸島	1,045円	62,627円
	宇佐八幡	371円	19,103円
	山香	477円	23,053円
	大分挾間	425円	20,597円
	大分庄内	436円	17,213円
	佐賀関	403円	16,059円
	幸崎	278円	20,757円
	佐伯弥生	687円	34,320円
	野津	500円	19,031円
	緒方	341円	32,614円
	三重大野	559円	16,785円
	三重千歳	112円	24,563円
	天ヶ瀬	1,186円	27,999円
	三光	290円	22,274円
	大分野津原	605円	35,050円

	直川	549円	19,358円
	本耶馬溪	(略)	16,200円
	院内	174円	29,197円
	安心院	299円	22,846円
	真玉	270円	29,458円
	国東国見	201円	38,431円
	国東富米	370円	26,626円
	佐伯鶴見	733円	29,365円
	竹田荻	194円	22,236円
	日田大山	746円	15,683円
宮崎県	生目	434円	36,600円
	宮崎大淀	836円	32,007円
	木花	936円	39,278円
	都城	1,060円	21,158円
	都城荘内	111円	18,444円
	沖水	234円	23,016円
	都城中郷	127円	27,468円
	土々呂	540円	25,661円
	延岡市外	895円	22,046円
	日南	(略)	20,695円
	宮崎小林	464円	17,404円
	日向別館	343円	23,603円
	西都	609円	28,521円
	高城	310円	14,587円
	宮崎住吉	752円	23,360円
	柳瀬	333円	47,380円
	宮崎本郷	846円	26,732円
	志和池	116円	13,750円
	大堂津	292円	23,855円
	飫肥	279円	20,441円
	西小林	260円	39,477円
	串間	496円	30,986円
	三財	311円	37,895円
	えびの管機械	317円	32,618円
	飯野駅前	242円	23,862円
	清武	900円	49,677円
	宮崎田野	292円	20,387円
	佐土原	500円	33,300円
	西佐土原	267円	20,653円
	日南北郷	478円	22,995円
	日南南郷	385円	15,535円
	三股	266円	31,754円
	都城高崎	327円	26,267円
	高原	318円	33,346円
	小林野尻	299円	26,873円
	紙屋	200円	35,335円
	宮崎高岡	253円	24,121円
	国富	322円	26,782円
	綾	232円	26,872円
	高鍋営業所1	469円	32,740円
	新富	689円	23,498円
	木城	564円	34,736円
	川南	198円	15,021円
	都農	210円	19,636円
	門川	368円	26,745円
	大東	212円	30,414円
	都城山田	203円	32,925円
	高千穂別館	477円	35,700円
	都城高野	329円	46,051円
	美々津	289円	30,827円
	岩脇	250円	33,559円
	真幸	256円	40,979円
	山陰	321円	30,008円
	神門	413円	36,655円
	日向西郷	196円	37,552円
	宇納間	135円	32,637円
	曾木	200円	22,224円
	北川	454円	34,334円
	延岡北浦	603円	44,508円
	宮崎東	1,185円	47,272円
鹿児島県	鴨池甲南新館	3,260円	23,190円
	谷山	1,580円	24,964円
	伊敷	1,346円	15,125円
	原良	4,610円	37,626円

	直川	574円	20,756円
	本耶馬溪	(略)	18,775円
	院内	179円	32,607円
	安心院	301円	21,572円
	真玉	282円	33,131円
	国東国見	208円	37,864円
	国東富米	378円	24,492円
	佐伯鶴見	748円	26,896円
	竹田荻	198円	23,158円
	日田大山	742円	14,193円
	大分犬飼	302円	18,480円
宮崎県	生目	446円	34,665円
	宮崎大淀	848円	30,424円
	木花	946円	36,746円
	都城	1,092円	19,875円
	都城荘内	115円	16,994円
	沖水	239円	21,259円
	都城中郷	133円	25,229円
	土々呂	545円	25,531円
	延岡市外	890円	25,532円
	日南	(略)	19,490円
	宮崎小林	465円	16,224円
	日向別館	352円	22,187円
	西都	621円	27,057円
	高城	316円	13,321円
	宮崎住吉	768円	22,122円
	柳瀬	340円	44,830円
	宮崎本郷	871円	36,111円
	志和池	120円	13,279円
	大堂津	299円	22,089円
	飫肥	284円	19,559円
	西小林	274円	40,128円
	串間	488円	29,439円
	三財	318円	35,195円
	えびの管機械	321円	30,441円
	飯野駅前	241円	22,899円
	清武	892円	46,956円
	宮崎田野	303円	18,823円
	佐土原	504円	31,468円
	西佐土原	269円	19,224円
	日南北郷	487円	25,206円
	日南南郷	382円	14,880円
	三股	271円	30,233円
	都城高崎	338円	23,725円
	高原	326円	30,797円
	小林野尻	308円	24,468円
	紙屋	211円	32,672円
	宮崎高岡	261円	22,310円
	国富	330円	24,975円
	綾	240円	24,997円
	高鍋営業所1	475円	31,153円
	新富	732円	21,649円
	木城	578円	32,020円
	川南	203円	14,381円
	都農	216円	18,887円
	門川	373円	25,575円
	大東	225円	28,088円
	都城山田	208円	30,589円
	高千穂別館	507円	33,826円
	都城高野	355円	43,088円
	美々津	299円	28,873円
	岩脇	257円	30,919円
	真幸	264円	41,421円
	山陰	329円	27,444円
	神門	429円	34,021円
	日向西郷	204円	34,822円
	宇納間	140円	30,111円
	曾木	208円	19,935円
	北川	483円	31,530円
	延岡北浦	622円	42,174円
	宮崎東	1,151円	44,633円
鹿児島県	鴨池甲南新館	3,311円	22,091円
	谷山	1,600円	23,622円
	伊敷	1,363円	14,251円
	原良	4,616円	35,597円

広木	3,554円	32,645円
坂之上	3,072円	24,591円
鹿児島川内	951円	35,215円
鹿屋	809円	39,554円
枕崎	447円	14,058円
名瀬	1,237円	24,795円
出水	410円	16,730円
指宿	567円	27,981円
加世田	551円	22,702円
国分	848円	36,425円
種子島	356円	14,327円
加治木	970円	27,337円
帖佐	714円	51,435円
丸尾	213円	25,821円
志布志	196円	12,830円
屋久島	146円	27,467円
徳之島	333円	28,792円
鹿児島吉野	1,286円	23,713円
鹿児島春日	1,865円	22,333円
鹿児島大口	649円	17,003円
隼人	711円	68,787円
河頭	159円	17,453円
高須	187円	33,922円
大始良	170円	30,056円
鹿屋南	50円	26,298円
串木野	442円	24,357円
阿久根	569円	32,453円
米之津	197円	22,611円
宮ヶ浜	106円	20,537円
鹿児島垂水	364円	36,535円
指宿山川	106円	12,348円
開聞	131円	31,852円
知覧	420円	27,639円
知覧瀬世	52円	23,011円
加世田川辺	252円	37,664円
市来	428円	23,348円
東市来	288円	34,979円
伊集院	578円	25,733円
松元	373円	43,052円
伊集院郡山	367円	34,818円
金峰	304円	21,721円
入来	127円	33,703円
宮之城	192円	27,217円
高尾野	(略)	20,062円
菱刈	146円	17,745円
蒲生	157円	30,467円
十三塚原	201円	29,397円
加治木横川	194円	87,929円
粟野	514円	30,947円
吉松	145円	41,879円
霧島	92円	23,341円
岩川	337円	19,300円
財部	68円	25,414円
都城末吉	570円	26,412円
志布志有明	263円	31,279円
蓬原	175円	25,125円
志布志大崎	164円	19,319円
菱田	112円	33,105円
串良	151円	28,085円
鹿屋高山	299円	34,536円
吾平	212円	33,362円
大根占	417円	30,881円
根占	179円	37,300円
古江	305円	25,914円
川内東郷	444円	43,529円
牧ノ原	183円	37,752円
百引	267円	29,549円
志布志松山	47円	30,818円
大根占田代	214円	32,987円
川内西方	45円	30,341円
城上	167円	39,399円
高隈	371円	27,412円
阿久根脇本	236円	17,488円
阿久根大川	91円	16,852円
鹿屋新城	115円	37,681円

広木	3,687円	31,044円
坂之上	3,216円	23,241円
鹿児島川内	924円	33,397円
鹿屋	847円	38,167円
枕崎	426円	13,267円
名瀬	1,217円	25,310円
出水	400円	15,796円
指宿	563円	26,957円
加世田	575円	21,667円
国分	854円	35,721円
種子島	367円	13,575円
加治木	934円	25,691円
帖佐	720円	48,877円
丸尾	216円	27,783円
志布志	199円	14,394円
屋久島	148円	26,145円
徳之島	349円	27,133円
鹿児島吉野	597円	22,508円
鹿児島春日	1,868円	21,189円
鹿児島大口	611円	16,080円
隼人	723円	66,128円
河頭	164円	27,995円
高須	197円	34,263円
大始良	177円	30,561円
鹿屋南	53円	24,043円
串木野	455円	23,073円
阿久根	559円	30,888円
米之津	203円	31,861円
宮ヶ浜	108円	18,520円
鹿児島垂水	370円	34,554円
指宿山川	108円	11,175円
開聞	133円	29,585円
知覧	425円	25,231円
知覧瀬世	55円	21,145円
加世田川辺	257円	35,397円
市来	446円	21,756円
東市来	295円	33,413円
伊集院	580円	24,324円
松元	387円	40,176円
伊集院郡山	377円	31,766円
金峰	310円	19,928円
入来	132円	31,499円
宮之城	179円	26,156円
高尾野	(略)	18,275円
菱刈	151円	16,257円
蒲生	164円	28,283円
十三塚原	206円	26,991円
加治木横川	196円	88,070円
粟野	523円	31,157円
吉松	140円	39,309円
霧島	94円	21,555円
岩川	338円	18,429円
財部	72円	23,432円
都城末吉	584円	24,680円
志布志有明	278円	28,542円
蓬原	184円	22,847円
志布志大崎	171円	17,601円
菱田	119円	43,840円
串良	158円	29,893円
鹿屋高山	312円	32,066円
吾平	219円	30,869円
大根占	438円	29,779円
根占	183円	34,752円
古江	310円	23,925円
川内東郷	465円	40,242円
牧ノ原	189円	35,056円
百引	277円	27,101円
志布志松山	49円	31,394円
大根占田代	224円	34,278円
川内西方	46円	27,841円
城上	176円	37,384円
高隈	393円	24,902円
阿久根脇本	245円	19,703円
阿久根大川	93円	15,330円
鹿屋新城	119円	35,451円

	牛根	717円	41,095円
	西桜島	421円	25,503円
	喜入	262円	34,131円
	瀬々串	233円	23,235円
	穎娃	353円	25,409円
	石垣	71円	19,303円
	笠沙	120円	22,448円
	加世田大浦	389円	47,615円
	樋脇	176円	25,555円
	市比野	302円	36,610円
	宮野城鶴田	456円	26,851円
	薩摩	420円	26,617円
	祁答院	252円	28,624円
	出水野田	518円	25,599円
	牧園	211円	24,170円
	細山田	55円	39,708円
	内の浦	609円	33,526円
	佐多	315円	39,554円
	喜界島	807円	43,832円
沖縄県	寄宮	2,333円	28,537円
	牧志	3,935円	39,076円
	小禄	1,650円	23,430円
	首里	6,321円	31,366円
	田場	428円	28,567円
	大謝名	1,347円	34,414円
	普天間	664円	30,542円
	沖縄宮古	631円	38,801円
	八重山	1,114円	40,403円
	浦添別	3,101円	47,968円
	名護別館	1,437円	33,832円
	照屋	1,037円	32,928円
	コザ	782円	53,626円
	胡屋	872円	40,455円
	コザ北谷	1,687円	47,514円
	豊見城	1,439円	34,466円
	与那原	1,717円	35,585円
	南風原	1,390円	46,654円
	久辺	114円	92,692円
	嘉手納	1,661円	38,448円
	沖縄石川別	672円	33,329円
	具志川	755円	24,836円
	仲尾次	236円	50,380円
	米須	467円	49,313円
	今帰仁	1,168円	35,630円
	本部	775円	22,822円
	コザ金武	712円	29,555円
	与那城	622円	23,501円
	読谷	1,140円	46,811円
	中城	940円	39,283円
	東風平	359円	40,136円
	与那原玉城	261円	48,705円
	佐敷	510円	30,447円
	本部山川	144円	33,620円
	北中城	1,514円	44,792円
	南大東	76円	130,858円

	牛根	750円	38,925円
	西桜島	438円	23,648円
	喜入	268円	31,868円
	瀬々串	239円	20,901円
	穎娃	359円	23,515円
	石垣	73円	17,497円
	笠沙	126円	20,461円
	加世田大浦	402円	44,324円
	樋脇	186円	26,406円
	市比野	311円	33,881円
	宮野城鶴田	471円	24,575円
	薩摩	441円	24,397円
	祁答院	259円	26,253円
	出水野田	536円	23,360円
	牧園	216円	22,348円
	細山田	58円	36,426円
	内の浦	626円	31,839円
	佐多	331円	36,752円
	喜界島	838円	42,990円
沖縄県	寄宮	2,407円	26,830円
	牧志	4,226円	36,743円
	小禄	1,674円	21,965円
	首里	6,637円	30,117円
	田場	434円	27,176円
	大謝名	1,356円	32,409円
	普天間	649円	28,515円
	沖縄宮古	652円	36,372円
	八重山	1,160円	38,035円
	浦添別	3,285円	45,688円
	名護別館	1,513円	31,614円
	照屋	1,064円	30,900円
	コザ	783円	51,060円
	胡屋	892円	38,583円
	コザ北谷	1,714円	44,964円
	豊見城	1,459円	32,538円
	与那原	1,784円	33,431円
	南風原	1,416円	43,690円
	久辺	115円	88,516円
	嘉手納	1,710円	36,264円
	沖縄石川別	686円	31,209円
	具志川	763円	23,313円
	仲尾次	243円	47,811円
	米須	483円	46,731円
	今帰仁	1,206円	33,856円
	本部	799円	21,699円
	コザ金武	732円	28,035円
	与那城	652円	22,285円
	読谷	1,195円	44,497円
	中城	963円	37,410円
	東風平	371円	37,612円
	与那原玉城	274円	46,279円
	佐敷	506円	28,826円
	本部山川	151円	31,817円
	北中城	1,553円	42,686円
	南大東	79円	123,134円
	北大東	119円	150,519円

第2 とう道又は管路に係る負担額

- 1 (略)
- 2 とう道又は管路に係る料金額
  - 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	52,578 円
石川県	45,467 円
福井県	30,815 円
岐阜県	35,654 円
静岡県	59,677 円
愛知県	67,864 円
三重県	34,414 円
滋賀県	53,825 円
京都府	52,059 円
大阪府	87,871 円
兵庫県	87,417 円
奈良県	51,007 円
和歌山県	15,539 円
鳥取県	101,548 円
島根県	39,253 円
岡山県	85,648 円
広島県	74,287 円
山口県	63,582 円
徳島県	62,270 円
香川県	41,021 円
愛媛県	49,723 円
高知県	18,415 円
福岡県	93,390 円
佐賀県	23,521 円
長崎県	22,312 円
熊本県	48,020 円
大分県	65,818 円
宮崎県	55,974 円
鹿児島県	73,894 円
沖縄県	51,539 円

第2 とう道又は管路に係る負担額

- 1 (略)
- 2 とう道又は管路に係る料金額
  - 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	52,667 円
石川県	46,077 円
福井県	30,670 円
岐阜県	36,050 円
静岡県	60,110 円
愛知県	68,874 円
三重県	34,698 円
滋賀県	53,558 円
京都府	52,675 円
大阪府	89,466 円
兵庫県	87,664 円
奈良県	50,604 円
和歌山県	15,420 円
鳥取県	101,282 円
島根県	39,120 円
岡山県	85,269 円
広島県	74,898 円
山口県	63,411 円
徳島県	63,392 円
香川県	41,428 円
愛媛県	50,091 円
高知県	18,653 円
福岡県	93,354 円
佐賀県	23,489 円
長崎県	22,836 円
熊本県	50,202 円
大分県	66,876 円
宮崎県	55,961 円
鹿児島県	73,661 円
沖縄県	50,842 円

2 - 2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	194 円
石川県	208 円
福井県	210 円
岐阜県	225 円
静岡県	219 円
愛知県	260 円
三重県	225 円
滋賀県	281 円
京都府	321 円
大阪府	291 円
兵庫県	383 円
奈良県	317 円
和歌山県	307 円
鳥取県	268 円
島根県	294 円
岡山県	260 円
広島県	260 円
山口県	239 円
徳島県	222 円
香川県	210 円
愛媛県	222 円
高知県	169 円
福岡県	331 円
佐賀県	256 円
長崎県	220 円
熊本県	260 円
大分県	300 円
宮崎県	254 円
鹿児島県	294 円
沖縄県	300 円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額1,117円とします。

2 - 2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	197 円
石川県	213 円
福井県	211 円
岐阜県	229 円
静岡県	223 円
愛知県	264 円
三重県	230 円
滋賀県	282 円
京都府	328 円
大阪府	301 円
兵庫県	385 円
奈良県	316 円
和歌山県	306 円
鳥取県	269 円
島根県	294 円
岡山県	260 円
広島県	263 円
山口県	240 円
徳島県	229 円
香川県	213 円
愛媛県	226 円
高知県	170 円
福岡県	333 円
佐賀県	257 円
長崎県	221 円
熊本県	269 円
大分県	309 円
宮崎県	254 円
鹿児島県	296 円
沖縄県	297 円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額1,084円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)  
2 負担額

区 分			単 位	負担額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ア) (イ)以外のもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	513 円	
		(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	504 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	89 円	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額(31,269円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 = 光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数 / 光信号引込等設備の耐用年数(15年) × 365(閏年にあつては366とします。)

イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	11,235 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	237 円

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)  
2 負担額

区 分			単 位	負担額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ア) (イ)以外のもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	433 円	
		(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	424 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	78 円	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額(31,719円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 = 光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数 / (光信号引込等設備の耐用年数(15年) × 365(閏年にあつては366とします。))

イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	11,176 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	238 円

附 則

( 通信路設定伝送機能に関する経過措置 )

第18条 ( 略 )

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア . 基本料

1 回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能(一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。)	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	30,145 円	22,973 円	—
		上記以外のもの	5,803 円	5,203 円	

イ . 加算料

1 回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が 10km を超える場合の 10km ごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	1,140 円	9,680 円	—
		上記以外のもの	100 円	807 円	

附 則

( 通信路設定伝送機能に関する経過措置 )

第18条 ( 略 )

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア . 基本料

1 回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能(一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。)	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	28,741 円	22,469 円	—
		上記以外のもの	5,580 円	5,060 円	

イ . 加算料

1 回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が 10km を超える場合の 10km ごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	1,020 円	9,845 円	—
		上記以外のもの	80 円	820 円	



(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの 21,141円	—
		上記以外のもの 5,050円	

附 則（平成19年11月2日西相制第112号）

- 1 （略）  
（端末回線伝送機能に関する経過措置）  
2 （略）

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 128kbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	11,194円	—
		イ 1.536Mbit/s 又は 6.144Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	92,557円	—

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの 20,714円	—
		上記以外のもの 4,914円	

附 則（平成19年11月2日西相制第112号）

- 1 （略）  
（端末回線伝送機能に関する経過措置）  
2 （略）

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 128kbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	31,764円	—
		イ 1.536Mbit/s 又は 6.144Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	121,896円	—

附 則（平成20年3月27日西相制第167号）

（実施時期）

1 （略）

（網使用料の遡及適用）

2 次の各号に規定する網使用料については、以下の各号に定める料金額を平成19年4月1日に遡及して平成20年3月31日まで適用します。

(1)-1 端末回線伝送機能（基本料）

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考	
PHS基地局回線機能	イ 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1,658円	—	
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	ウ欄	(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	4,603円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	4,741円	
	エ欄	(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	9,206円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	9,482円	
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2 - 3欄で接続する場合）	イ欄	(ア) 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	6,921円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	6,921円	
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1 - 3欄で接続する場合）	ア欄	(ア) 保守の区分がタイプ1 - 2のもの	4,603円	
		以外のもの	4,741円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	4,603円	
		以外のもの	4,741円	
	イ欄	(ア)	保守の区分がタイプ1 - 1のもの	4,587円
			保守の区分がタイプ1 - 2のもの	4,587円
			以外のもの	4,713円
		(イ)	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	4,587円
			保守の区別がタイプ1 - 2のもの	4,587円
			以外のもの	4,713円

附 則（平成20年3月27日西相制第167号）

（実施時期）

1 （略）

端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-2欄で接続する場合）	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7,136円
	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8,864円
	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9,728円
	12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	10,592円
	15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	11,456円
	18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	12,272円
	21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	13,136円
	24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	14,000円
	27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	14,864円
	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	15,680円
	33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	16,544円
	36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	17,408円
	39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	18,272円
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	19,088円	

(1)-2 端末回線伝送機能（加算料）

			月額			
2-1-1-1第2欄 ウ欄又は第6欄イ欄に 規定する機能に係る加 算料	区 分		単 位	料金額	備 考	
	ア欄	(ア)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐 端末回線ごと に	513円	—
保守の区別がタイプ1-2のもの			1光信号分岐 端末回線ごと に	513円		
以外のもの			1光信号分岐 端末回線ごと に	528円		
(イ)		保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐 端末回線ごと に	504円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐 端末回線ごと に	504円		
		以外のもの	1光信号分岐 端末回線ごと に	519円		
イ欄		(ア)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主 端末回線ご とに	4,587円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端 末回線ごと に	4,587円	
			以外のもの	1光信号主端 末回線ごと に	4,713円	

		(1) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,587円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,587円	
		以外のもの	1回線ごとに	4,713円	
2-1-1-1第2欄 工欄に規定する機能に係る加算料	ア欄	(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1固定無線基地局伝送路ごとに	15,935円	

(2) 公衆電話機能(基本料)

区 分		単 位	料金額	備 考
公衆電話機能	公衆電話発信機能	1通信ごとに	0.4911円	
	デジタル公衆電話発信機能	1通信ごとに	0.4337円	

(3) その他の機能

区 分	単 位	料金額	備 考
端末回線情報提供機能	月額	2,603,000円	従前の料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)第28欄の規定に従い、料金を適用します。

(4) 端末回線伝送機能に関する経過措置に係るもの

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	イ欄	1回線ごとに	92,219円	

(電柱に係る負担額の遡及適用に係る特例措置)

3 料金表第3表(預かり保守等契約等に基づく負担額)第3(電柱に係る負担額)に規定する負担額については、第75条(接続料金等の遡及適用)の規定にかかわらず、平成19年11月8日に遡及して変更後の額を適用し、平成19年4月1日から平成19年11月7日までの間は、以下の額を適用します。

区 分	単 位	負担額	備 考
電柱に係る負担額	1使用箇所数ごとに年額	1200円	

4~6 (略)

2~4 (略)

( 網使用料等の精算用料金 )

7 第74条の規定による精算(この精算を平成20年4月1日以降に行うときは、従前の第74条に基づくものとし、)に用いる平成18年度の精算用料金は以下のとおりです。この場合において、保守の区別がタイプ1のものとして平成18年度に適用された料金額については、以下の精算用料金のうち保守の区別がタイプ1-1のものとして規定されている精算用料金との差額について精算するものとします。

(1)-1 端末回線伝送機能(基本料)

1回線ごとに月額

区 分	料金額	備 考		
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	ア欄	11,093円		
	イ欄	92,219円		
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	ア欄	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1,232円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1,269円	
	イ欄	2,538円		
	ウ欄	(ウ) (ア)(イ)以外のもの	4,741円	
	エ欄	(ウ) (ア)(イ)以外のもの	9,482円	
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	ア欄	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	81円	
		(イ) —	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1,284円
			C AB以外のもの	1,323円
		—	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	32円
	イ欄	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	664円	
		(イ) —	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1,867円
			C AB以外のもの	1,906円
		—	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	615円
	端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア欄	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	389円
		イ欄	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	6,936円

端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1 - 3欄で接続する場合）	ア欄	(ア)	以外のもの	4,741円
		(イ)	以外のもの	4,741円
	イ欄	(ア)	以外のもの	5,106円
		(イ)	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	4,585円
			以外のもの	4,711円
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5 - 2欄で接続する場合）	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの			7,136円
	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの			8,864円
	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの			9,728円
	12Mbit/sの符号伝送が可能なもの			10,592円
	15Mbit/sの符号伝送が可能なもの			11,456円
	18Mbit/sの符号伝送が可能なもの			12,272円
	21Mbit/sの符号伝送が可能なもの			13,136円
	24Mbit/sの符号伝送が可能なもの			14,000円
	27Mbit/sの符号伝送が可能なもの			14,864円
	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの			15,680円
	33Mbit/sの符号伝送が可能なもの			16,544円
	36Mbit/sの符号伝送が可能なもの			17,408円
	39Mbit/sの符号伝送が可能なもの			18,272円
	42Mbit/sの符号伝送が可能なもの			19,088円

## (1)-2 端末回線伝送機能(加算料)

月額

区 分	単 位	料金額	備 考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	1回線ごとに	274円	—
2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	イ欄 (ア) 以外のもの	1光信号主端末回線ごとに	5,106円
	(1) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線ごとに	4,585円
	イ欄 (イ) 以外のもの	1光信号主端末回線ごとに	4,711円
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	1回線ごとに1メートルあたり	1.476円	—

## (2) ISM折返し機能

月額

区 分	単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	(1) 1Bチャンネルごとに	928円	—
	(2) 23B+Dチャンネルごとに	62,979円	—

## (3) 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分	料金額	備 考	
光信号電気信号変換機能	(1) ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	8,855円	—
	ウ アイ以外のもの	9,121円	
	(2) ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	956円	
	ウ アイ以外のもの	985円	

## (4) 光信号多重分離機能

月額

区 分		料金額	備 考
光信号多重分離機能	イ	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの 2,049円	_____
		(ウ) アイ以外のもの 2,110円	

## (5) 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額

区 分		料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	ア欄	82,746円	_____
	イ欄	21,654円	

## (6)-1 光信号中継伝送機能(基本料)

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
光信号中継伝送機能	ア欄	1.476円	_____
	イ欄	1.476円	

## (6)-2 光信号中継伝送機能(加算料)

月額

区 分	単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(2) 1回線ごとに1メートルあたり	1.476円	_____



(7)-1 通信路設定伝送機能（基本料）

区分		1回線ごとに月額	
		料金額	備考
通信路設定伝送機能	ア欄	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	60,423円 58,647円
		専らFM放送の音響を伝送するため、通常40Hzから15kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	89,935円 82,840円
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	5,301円 4,652円
		上記以外のもの	5,752円 5,158円
	イ欄	64kbit/s又は 48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 5,453円 4,895円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 5,752円 5,158円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 20,715円 19,532円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 7,519円 6,403円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 7,940円 6,757円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 23,508円 21,732円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 26,344円 23,979円
		1,152kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 32,024円 28,476円
		1,536kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 37,703円 32,973円
		1,920kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 49,061円 41,966円
		2,304kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 66,103円 55,455円
		2,688kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 83,141円 68,945円
		3,072kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 46,851円 33,459円
		3,456kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 49,632円 35,436円
		3,840kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 134,258円 109,414円
		4,224kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 185,370円 149,883円
		4,608kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 236,486円 190,351円
		5,000kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 103,096円 71,428円
		5,400kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの 109,253円 75,684円
	ウ欄	第1種A T.M 専用 に係 るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
			クラスが下記以外のもの セカンドクラスの もの 保守の区別がタイプ1-1のもの 83,183円 79,742円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 74,944円 73,320円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 79,413円 77,690円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 74,944円 73,320円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 79,413円 77,690円
			1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
			クラスが下記以外のもの セカンドクラスの もの 保守の区別がタイプ1-1のもの 91,785円 84,898円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 79,496円 76,248円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 84,234円 80,793円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 79,496円 76,248円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 84,234円 80,793円
			2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
			クラスが下記以外のもの セカンドクラスの もの 保守の区別がタイプ1-1のもの 105,756円 93,276円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 87,338円 81,248円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 92,548円 86,094円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 86,448円 80,764円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 91,607円 85,581円
			3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
			クラスが下記以外のもの セカンドクラスの もの 保守の区別がタイプ1-1のもの 120,804円 102,299円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 95,304円 86,372円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 100,992円 91,525円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 94,414円 85,888円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 100,050円 91,012円
			4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
			クラスが下記以外のもの セカンドクラスの もの 保守の区別がタイプ1-1のもの 134,780円 110,677円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 103,146円 91,372円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 109,305円 96,825円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 102,256円 90,888円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 108,363円 96,312円
			5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
			クラスが下記以外のもの セカンドクラスの もの 保守の区別がタイプ1-1のもの 146,599円 117,766円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 109,850円 95,640円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 116,412円 101,348円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 108,070円 94,672円
			エコノミークラス のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 114,525円 100,322円

「上 種 A 工 品 要 用 に 係 る も の 保 証 す る も の」	6Mbit/sから 49.0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7) 6.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	159,498円	125,500円	
			セカンドクラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	117,568円	100,516円
			エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	124,595円	106,518円
		(1) 6.0Mbit/sを超える 1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	6,277円	3,765円	
			セカンドクラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,566円	2,814円
			エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	4,841円	2,983円
	50Mbit/sから 134.0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7) 50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	435,731円	291,131円	
			セカンドクラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	318,536円	224,344円
			エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	337,616円	237,775円
		(1) 50.0Mbit/sを超え る1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	1,684円	1,009円	
			セカンドクラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,752円	1,042円
			エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	1,859円	1,105円
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7) 50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	578,886円	376,847円		
		セカンドクラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	467,638円	312,952円	
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	495,666円	331,699円	
	(1) 50.0Mbit/sを超え る1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	1,684円	1,009円		
		セカンドクラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,752円	1,042円	
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	1,859円	1,105円	
600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7) 50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	858,403円	815,738円		
		セカンドクラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	511,417円	491,292円	
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	542,075円	520,740円	
	(1) 50.0Mbit/sを超え る1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	860円	515円		
		セカンドクラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	456円	293円	
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	482円	310円	
「上 種 A 工 品 要 用 に 係 る も の 保 証 す る も の」	0.2Mbit/sから 0.4Mbit/sまでの符 号伝送が可能なも の	(7) 0.2Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	76,306円	75,617円	
			エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	71,304円	70,977円
			エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	75,551円	75,206円
	(1) 0.2Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	860円	515円		
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	456円	293円	
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	482円	310円	
	0.5Mbit/sから 0.9Mbit/sまでの符 号伝送が可能なも の	(7) 0.5Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	78,887円	77,164円	
			エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	72,668円	71,856円
			エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	77,000円	76,138円
	(1) 0.5Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	860円	515円		
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	456円	293円	
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	482円	310円	
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7) 0.5Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	83,183円	79,742円		
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	74,944円	73,320円	
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	79,413円	77,690円	
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7) 0.5Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	90,173円	83,931円		
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	78,420円	75,578円	
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	83,096円	80,083円	
3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7) 0.5Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	97,697円	88,442円		
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	82,406円	78,140円	
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	87,318円	82,799円	
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7) 0.5Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	104,682円	92,631円		
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	86,324円	80,640円	
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	91,475円	85,449円	
5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7) 0.5Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	110,595円	96,176円		
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	89,234円	82,532円	
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	94,553円	87,454円	
6.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7) 0.5Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	117,042円	100,043円		
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	93,090円	84,970円	
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	98,644円	90,039円	
7.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7) 0.5Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	120,265円	101,976円		
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	94,800円	86,068円	
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	100,457円	91,202円	
8.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7) 0.5Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	123,493円	103,910円		
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	96,062円	86,924円	
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	101,793円	92,110円	
9.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7) 0.5Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	126,716円	105,843円		
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	98,214円	88,264円	
		エコノミークラ スのもの	保守の区別がタイプ2のもの	104,075円	93,530円	

下り 1.6 伝送 速度 を 保証 する もの	0.2Mbit/sから 0.4Mbit/sまでの符 号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	1,720円	1,031円	
		0.2Mbit/sのもの	エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	912円 965円	585円 620円	
		(4) 0.2Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	860円	515円	
			エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	456円 482円	293円 310円	
	0.5Mbit/sから 0.9Mbit/sまでの符 号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	4,301円	2,578円	
		0.5Mbit/sのもの	エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	2,276円 2,414円	1,464円 1,552円	
		(4) 0.5Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	860円	515円	
			エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	456円 482円	293円 310円	
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		(7)	クラスが下記以外のもの	8,597円	5,156円
			エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	4,552円 4,827円	2,928円 3,104円	
	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		(7)	クラスが下記以外のもの	15,587円	9,345円
			エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	8,028円 8,510円	5,186円 5,497円	
	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		(7)	クラスが下記以外のもの	23,111円	13,856円
			エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	12,014円 12,732円	7,748円 8,213円	
	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		(7)	クラスが下記以外のもの	30,096円	18,045円
			エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	15,932円 16,889円	10,248円 10,863円	
	5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		(7)	クラスが下記以外のもの	36,009円	21,590円
			エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	18,842円 19,967円	12,140円 12,868円	
6.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		(7)	クラスが下記以外のもの	42,456円	25,457円	
		エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	22,698円 24,058円	14,578円 15,453円		
7.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		(7)	クラスが下記以外のもの	45,679円	27,390円	
		エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	24,408円 25,871円	15,676円 16,616円		
8.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		(7)	クラスが下記以外のもの	48,907円	29,324円	
		エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	25,670円 27,207円	16,532円 17,524円		
9.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		(7)	クラスが下記以外のもの	52,130円	31,257円	
		エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	27,822円 29,489円	17,872円 18,944円		
上り 1.6 伝送 速度 を 保証 する もの	0.1Mbit/sから 0.4Mbit/sまでの符 号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	860円	515円	
		0.1Mbit/sのもの	エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	456円 482円	293円 310円	
		(4) 0.1Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	861円	516円	
			エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	457円 483円	293円 310円	
	0.5Mbit/sから 0.8Mbit/sまでの符 号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	4,301円	2,578円	
		0.5Mbit/sのもの	エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	2,276円 2,414円	1,464円 1,552円	
		(4) 0.5Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	860円	515円	
			エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	456円 482円	293円 310円	
	1.0Mbit/sから 1.8Mbit/sまでの符 号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	8,597円	5,156円	
		1.0Mbit/sのもの	エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	4,552円 4,827円	2,928円 3,104円	
		(4) 1.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	700円	419円	
			エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	347円 367円	226円 239円	
	2.0Mbit/sから 2.7Mbit/sまでの符 号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	15,587円	9,345円	
		2.0Mbit/sのもの	エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	8,028円 8,510円	5,186円 5,497円	
		(4) 2.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	751円	451円	
			エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	401円 425円	256円 272円	
	3.0Mbit/sから 3.6Mbit/sまでの符 号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	23,111円	13,856円	
		3.0Mbit/sのもの	エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	12,014円 12,732円	7,748円 8,213円	
	(4) 3.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	700円	419円		
		エノニークラ 保守の区別がタイプ1-1のもの スのもの 保守の区別がタイプ2のもの	390円 418円	250円 265円		

4.0Mbit/sから 4.5Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	30,096円	18,045円
	4.0Mbit/sのもの	エコノミークラ スのもの	15,932円	10,248円
	(4)	クラスが下記以外のもの	590円	354円
	4.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	エコノミークラ スのもの	292円	189円
5.0Mbit/sから 5.4Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	36,009円	21,590円
	5.0Mbit/sのもの	エコノミークラ スのもの	18,842円	12,140円
	(4)	クラスが下記以外のもの	643円	387円
	5.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	エコノミークラ スのもの	383円	243円
6.0Mbit/sから 6.3Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	42,456円	25,457円
	6.0Mbit/sのもの	エコノミークラ スのもの	22,698円	14,578円
	(4)	クラスが下記以外のもの	321円	193円
	6.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	エコノミークラ スのもの	171円	110円
7.0Mbit/sから 7.2Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	45,679円	27,390円
	7.0Mbit/sのもの	エコノミークラ スのもの	24,408円	15,676円
	(4)	クラスが下記以外のもの	322円	194円
	7.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	エコノミークラ スのもの	127円	85円
8.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	48,907円	29,324円
	8.0Mbit/sのもの	エコノミークラ スのもの	25,670円	16,532円
8.1Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	49,228円	29,517円
	8.1Mbit/sのもの	エコノミークラ スのもの	25,883円	16,666円
9.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	52,130円	31,257円
	9.0Mbit/sのもの	エコノミークラ スのもの	27,822円	17,872円
			29,489円	18,944円

(7)-2 通信路設定伝送機能(加算料)

区分		1回線ごとに月額		備考
		料金額		
		通信路設定伝送相互接続点が当機能の距離が社が別に定める10kmを超える場合、通信用建物以外への10kmごとの場合の加算料		
通信路設定伝送機能	ア欄	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	290円	2,388円
		専らFM放送の音響を伝送するため、通常40Hzから15kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	1,140円	9,553円
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	190円	744円
		上記以外のもの	100円	796円
イ欄	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの	100円	796円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの	90円	751円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	100円	796円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	190円	1,592円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	180円	1,502円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	190円	1,592円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	290円	2,388円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	380円	3,184円
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	570円	4,776円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	760円	6,368円
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,140円	9,553円
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,720円	14,329円
		8.192Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,290円	19,105円
		10.240Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,160円	18,024円
		12.288Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,290円	19,105円
		14.336Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4,010円	33,435円
		16.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5,720円	47,764円
		18.432Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7,440円	62,093円
		20.480Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5,460円	37,752円
		22.528Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5,790円	40,017円

第1種A I・M 専用 に係 るも の	0.5Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	590円	4,104円	
		セカンドクラスの もの	280円	1,936円	
		エコノミークラス のもの	300円	2,052円	
		エコノミークラス のもの	280円	1,936円	
	1.0Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,190円	8,209円	
		セカンドクラスの もの	560円	3,872円	
		エコノミークラス のもの	590円	4,104円	
		エコノミークラス のもの	560円	3,872円	
	2.0Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,150円	14,878円	
		セカンドクラスの もの	1,050円	7,260円	
		エコノミークラス のもの	1,110円	7,696円	
		エコノミークラス のもの	980円	6,776円	
	3.0Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	3,190円	22,061円	
		セカンドクラスの もの	1,540円	10,648円	
		エコノミークラス のもの	1,630円	11,287円	
		エコノミークラス のもの	1,470円	10,164円	
	4.0Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	4,160円	28,730円	
		セカンドクラスの もの	2,030円	14,036円	
		エコノミークラス のもの	2,150円	14,878円	
		エコノミークラス のもの	1,960円	13,552円	
5.0Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	4,970円	34,374円		
	セカンドクラスの もの	2,450円	16,940円		
	エコノミークラス のもの	2,600円	17,956円		
	エコノミークラス のもの	2,310円	15,972円		
6.0Mbit/sから 49.0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7) 6.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	5,860円	40,530円	
		セカンドクラス のもの	2,940円	20,328円	
		エコノミークラ スのもの	3,120円	21,548円	
		エコノミークラ スのもの	2,800円	19,360円	
	(1) 6.0Mbit/sを超える 1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	430円	2,997円	
		セカンドクラス のもの	300円	2,090円	
		エコノミークラ スのもの	320円	2,215円	
		エコノミークラ スのもの	200円	1,408円	
	(7) 50.0Mbit/sから 134.0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	24,930円	172,381円
			セカンドクラス のもの	16,240円	112,288円
			エコノミークラ スのもの	17,210円	119,025円
			エコノミークラ スのもの	11,760円	81,312円
(1) 50.0Mbit/sを超え る1.0Mbit/sごとに		クラスが下記以外のもの	120円	803円	
		セカンドクラス のもの	120円	848円	
		エコノミークラ スのもの	130円	899円	
		エコノミークラ スのもの	50円	376円	
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	34,800円	240,616円		
	セカンドクラス のもの	26,670円	184,404円		
	エコノミークラ スのもの	28,270円	195,468円		
	エコノミークラ スのもの	16,380円	113,256円		
	エコノミークラ スのもの	17,360円	120,051円		
	エコノミークラ スのもの	60円	398円		
600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	85,330円	589,996円		
	エコノミークラ スのもの	40,250円	278,300円		
	エコノミークラ スのもの	42,670円	294,998円		



「上り」又は「下り」の付加速度	7.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	3,150円	21,804円
			エコノミークラス Sのもの	1,510円 1,600円	10,406円 11,030円
	8.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	3,380円	23,343円
			エコノミークラス Sのもの	1,580円 1,670円	10,890円 11,543円
	9.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	3,600円	24,882円
			エコノミークラス Sのもの	1,720円 1,820円	11,858円 12,569円
	0.1Mbit/sから 0.4Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	(F)	クラスが下記以外のもの	60円	410円
		0.1Mbit/sのもの	エコノミークラス Sのもの	30円 30円	194円 205円
	0.5Mbit/sから 0.8Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	(I)	クラスが下記以外のもの	60円	411円
		0.1Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	エコノミークラス Sのもの	30円 30円	194円 205円
	0.5Mbit/sから 0.8Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	(F)	クラスが下記以外のもの	300円	2,052円
		0.5Mbit/sのもの	エコノミークラス Sのもの	140円 150円	968円 1,026円
	0.5Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	(I)	クラスが下記以外のもの	60円	410円
		0.5Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	エコノミークラス Sのもの	30円 30円	194円 205円
	1.0Mbit/sから 1.8Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	(F)	クラスが下記以外のもの	590円	4,104円
		1.0Mbit/sのもの	エコノミークラス Sのもの	280円 300円	1,936円 2,052円
	1.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	(I)	クラスが下記以外のもの	50円	334円
		1.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	エコノミークラス Sのもの	20円 20円	145円 154円
	2.0Mbit/sから 2.7Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	(F)	クラスが下記以外のもの	1,080円	7,439円
		2.0Mbit/sのもの	エコノミークラス Sのもの	490円 520円	3,388円 3,591円
2.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	(I)	クラスが下記以外のもの	50円	359円	
	2.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	エコノミークラス Sのもの	30円 30円	169円 180円	
3.0Mbit/sから 3.6Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	(F)	クラスが下記以外のもの	1,600円	11,030円	
	3.0Mbit/sのもの	エコノミークラス Sのもの	740円 780円	5,082円 5,387円	
3.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	(I)	クラスが下記以外のもの	50円	334円	
	3.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	エコノミークラス Sのもの	20円 30円	169円 180円	
4.0Mbit/sから 4.5Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	(F)	クラスが下記以外のもの	2,080円	14,365円	
	4.0Mbit/sのもの	エコノミークラス Sのもの	980円 1,040円	6,776円 7,183円	
4.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	(I)	クラスが下記以外のもの	40円	282円	
	4.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	エコノミークラス Sのもの	20円 20円	121円 128円	
5.0Mbit/sから 5.4Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	(F)	クラスが下記以外のもの	2,490円	17,187円	
	5.0Mbit/sのもの	エコノミークラス Sのもの	1,160円 1,220円	7,986円 8,465円	
5.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	(I)	クラスが下記以外のもの	40円	308円	
	5.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	エコノミークラス Sのもの	20円 30円	169円 180円	
6.0Mbit/sから 6.3Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	(F)	クラスが下記以外のもの	2,930円	20,265円	
	6.0Mbit/sのもの	エコノミークラス Sのもの	1,400円 1,480円	9,680円 10,261円	
6.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	(I)	クラスが下記以外のもの	20円	154円	
	6.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	エコノミークラス Sのもの	10円 10円	73円 77円	
7.0Mbit/sから 7.2Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	(F)	クラスが下記以外のもの	3,150円	21,804円	
	7.0Mbit/sのもの	エコノミークラス Sのもの	1,510円 1,600円	10,406円 11,030円	
7.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	(I)	クラスが下記以外のもの	20円	154円	
	7.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	エコノミークラス Sのもの	10円 10円	48円 51円	
8.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	3,380円	23,343円	
		エコノミークラス Sのもの	1,580円 1,670円	10,890円 11,543円	
8.1Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	3,400円	23,497円	
		エコノミークラス Sのもの	1,590円 1,680円	10,987円 11,646円	
9.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	3,600円	24,882円	
		エコノミークラス Sのもの	1,720円 1,820円	11,858円 12,569円	

(7)-3 通信路設定伝送機能（分岐回線の部分の基本額）

		1回線ごとに月額		
区 分		料金額	備考	
通信路設定伝送機能	ア欄	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	58,192円	
		専らFM放送の音響を伝送するため、通常40Hzから15kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	81,021円	
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	4,500円	
		上記以外のもの	5,006円	
	イ欄	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	17,108円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	19,229円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	21,277円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	23,373円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	27,567円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	31,760円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	40,147円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	52,727円	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	65,307円	
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	103,048円	
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの		140,788円		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	178,528円			



(8)-1 データ伝送機能(基本料)

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考	
データ伝送機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	1,977円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	3,621円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	5,265円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	6,909円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	10,197円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	13,485円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	26,637円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	48,009円	
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100kbit/sのもの
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの			8,619円
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100kbit/sのもの	4,754円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	14,488円
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	8,898円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	28,642円
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	13,074円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	40,134円
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	17,201円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	51,626円
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	21,163円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	64,021円
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの	25,092円
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの	76,400円
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの		最低伝送速度が700Kbit/sのもの	28,840円
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	87,893円
	上限伝送速度が8Mbit/sのもの		最低伝送速度が800Kbit/sのもの	32,144円
			最低伝送速度が4Mbit/sのもの	99,401円
	上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	35,449円	
最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの		109,116円		
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	38,753円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	118,848円		

(8)-2 データ伝送機能(加算料)

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備考	
データ伝送機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	392円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	784円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	1,176円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	1,568円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	2,352円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	3,136円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	6,272円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	11,368円	
	クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	819円
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの	1,976円
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	1,054円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	3,375円
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	2,042円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	6,750円
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	3,038円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	9,490円
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	4,022円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	12,230円
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	4,967円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	15,186円
上限伝送速度が6Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	5,904円		
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	18,138円		
上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	6,797円		
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	20,878円		
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	7,585円		
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	23,622円		
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	8,373円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	25,939円		
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	9,161円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	28,259円		

## (9) 番号案内機能等

区 分	単 位	料金額	備考
番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	1案内ごとに	73円	
番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	1案内ごとに	75円	
番号データベース接続機能	ア欄	1接続3分までごとに	13円
		1成功検索ごとに	32円
	イ欄	1案内ごとに	6.89円
	ウ欄	1案内ごとに	5.62円
番号情報データベース登録機能	1番号ごとに	6.64円	平成18年7月1日から平成19年3月31日までに限り適用します。
番号情報データベース利用機能	ア欄	1番号ごとに	5.19円
	イ欄	1番号ごとに	6.94円

## (10) 手動交換機能

区 分	単 位	料金額	備考
手動交換サービス接続機能	1通信ごとに	229円	
手動コレクトサービス取扱機能	1通信ごとに	52円	

## (11) その他の機能

区 分	単 位	料金額	備考
自動コレクトサービス機能	1通信ごとに	71円	
DSL回線管理機能	ア欄	57円	
	イ欄	89円	
DSL回線故障対応機能	1回線ごとに月額	35円	
PHS基地局回線管理機能	1回線ごとに月額	89円	
光回線設備管理機能	1回線ごとに月額	89円	
IP通信網回線管理機能	1回線ごとに月額	89円	
端末回線伝送機能管理機能	1回線ごと月額	89円	
光信号分岐端末回線管理機能	1光信号分岐端末回線ごと月額	89円	
光信号局内伝送機能	イ欄	1回線ごとに1メートルあたり	1.476円
光信号局内回線管理機能	1回線ごと月額	89円	
固定無線宅内設備管理機能	1固定無線宅内設備ごとに月額	89円	

## (12) ルーティング伝送機能

月額

区 分	単 位	料金額	備 考	
I P通信網ルーティング 伝送機能	ウ欄	1ポート ごとに	220,216 円	_____
	エ欄	1ポート ごとに	227,575 円	_____
	オ欄	1ポート ごとに	5,749 円	_____

## (13) 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

区 分	単 位	負担額	備考
光信号引込等設備管理負担額	1 光信号引込等設備ご とに月額	89 円	_____

## (14) 通信路設定伝送機能に関する経過措置に係る精算用料金

## ア.分岐回線以外の部分の基本額（基本料）

1回線ごとに月額

区 分		料金額		備考
		右欄以外の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通信路設定伝送機能	48kHzの周波数帯域を用いて 伝送するもの	29,838 円	22,743 円	_____
	上記以外のもの	5,752 円	5,158 円	

## イ.分岐回線以外の部分の基本額（加算料）

1回線ごとに月額

区 分		料金額		備考
		通信路設定伝送 機能の距離が 10kmを超える場 合の10kmごとの 加算料	相互接続点が当 社が別に定める 通信用建物以外 の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	48kHzの周波数帯域を用いて 伝送するもの	1,140 円	9,553 円	_____
	上記以外のもの	100 円	796 円	

ウ．分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備考
通信路設定伝送機能	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	20,924 円	—
	上記以外のもの	5,006 円	—

(15) 公衆電話機能の適用に関する特例措置に係る精算用料金

区 分	単 位	料金額	備考
公衆電話機能	公衆電話発信機能	1 秒ごとに	0.4814 円
	デジタル公衆電話発信機能	1 秒ごとに	0.4296 円
			平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの間に限り適用します。

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

8 第74条の2の規定による精算(この精算を平成20年4月1日以降に行うときは、従前の第73条の2に基づくものとします。)に用いる平成18年度の精算用料金(一般番号ポータビリティ実現機能に係るものを除きます。)は以下のとおりです。

区 分	単 位	料金額	備考
端末回線伝送機能	2 - 1 - 1 - 2 第4欄ア欄	1回線ごとに月額	403円
加入者交換機能メニュー利用機能		1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1913円
優先接続機能		1通信ごとに	0.0234円
光信号中継伝送機能	2 - 5 - 3 - 2 第1欄	1回線ごとに月額	403円
光信号局内伝送機能	ア欄	1回線ごとに月額	403円
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1件ごとに	5.22円
優先接続受付手続費		1変更ごとに	0.12円
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(ア)	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに
		(イ)	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに
			平成 19 年 3 月 26 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。
光配線区域情報調査費		1通信用建物ごとに	5,145円

(一般番号ポータビリティ実現機能に係る網使用料の実績に基づく精算用料金)

9 一般番号ポータビリティ実現機能に係る網使用料について、附則(平成17年11月22日西相制第111号)第2項の規定による精算に用いる平成18年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備考	
一般 番号ポ ータビ リティ 実現機 能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線を識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.0007 円	平成18年4月1日から平成19年1月31日までの間に限り適用します。
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端接続)を利用する場合	1案内ごとに	0.0008 円	
		ウ 番号データベース接続機能ア欄を利用する場合	1接続3分までごとに	0.0008 円	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.0010 円	
		オ リルレーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.0012 円	
		カ PHS制御信号機能を利用する場合	活用型PHS事業者の提供する着信転送機能1契約者ごとに月額	0.0008 円	

( 網使用料の精算に関する特例措置に係る精算用料金 )

10 附則(平成 18 年 9 月 29 日西相制第 69 号)第 2 項に規定する精算に用いる精算用料金は以下のとおりです。

( 1 ) - 1 端末回線伝送機能 ( 基本料 )

1 回線ごとに月額

	区 分		料金額	備 考	
端末回線伝送機能 ( 第 5 条 ( 標準的な接続箇所 ) 第 1 項の表中第 5 欄で接続する場合 )	ア欄	(1) 保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの	1,232 円	_____	
端末回線伝送機能 ( 第 5 条 ( 標準的な接続箇所 ) 第 1 項の表中第 1 - 2 欄で接続する場合 )	ア欄	(7) 保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの	81 円	_____	
		(1)	B 保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの		1,284 円
			B 保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの		32 円
	イ欄	(7) 保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの	664 円		
		(1)	B 保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの		1,867 円
			B 保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの		615 円
端末回線伝送機能 ( 第 5 条 ( 標準的な接続箇所 ) 第 1 項の表中第 2 - 3 欄で接続する場合 )	ア欄	(1) 保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの	389 円	_____	
	イ欄	(1) 保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの	6,936 円		
端末回線伝送機能 ( 第 5 条 ( 標準的な接続箇所 ) 第 1 項の表中第 1 - 3 欄で接続する場合 )	イ欄	(1) 保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの	4,585 円	_____	

( 1 ) - 2 端末回線伝送機能 ( 加算料 )

1 回線ごとに月額

	区 分		料金額	備 考
端末回線伝送機能 ( 第 5 条 ( 標準的な接続箇所 ) 第 1 項の表中第 1 - 3 欄で接続する場合 )	イ欄	(1) 保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの	4,585 円	_____

(2) 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1)	イ 保守の区別がタイプ 1 - 2のもの	8,855 円
	(2)	イ 保守の区別がタイプ 1 - 2のもの	956 円

(3) 光信号多重分離機能

月額

区 分		料金額	備 考
光信号多重分離機能	イ欄	(1) 保守の区別がタイプ 1 - 2のもの	2,049 円



(4)-1 通信路設定伝送機能（基本料）

区分		料金額		1回線ごとに月額		
				右欄以外の場 合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	備考
通信 路 設 定 伝 送 機 能	イ欄	64kbit/s又は 48kbit/sの符号伝 送が可能なもの	エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	5,551円	4,983円
		128kbit/sの符号 伝送が可能なもの	エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	7,659円	6,522円
		1.536Mbit/sの符 号伝送が可能なもの	エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	47,776円	34,118円
		6.144Mbit/sの符 号伝送が可能なもの	エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	105,149円	72,847円
	第1 種A TM 専用 に 係 る も の	0.5Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-2のもの	76,436円	74,777円
			エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	76,436円	74,777円
		1.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-2のもの	81,075円	77,763円
			エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	81,075円	77,763円
		2.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-2のもの	89,074円	82,863円
			エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	88,168円	82,370円
3.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの		セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-2のもの	97,200円	88,090円	
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	96,293円	87,596円	
4.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの		セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-2のもの	105,199円	93,190円	
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	104,292円	92,696円	
5.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-2のもの	112,038円	97,543円		
	エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	110,223円	96,555円		
6Mbit/sから 49.0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7) 6.0Mbit/sのもの	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	119,911円	102,517円	
		エコノミック クラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	118,096円	101,529円	
	(4) 6.0Mbit/sを超え る1.0Mbit/sごと に	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	4,660円	2,871円	
		エコノミック クラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	3,381円	2,175円	
	50Mbit/sから 134.0Mbit/sまで の符号伝送が可能 なもの	(7) 50.0Mbit/sのもの	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	324,894円	228,821円
			エコノミック クラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	266,800円	197,225円
(4) 50.0Mbit/sを超え る1.0Mbit/sごと に	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,791円	1,063円		
	エコノミック クラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	905円	581円		
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	476,979円	319,201円		
		エコノミック クラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	343,535円	246,630円	
600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミック クラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	521,638円	501,108円		
第2 種A TM 専用 に 係 る も の	0.2Mbit/sから 0.4Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7) 0.2Mbit/sのもの	エコノミック クラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	72,720円	72,387円
			(4) 0.2Mbit/sを超え る0.1Mbit/sごと に	エコノミック クラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	464円
	0.5Mbit/sから 0.9Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7) 0.5Mbit/sのもの	エコノミック クラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	74,110円	73,283円
			(4) 0.5Mbit/sを超え る0.1Mbit/sごと に	エコノミック クラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	465円
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミック クラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	76,436円	74,777円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	79,979円	77,080円	
	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミック クラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	84,041円	79,693円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	88,041円	82,243円	

	5 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	91,007円	84,173円
	6 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	94,943円	86,660円
	7 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	96,685円	87,779円
	8 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	97,972円	88,653円
	9 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	100,165円	90,019円
「上 下」 の付 加 速 度	0.2Mbit/sから 0.4Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7) (4)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	930円	597円
		(4) (7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	464円	298円
「上 下」 の付 加 速 度	0.5Mbit/sから 0.9Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7) (4)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	2,320円	1,493円
		(4) (7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	465円	299円
「上 下」 の付 加 速 度	1 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	4,646円	2,987円
	2 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	8,189円	5,290円
	3 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	12,251円	7,903円
	4 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	16,251円	10,453円
	5 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	19,217円	12,383円
	6 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	23,153円	14,870円
	7 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	24,895円	15,989円
	8 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	26,182円	16,863円
	9 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	28,375円	18,229円
「上 下」 の付 加 速 度	0.1Mbit/sから 0.4Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	(7) (4)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	464円	298円
		(4) (7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	466円	299円
「上 下」 の付 加 速 度	0.5Mbit/sから 0.8Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	(7) (4)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	2,320円	1,493円
		(4) (7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	465円	299円
「上 下」 の付 加 速 度	1 0Mbit/sから 1.8Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	(7) (4)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	4,646円	2,987円
		(4) (7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	354円	230円
「上 下」 の付 加 速 度	2 0Mbit/sから 2.7Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	(7) (4)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	8,189円	5,290円
		(4) (7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	409円	262円
「上 下」 の付 加 速 度	3 0Mbit/sから 3.6Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	(7) (4)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	12,251円	7,903円
		(4) (7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	403円	255円
「上 下」 の付 加 速 度	4 0Mbit/sから 4.5Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	(7) (4)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	16,251円	10,453円
		(4) (7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	298円	193円
「上 下」 の付 加 速 度	5 0Mbit/sから 5.4Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	(7) (4)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	19,217円	12,383円
		(4) (7)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	396円	249円

6.0Mbit/sから 6.3Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	(F) 6.0Mbit/sのもの	エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	23,153円	14,870円
	(I) 6.0Mbit/sを超え る0.1Mbit/sごと に	エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	174円	112円
7.0Mbit/sから 7.2Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	(F) 7.0Mbit/sのもの	エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	24,895円	15,989円
	(I) 7.0Mbit/sを超え る0.1Mbit/sごと に	エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	130円	87円
8.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	26,182円	16,863円
8.1Mbit/sの符号伝送が可能なもの		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	26,400円	17,000円
9.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	28,375円	18,229円

(4)-2 通信路設定伝送機能（加算料）

区 分				1回線ごとに月額		備考	
				料金額			
				通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社に定める通信用建物以外の場合の加算料		
通信路設定伝送機能	イ	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	90円	766円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	180円	1,532円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	2,200円	18,384円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	5,570円	38,507円	
	ロ	第1種A-TM専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	290円	1,975円
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	290円	1,975円
			1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	570円	3,949円
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	570円	3,949円
			2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,070円	7,405円
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,000円	6,912円
			3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,570円	10,861円
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,500円	10,367円
			4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	2,070円	14,317円
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	2,000円	13,823円
5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	2,500円	17,279円			
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	2,360円	16,291円			
ハ	6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(F) 6.0Mbit/sのもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	3,000円	20,735円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	2,860円	19,747円	
		(I) 6.0Mbit/sを超え る1.0Mbit/sごと に	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	310円	2,132円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	210円	1,436円	
		50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(F) 50.0Mbit/sのもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	16,560円	114,534円
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	12,000円	82,938円
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(I) 50.0Mbit/sを超え る1.0Mbit/sごと に	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	130円	865円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	60円	383円		
600Mbit/sの符号伝送が可能なもの		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	27,200円	188,092円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	16,710円	115,521円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	41,060円	283,866円		



3.0Mbit/sから 3.6Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	(F)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	750円	5,184円
	(I)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	30円	173円
4.0Mbit/sから 4.5Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	(F)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,000円	6,912円
	(I)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	20円	123円
5.0Mbit/sから 5.4Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	(F)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,180円	8,146円
	(I)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	30円	173円
6.0Mbit/sから 6.3Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	(F)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,430円	9,874円
	(I)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	10円	74円
7.0Mbit/sから 7.2Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	(F)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,540円	10,614円
	(I)	エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	10円	49円
8.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,610円	11,108円
8.1Mbit/sの符号伝送が可能なもの		エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,620円	11,207円
9.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		エコノミック ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,750円	12,095円

(5) 公衆電話機能（基本料）

区 分	単 位	料金額	備 考
公衆電話発信機能	1秒ごとに	0.4814円	平成18年10月1日から
デジタル公衆電話発信機能	1秒ごとに	0.4296円	平成19年3月31日までの間に限り適用します。

11 附則(平成18年9月29日西相制第69号)第3項に規定する精算に用いる精算用料金は以下のとおりです。

(1) 端末回線伝送機能（基本料）

1回線ごとに月額

区 分	料金額	備 考
PHS基地局回線機能	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの 1,517円	_____
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	ウ欄 (イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの 4,603円	_____
	エ欄 (イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの 9,206円	
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）	ア欄 (ア) _____ 保守の区別がタイプ1-2のもの 4,603円	_____
	(イ) _____ 保守の区別がタイプ1-2のもの 4,603円	
	イ欄 (ア) _____ 保守の区別がタイプ1-2のもの 4,987円	

(2) 端末回線伝送機能（加算料）

1回線ごとに月額

区 分	料金額	備 考
2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	イ欄 (ア) _____ 保守の区別がタイプ1-2のもの 4,987円	_____
2-1-1-1第2欄エ欄に規定する機能に係る加算料	ア欄 (イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの 15,935円	_____

(ルーティング番号登録工事費及びルーティング番号削除工事費の精算に係る特例措置)

12 平成19年2月13日から平成19年3月31日に適用したルーティング番号登録工事費ア(イ)欄及びルーティング番号削除工事費イ(イ)欄に規定する工事費については、以下の精算用料金により精算します。

区 分			単 位	工事費の額		備 考
ルーティング番号登録工事費	ア欄	(イ)	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	717円	—
				平日夜間	833円	
				平日深夜	965円	
				土日祝日 昼夜間	866円	
				土日祝日 深夜	998円	
ルーティング番号削除工事費	イ欄	(イ)	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	608円	—
				平日夜間	706円	
				平日深夜	818円	
				土日祝日 昼夜間	734円	
				土日祝日 深夜	846円	

附 則（平成20年 6月24日西相制第169号）

- 1 （略）  
（網使用料の調整）
- 2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（以下この附則において「当期網使用料」といいます。）を変更するために新たな網使用料（以下この附則において「次期網使用料」といいます。）を算定するときは、当期網使用料の算定に用いた原価と当期網使用料の収入（当期網使用料の算定期間の最終年度における収入については、当該最終年度における直近までの期間の需要の実績値を基礎として合理的な需要予測に基づき算定するものとします。）との差額を次期網使用料の原価に加えるものとします。
- 3 当社は、次期網使用料を変更するために新たな網使用料（以下この附則において「次々期網使用料」といいます。）を算定するときは、前項の規定により算定した当期網使用料の算定期間の最終年度における収入と当該年度における当期網使用料の収入の実績値との差額を次々期網使用料の原価に加えるものとします。
- 4～5 （略）

附 則（平成20年 6月27日西相制第45号）

- 1（略）
- 2 ルーティング番号登録工事等受付手数料及び同一番号移転可否情報調査費については、第75条（工事費及び手数料等の遡及適用）の規定にかかわらず、平成20年6月30日までの間、以下の料金表を適用するものとします。  
（1）（略）  
（2）料金額

区 分		単 位	手続費の額	備 考	
ア	ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	月額	16,442,738円	_____
イ	同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	月額	10,511円	_____
		（ア）情報提供システムに係るもの （イ）（略）		（略）	（略）

附 則（平成20年 6月24日西相制第169号）

- 1 （略）  
（網使用料の調整）
- 2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（接続料規則第8条第2項ただし書きの規定に基づき算定した部分に限ります。以下この附則において「当期網使用料」といいます。）を変更するために新たな網使用料（以下この附則において「次期網使用料」といいます。）を算定するときは、当期網使用料の算定に用いた原価と当期網使用料の収入（当期網使用料の算定期間の最終年度における収入については、当該最終年度における直近までの期間の需要の実績値を基礎として合理的な需要予測に基づき算定するものとします。）との差額を次期網使用料の原価に加えるものとします。
- 3 当社は、次期網使用料（接続料規則第8条第2項ただし書きの規定に基づき算定した部分に限ります。）を変更するために新たな網使用料（以下この附則において「次々期網使用料」といいます。）を算定するときは、前項の規定により算定した当期網使用料の算定期間の最終年度における収入と当該年度における当期網使用料の収入の実績値との差額を次々期網使用料の原価に加えるものとします。
- 4～5 （略）

附 則（平成20年 6月27日西相制第45号）

- 1（略）
- 2 ルーティング番号登録工事等受付手数料及び同一番号移転可否情報調査費については、第75条（工事費及び手数料等の遡及適用）の規定にかかわらず、平成20年4月1日に遡及して平成20年6月30日までの間、以下の料金表を適用するものとします。  
（1）（略）  
（2）料金額

区 分		単 位	手続費の額	備 考	
ア	ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	月額	15,014,510円	_____
イ	同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	月額	10,407円	_____
		（ア）情報提供システムに係るもの （イ）（略）		（略）	（略）



附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定のうち、料金表(第1表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)第4欄イ、2(料金額)2-2の2(加入者交換機接続用伝送装置利用機能)ア欄に規定する網使用料、第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)1(適用)第8欄、2(手続費の額)2-2(2-1以外の手続費)第4欄に規定する手続費、第75条(工事費及び手続費等の遡及適用)に規定する工事費、手続費及び負担額(第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)第1号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率によることとします。)を除きます。)、附則第18条及び附則(平成19年11月2日西相制第112号)に係るものについては、平成21年4月1日から適用します。

2 第36条(当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改)及び料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-8(番号案内機能等)第6欄に規定する網使用料に係る改正規定については、平成20年4月1日に遡及して適用します。

(光信号引込等設備の撤去に係る負担額についての経過措置)

3 平成20年3月31日までに設置された光信号引込等設備を撤去する場合は、料金表第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)に規定する負担額の算定における光信号引込等設備の未償却残高は、料金表第4表第2第1号の算出式に替えて、次の算出式により算定するものとします。ただし、その算定結果が負の数となる場合は、光信号引込等設備の未償却残高を零とします。

未償却残高 = (光信号引込等設備の取得固定資産価額 - 平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額 - 平成20年度以降における光信号引込等設備の償却累計額) × (1 + 貸倒率)

ア 光信号引込等設備の償却累計額は、次の算出式により算定します。

(ア) 平成19年度以前における

光信号引込等設備の償却累計額 = (光信号引込等設備の取得固定資産価額 - 平成19年度以前の光信号引込等設備の残存価額) × 当該光信号引込等設備の利用を開始した日から平成20年3月31日までの日数 / (平成19年度以前の光信号引込等設備の耐用年数(10年) × 365(閏年にあつては366とします。))

(イ) 平成20年度以降における

光信号引込等設備の償却累計額 = (光信号引込等設備の取得固定資産価額 - 光信号引込等設備の残存価額) × 平成20年4月1日から当該光信号引込等設備を撤去した日の前日までの日数 / (光信号引込等設備の耐用年数(15年) × 365(閏年にあつては366とします。))

イ 光信号引込等設備の取得固定資産価額については、料金表第4表第2第1号に規定する算出式中の金額とします。

ウ 貸倒率については、第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)によります。

(ルーティング番号変換手続費の遡及適用)

4 附則(平成17年12月20日西相制第139号)第3項に規定する手続費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

(1) ルーティング番号変換手続費ア欄に係るもの

区 分		単 位	手続費の額	備 考
ルーティング番号変換手続費	ア欄	月額	1,837,790円	平成20年4月1日から平成21年1月31日まで

(2) ルーティング番号変換手続費イ欄に係るもの

区 分		単 位	手続費の額	備 考
ルーティング番号変換手続費	イ欄	1番号変換ごとに	51円	平成19年2月1日から平成19年3月31日までの間に限り適用します。
			50円	平成19年4月1日から平成21年1月31日までの間に限り適用します。

(ルーティング番号変更工事費の遡及適用)

5 料金表第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2-1(工事費)第26-2欄に規定する工事費については、平成20年7月1日に遡及して平成21年3月31日までの間、以下に定める料金額を適用します。

区 分			単 位	料金額	備 考	
ルーティング番号変更工事費	ア欄	(イ)	1ルーティング 番号ごとに	平日昼間	1,025円	—
				平日夜間	1,188円	
				平日深夜	1,373円	
				土日祝日 昼夜間	1,234円	
				土日祝日 深夜	1,420円	

(網使用料の精算用料金)

6 附則(平成20年3月27日西相制第167号)第4項の規定により精算を行う平成19年度の精算用料金(この附則第7項及び第8項に規定する通信路設定伝送機能及び端末回線伝送機能に関する経過措置に係るものを除きます。)は以下のとおりです。

(1)-1 端末回線伝送機能(基本料)

						月額	
		区 分	単 位	料金額	備 考		
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	ウ欄	(ア)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	4,055円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	4,055円		
			以外のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	4,177円		
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	ア欄	(ア)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,222円		
			(イ)	保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに		1,222円
			(ウ)	(ア)(イ)以外のもの	1回線ごとに		1,259円
	イ欄		1回線ごとに	2,518円			
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	ア欄	(ア)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	74円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	74円		
		(イ)	—	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに		1,291円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに		1,291円
				C AB以外のもの	1回線ごとに		1,330円
		—	—	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに		31円
	B 保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	31円		
	イ欄	(ア)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	542円		
保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	542円			

		(1)	—	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,759円	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,759円	
				C AB以外のもの	1回線ごとに	1,798円	
			—	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	499円	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	499円	
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア欄	(ア)		保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	331円	—
		(イ)		保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	331円	
	イ欄	(ア)		保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	6,706円	
		(イ)		保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	6,706円	
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	イ欄	(ア)		保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,556円	—
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,556円	
				以外のもの	1回線ごとに	4,681円	
	(イ)		保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,550円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,550円		
			以外のもの	1回線ごとに	4,675円		
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	6,912円	—	
	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	8,496円		
	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	9,200円		
	12Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	9,904円		
	15Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	10,608円		
	18Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	11,312円		

21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,060円
24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,764円
27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,468円
30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	14,172円
33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	14,876円
36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	15,580円
39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	16,328円
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	17,032円

(1)-2 端末回線伝送機能（加算料）

区 分		単 位	料金額	備 考	
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料		1回線ごとに	282円	—	
2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	(ア)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線ごとに	4,556円	—
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線ごとに	4,556円	
		以外のもの	1光信号主端末回線ごとに	4,681円	
	(イ)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線ごとに	4,550円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線ごとに	4,550円	
		以外のもの	1光信号主端末回線ごとに	4,675円	
		光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	1回線ごとに1メートルあたり	1,456円	

## (2) I S M折返し機能

区 分		単 位	料金額	備 考
I S M折返し機能	(1)	1 Bチャンネル ごとに	847円	——
	(2)	2 3 B + Dチ ヤネルごとに	60,040円	——

## (3) 光信号電気信号変換機能

区 分		1回線ごとに月額		備 考	
区 分			料金額		
光信号電気信号変換機能	(1)	ア欄	(ア) 保守の区別がタイ プ1-1のもの	6,071円	——
			(イ) 保守の区別がタイ プ1-2のもの	6,071円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	6,253円	
	イ欄	(ア) 保守の区別がタイ プ1-1のもの	692円		
		(イ) 保守の区別がタイ プ1-2のもの	692円		
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	713円		

## (4) 光信号多重分離機能

区 分		料金額	備 考	
光信号多重分離機能	ア欄	(ア) 保守の区別がタイ プ1-1のもの	868円	——
		(イ) 保守の区別がタイ プ1-2のもの	868円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	894円	
	イ欄	(ア) 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1,831円	
		(イ) 保守の区別がタイ プ1-2のもの	1,831円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1,886円	

(5) 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

672回線(50Mbit/s 相当)ごとに月額

区 分		料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	ア欄	136,906 円	_____
	イ欄	24,762 円	_____

(6)-1 光信号中継伝送機能(基本料)

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
光信号中継伝送機能	ア欄	1,456 円	_____
	イ欄	1,456 円	

(6)-2 光信号中継伝送機能(加算料)

月額

区 分	単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(2)	1回線ごとに1メートルあたり	1,456円 _____

## (7)-1 通信路設定伝送機能(基本料)

1回線ごとに月額

区 分		料金額		備考	
		右欄以外の場 合	通信路設定伝 送機能を利用 する区間が同 一の単位料金 区域に終始す る場合		
通信 路 設 定	ア欄	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50kHzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	59,011円	57,458円	
		専らFM放送の音響を伝送するため、通常40kHzから15kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	87,186円	80,965円	
伝 送 機 能	イ欄	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	5,029円	4,400円	
		上記以外のもの	5,539円	5,023円	
		64kbit/s又は 48kbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス のもの	17,544円 5,256円 5,350円 5,539円	17,028円 4,767円 4,852円 5,023円
		128kbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラス のもの	20,311円 7,223円 7,356円 7,627円	19,274円 6,245円 6,360円 6,590円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの		23,001円	21,448円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの		25,743円	23,669円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの		31,223円	28,112円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの		36,706円	32,557円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの		47,666円	41,445円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		64,106円	54,774円
		1.536Mbit/sの符 号伝送が可能なも の	クラスが下記以外のもの エコノミークラス のもの	80,548円 44,906円 45,796円 47,573円	68,105円 33,169円 33,823円 35,129円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの		129,866円	108,097円
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの		179,192円	148,090円
		6.144Mbit/sの符 号伝送が可能なも の	クラスが下記以外のもの エコノミークラス のもの	228,510円 97,257円 99,190円 103,063円	188,082円 71,439円 72,857円 75,696円
ウ 欄	第1 種△ TM 専用 に係 るも の	0.5Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスの もの	80,845円 72,893円 74,339円 77,234円 72,883円 74,339円 77,234円	78,038円 71,569円 72,991円 75,833円 71,569円 72,991円 75,833円
		1.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスの もの	89,343円 77,505円 79,045円 82,126円 77,505円 79,045円 82,126円	83,728円 74,857円 76,344円 79,319円 74,857円 76,344円 79,319円
		2.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスの もの	102,088円 85,274円 86,971円 90,359円 84,423円 86,104円 89,459円	92,264円 80,309円 81,906円 85,098円 79,789円 81,376円 84,547円
		3.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスの もの	116,958円 93,345円 95,204円 98,916円 92,494円 94,336円 98,016円	102,221円 86,063円 87,775円 91,197円 85,543円 87,244円 90,646円
		4.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスの もの	130,766円 100,414円 102,411円 106,410円 99,563円 101,544円 105,508円	111,468円 91,146円 92,959円 96,585円 90,626円 92,429円 96,033円



5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	142,450円	119,292円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	108,033円	96,447円		
		保守の別が上記以外のもの	110,183円	98,366円		
		エコノミークラスのもの	114,487円	102,204円		
		保守の別がタイプ1-1のもの	106,330円	95,407円		
		保守の別がタイプ1-2のもの	108,448円	97,305円		
	6Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	155,195円	127,828円
			保守の別がタイプ1-2のもの	115,802円	101,899円	
			保守の別が上記以外のもの	118,109円	103,928円	
			エコノミークラスのもの	122,720円	107,984円	
			保守の別がタイプ1-1のもの	113,249円	100,339円	
			保守の別がタイプ1-2のもの	115,507円	102,337円	
(4) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに		クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	5,649円	3,782円
			保守の別がタイプ1-2のもの	4,245円	2,907円	
			保守の別が上記以外のもの	4,332円	2,965円	
			エコノミークラスのもの	4,502円	3,081円	
			保守の別がタイプ1-1のもの	3,066円	2,186円	
			保守の別がタイプ1-2のもの	3,125円	2,229円	
50Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	403,733円	294,264円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	302,616円	229,795円		
		保守の別が上記以外のもの	308,656円	234,381円		
		エコノミークラスのもの	320,743円	243,553円		
		保守の別がタイプ1-1のもの	248,151円	196,515円		
		保守の別がタイプ1-2のもの	253,106円	200,435円		
	(4) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	263,010円	208,276円
			保守の別がタイプ1-2のもの	1,373円	920円	
			保守の別がタイプ1-1のもの	1,486円	984円	
			保守の別がタイプ1-2のもの	1,515円	1,004円	
			保守の別が上記以外のもの	1,578円	1,044円	
			エコノミークラスのもの	746円	531円	
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	761円	542円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	790円	564円		
		保守の別がタイプ1-1のもの	520,568円	372,503円		
		保守の別がタイプ1-2のもの	429,007円	313,486円		
		保守の別が上記以外のもの	437,578円	319,747円		
		エコノミークラスのもの	454,719円	332,266円		
	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	311,567円	241,725円
			保守の別がタイプ1-2のもの	317,786円	246,549円	
			保守の別がタイプ1-1のもの	330,232円	256,199円	
			保守の別がタイプ1-2のもの	917,217円	881,081円	
			保守の別がタイプ1-1のもの	552,925円	535,855円	
			保守の別がタイプ1-2のもの	563,973円	546,563円	

(7)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

区分	料金額		備考			
	1回線ごとに	月額				
通信路設定伝送機能	ア欄	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	250円	2,436円		
		専らFM放送の音響を伝送するため、通常40Hzから15kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	1,020円	9,744円		
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	170円	729円		
	イ欄	クラスが下記以外のもの	上記以外のもの	80円	812円	
			64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	80円	812円	
			エコノミークラスのもの	80円	781円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	保守の別がタイプ1-1のもの	80円	812円
				保守の別がタイプ1-2のもの	170円	1,624円
				保守の別が上記以外のもの	160円	1,532円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	160円	1,532円
				保守の別がタイプ1-2のもの	160円	1,563円
				保守の別が上記以外のもの	170円	1,624円
256kbit/sの符号伝送が可能なもの		250円	2,436円			
384kbit/sの符号伝送が可能なもの		340円	3,248円			
512kbit/sの符号伝送が可能なもの		510円	4,872円			
768kbit/sの符号伝送が可能なもの		680円	6,496円			
1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		1,020円	9,744円			
		1,530円	14,615円			

ウ 種 Δ T M 専 用 に 係 る も の	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2040円	19,487円
		エコノミークラスのもの	1920円	18,384円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	1960円	18,752円
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2040円	19,487円
		エコノミークラスのもの	3560円	34,102円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	5090円	48,719円
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	6610円	63,334円
		エコノミークラスのもの	4680円	40,581円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	4770円	41,372円
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	4960円	42,995円
		エコノミークラスのもの	510円	4,410円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	240円	2,080円
	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	240円	2,122円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	240円	2,122円
		保守の区別が上記以外のもの	250円	2,205円
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	240円	2,080円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	240円	2,122円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	250円	2,205円
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1020円	8,819円
セカンドクラスのもの		480円	4,160円	
保守の区別がタイプ1-1のもの		490円	4,243円	
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	510円	4,410円	
	エコノミークラスのもの	480円	4,160円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	490円	4,243円	
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	510円	4,410円	
	クラスが下記以外のもの	1780円	15,434円	
	セカンドクラスのもの	900円	7,800円	
3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	920円	7,956円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	950円	8,268円	
	保守の区別が上記以外のもの	840円	7,280円	
3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	860円	7,426円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	890円	7,717円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	2670円	23,150円	
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	1320円	11,440円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	1350円	11,669円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1400円	12,126円	
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	1260円	10,920円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	1290円	11,138円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1340円	11,575円	
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	3500円	30,316円	
	セカンドクラスのもの	1680円	14,560円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	1710円	14,851円	
5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1780円	15,434円	
	エコノミークラスのもの	1620円	14,040円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	1650円	14,321円	
5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1720円	14,882円	
	クラスが下記以外のもの	4200円	36,380円	
	セカンドクラスのもの	2100円	18,200円	
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2140円	18,564円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	2230円	19,292円	
	保守の区別が上記以外のもの	1980円	17,160円	
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2020円	17,503円	
	クラスが下記以外のもの	2100円	18,190円	
	セカンドクラスのもの	4960円	42,995円	
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2520円	21,840円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	2570円	22,277円	
	保守の区別が上記以外のもの	2670円	23,150円	
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	2340円	20,280円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	2390円	20,686円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	2480円	21,497円	
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	340円	2,931円	
	クラスが下記以外のもの	240円	2,104円	
	セカンドクラスのもの	250円	2,146円	
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	260円	2,230円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	160円	1,383円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	160円	1,410円	
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	170円	1,466円	
	クラスが下記以外のもの	19840円	171,976円	
	セカンドクラスのもの	13200円	114,402円	
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	13460円	116,690円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	13990円	121,266円	
	保守の区別が上記以外のもの	9360円	81,121円	
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	9550円	82,743円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	9920円	85,988円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの			

	(イ) 50.0Mbit/sを超え る1.0Mbit/sごと に	クラスが下記以外のもの	80円	713円	
		セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 90円	789円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの 90円	805円	
			保守の区別が上記以外のもの 100円	837円	
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 40円	336円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの 40円	343円	
			保守の区別が上記以外のもの 40円	357円	
		134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外 のもの	26,840円	232,609円
			セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 20,940円	181,483円
				保守の区別がタイプ1-2のもの 21,360円	185,113円
		保守の区別が上記以外のもの 22,200円	192,372円		
	エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 12,660円	109,722円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの 12,910円	111,916円		
		保守の区別が上記以外のもの 13,420円	116,305円		
600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外 のもの	72,311円	626,723円		
	エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 34,140円	295,884円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの 34,820円	301,802円		
		保守の区別が上記以外のもの 36,191円	313,637円		

(7)-3 通信路設定伝送機能（分岐回線の部分の基本額）

		区 分	1回線ごとに月額 料金額	備考
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	ア欄	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50kHzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	57,022円	-
		専らFM放送の音響を伝送するため、通常40kHzから15kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	79,222円	
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	4,255円	
		上記以外のもの	4,878円	
	イ欄	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	16,883円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	18,984円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	21,012円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	23,088円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	27,241円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	31,395円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	39,702円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	52,160円	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	64,620円	
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	101,997円	
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	139,377円	
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	176,754円			

(8)-1 データ伝送機能（基本料）

		1 回線ごとに月額			
区分		料金額	備考		
データ伝送機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	1,910円	-	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	3,496円		
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	5,082円		
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	6,668円		
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	9,840円		
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	13,012円		
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	25,700円		
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	44,733円		
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	66,937円		
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	87,555円		
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	105,001円		
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	124,034円		
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	131,964円		
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	139,894円		
	上限伝送速度が9Mbit/sのもの	149,410円			
	上限伝送速度が10Mbit/sのもの	157,340円			
	クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		3,687円
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの		8,349円
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		4,717円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの		14,043円
上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	8,682円		
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの	27,762円		
上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	12,790円		
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	38,039円		
上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	16,865円		
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの	48,333円		
上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	20,784円		
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	60,339円		
上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの	24,637円		
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの	72,330円		
上限伝送速度が7Mbit/sのもの		最低伝送速度が700Kbit/sのもの	28,301円		
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	83,478円		
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	31,409円			
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	94,628円			
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	34,550円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	104,050円			
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	37,770円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	113,488円			

(8)-2 データ伝送機能（加算料）

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
データ伝送機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	422円
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	844円
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	1,266円
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	1,688円
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	2,532円
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	3,376円
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	6,752円
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	11,816円
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	17,724円
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	23,210円
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	27,852円
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	32,916円
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	35,026円
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	37,137円
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	39,669円
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	41,779円
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの
最低伝送速度が300Kbit/sのもの	2,135円		
上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		1,169円
	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		3,650円
上限伝送速度が2Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		2,224円
	最低伝送速度が1Mbit/sのもの		7,301円
上限伝送速度が3Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		3,317円
	最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		10,035円
上限伝送速度が4Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		4,401円
	最低伝送速度が2Mbit/sのもの		12,774円
上限伝送速度が5Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		5,444円
	最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		15,968円
上限伝送速度が6Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		6,469円
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの		19,159円
上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		7,444円
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		22,125円
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの		8,271円
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	25,092円	
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	9,107円	
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	27,599円	
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	9,963円	
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	30,110円	

## (9) 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備考
番号データベース接続機能	ア欄	1 接続3分までごとに	14 円	
		1 成功検索ごとに	28 円	
	イ欄	1 案内ごとに	6.29 円	
	ウ欄	1 案内ごとに	5.17 円	
番号情報データベース登録機能		1 番号ごとに	6.37 円	
番号情報データベース利用機能	ア欄	1 番号ごとに	3.99 円	
	イ欄	1 番号ごとに	6.57 円	

## (10) 手動交換機能

区 分	単 位	料金額	備考
手動コレクトサービス取扱機能	1 通信ごとに	70 円	

## (11) 公衆電話機能（基本料）

区 分		単 位	料金額	備考
公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	0.5467 円	
デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	0.4753 円	

## (12) その他の機能

区 分	単 位	料金額	備考
DSL回線管理機能	ア欄	53 円	
	イ欄	78 円	
DSL回線故障対応機能	1 回線ごとに月額	37 円	
PHS基地局回線管理機能	1 回線ごとに月額	78 円	
光回線設備管理機能	1 回線ごとに月額	78 円	
IP通信網回線管理機能	1 回線ごとに月額	78 円	
端末回線伝送機能管理機能	1 回線ごとに月額	78 円	
光信号分岐端末回線管理機能	1 光信号分岐端末回線ごとに月額	78 円	
光信号局内伝送機能	イ欄 1 回線ごとに1メートルあたり月額	1.456 円	
光信号局内回線管理機能	1 回線ごとに月額	78 円	
固定無線宅内設備管理機能	1 固定無線宅内設備ごとに月額	78 円	

## (13) ルーティング伝送機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
I P 通信網ルーティング 伝送機能	ウ欄	1 ポート ごとに	273,569 円	_____
	エ欄	1 ポート ごとに	220,300 円	_____
	オ欄	1 ポート ごとに	6,034 円	_____

## (14) 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

区 分	単 位	負担額	備 考
光信号引込等設備管理負担額	1 光信号引込等設 備ごとに月額	78 円	_____

## (通信路設定伝送機能に関する経過措置に係る精算用料金)

7 附則(平成20年3月27日西相制第167号)第4項の規定により精算を行う平成19年度の精算用料金(附則第18条及び従前の附則(平成19年11月2日西相制第112号)第3項に規定する通信路設定伝送機能に関する経過措置に係るものをいいます。)は以下のとおりです。

## (1) 附則第18条に規定する通信路設定伝送機能に関する経過措置に係る精算用料金

ア. 分岐回線以外の部分の基本額(基本料)

1回線ごとに月額

区 分		料金額		備 考
		右欄以外の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通信路設定伝送機能	48kHzの周波数帯域を用いて 伝送するもの	28,479 円	22,258 円	_____
	上記以外のもの	5,539 円	5,023 円	

イ．分岐回線以外の部分の基本額（加算料）

1回線ごとに月額

区 分		料金額		備考
		通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	1,020 円	9,744 円	—
	上記以外のもの	80 円	812 円	

ウ．分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備考
通信路設定伝送機能	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	20,515 円	—
	上記以外のもの	4,878 円	



(2) 従前の附則(平成19年11月2日西相制第112号)第3項に規定する通信路設定伝送機能に関する経過措置に係る精算用料金

ア 基本料

		区 分		料金額		1回線ごとに月額		
				右欄以外の場 合		備考		
				通信路設定伝 送機能を利用 する区間が同 一の単位料金 区域に終始す る場合				
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置・中継伝送路設備及び端末回線未收容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	第2種ATM専用機	ATM専用機による伝送速度を確保するもの	0.2Mbit/sから0.4Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	74,046円	73,486円
					(F)	エコノミック ラスのもの	69,205円	68,939円
				(I)	クラスが下記以外のもの	849円	569円	
					エコノミック ラスのもの	459円	329円	
				0.2Mbit/sを超える0.1Mbit/sごとに	(F)	クラスが下記以外のもの	468円	335円
					(I)	エコノミック ラスのもの	491円	348円
				0.5Mbit/sから0.9Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	76,594円	75,193円
					(F)	エコノミック ラスのもの	70,587円	69,925円
				(I)	クラスが下記以外のもの	849円	569円	
					エコノミック ラスのもの	459円	329円	
				0.5Mbit/sを超える0.1Mbit/sごとに	(F)	クラスが下記以外のもの	488円	335円
					(I)	エコノミック ラスのもの	487円	349円
				1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミック ラスのもの	クラスが下記以外のもの	80,845円	78,038円
						保守の区別がタイプ1-1のもの	72,893円	71,569円
						保守の区別がタイプ1-2のもの	74,339円	72,991円
				2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミック ラスのもの	クラスが下記以外のもの	87,218円	82,306円
						保守の区別がタイプ1-1のもの	76,352円	74,035円
						保守の区別がタイプ1-2のもの	77,870円	75,506円
				3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミック ラスのもの	クラスが下記以外のもの	80,905円	78,447円
						保守の区別がタイプ1-1のもの	94,654円	87,284円
						保守の区別がタイプ1-2のもの	81,984円	78,440円
				4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミック ラスのもの	クラスが下記以外のもの	85,182円	81,497円
						保守の区別がタイプ1-1のもの	101,557円	91,908円
						保守の区別がタイプ1-2のもの	83,923円	79,454円
				5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミック ラスのもの	クラスが下記以外のもの	85,593円	81,033円
						保守の区別がタイプ1-1のもの	88,928円	84,191円
						保守の区別がタイプ1-2のもの	89,043円	83,472円
				6.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミック ラスのもの	クラスが下記以外のもの	92,514円	86,725円
						保守の区別がタイプ1-1のもの	107,400円	95,820円
						保守の区別がタイプ1-2のもの	89,043円	83,472円
				7.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミック ラスのもの	クラスが下記以外のもの	92,514円	86,725円
						保守の区別がタイプ1-1のもの	113,771円	100,087円
						保守の区別がタイプ1-2のもの	90,765円	84,310円
				8.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミック ラスのもの	クラスが下記以外のもの	92,514円	86,725円
						保守の区別がタイプ1-1のもの	96,180円	89,338円
						保守の区別がタイプ1-2のもの	92,514円	86,725円
9.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミック ラスのもの	クラスが下記以外のもの	96,180円	89,338円				
		保守の区別がタイプ1-1のもの	116,427円	101,865円				
		保守の区別がタイプ1-2のもの	92,419円	85,468円				
0.2Mbit/sから0.4Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	エコノミック ラスのもの	クラスが下記以外のもの	94,259円	87,167円				
		保守の区別がタイプ1-1のもの	97,935円	90,565円				
		保守の区別がタイプ1-2のもの	97,935円	90,565円				
0.5Mbit/sから0.9Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	エコノミック ラスのもの	クラスが下記以外のもの	119,084円	103,644円				
		保守の区別がタイプ1-1のもの	93,647円	86,365円				
		保守の区別がタイプ1-2のもの	95,512円	88,083円				
0.2Mbit/sから0.4Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	エコノミック ラスのもの	クラスが下記以外のもの	98,236円	91,517円				
		保守の区別がタイプ1-1のもの	122,269円	105,777円				
		保守の区別がタイプ1-2のもの	95,377円	87,598円				
0.5Mbit/sから0.9Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	エコノミック ラスのもの	クラスが下記以外のもの	97,275円	89,340円				
		保守の区別がタイプ1-1のもの	101,067円	92,824円				
		保守の区別がタイプ1-2のもの	97,275円	89,340円				
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミック ラスのもの	クラスが下記以外のもの	1,638円	1,138円				
		保守の区別がタイプ1-1のもの	924円	658円				
		保守の区別がタイプ1-2のもの	941円	670円				
0.2Mbit/sを超える0.1Mbit/sごとに	エコノミック ラスのもの	クラスが下記以外のもの	977円	697円				
		保守の区別がタイプ1-1のもの	849円	569円				
		保守の区別がタイプ1-2のもの	459円	329円				
0.5Mbit/sを超える0.1Mbit/sごとに	エコノミック ラスのもの	クラスが下記以外のもの	468円	335円				
		保守の区別がタイプ1-1のもの	491円	348円				
		保守の区別がタイプ1-2のもの	468円	335円				
0.5Mbit/sから0.9Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	エコノミック ラスのもの	クラスが下記以外のもの	4,246円	2,845円				
		保守の区別がタイプ1-1のもの	2,306円	1,644円				
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,351円	1,677円				
0.2Mbit/sを超える0.1Mbit/sごとに	エコノミック ラスのもの	クラスが下記以外のもの	2,445円	1,742円				
		保守の区別がタイプ1-1のもの	849円	569円				
		保守の区別がタイプ1-2のもの	459円	329円				
0.5Mbit/sを超える0.1Mbit/sごとに	エコノミック ラスのもの	クラスが下記以外のもの	488円	335円				
		保守の区別がタイプ1-1のもの	487円	349円				
		保守の区別がタイプ1-2のもの	488円	335円				

1 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		8 497円	5 690円		
	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	4 612円	3 288円		
	ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	4 702円 4 886円	3 354円 3 485円		
2 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		14 870円	9 958円		
	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	8 071円	5 754円		
	ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	8 233円 8 557円	5 869円 6 099円		
3 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		22 306円	14 936円		
	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	12 107円	8 631円		
	ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	12 347円 12 834円	8 803円 9 149円		
4 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		29 209円	19 560円		
	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	15 642円	11 173円		
	ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	15 956円 16 580円	11 396円 11 843円		
5 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		35 051円	23 472円		
	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	19 025円	13 563円		
	ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	19 406円 20 166円	13 835円 14 377円		
6 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		41 423円	27 739円		
	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	22 484円	16 029円		
	ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	22 932円 23 832円	16 350円 16 990円		
7 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		44 079円	29 517円		
	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	24 138円	17 187円		
	ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	24 622円 25 587円	17 530円 18 217円		
8 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		46 736円	31 296円		
	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	25 366円	18 084円		
	ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	25 875円 26 888円	18 446円 19 169円		
9 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		49 921円	33 429円		
	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	27 096円	19 317円		
	ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	27 638円 28 719円	19 703円 20 476円		
「上り」 は「下り」 の付加 速度	0.1Mbit/sから 0.4Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	(F)	クラスが下記以外のもの	849円	569円	
		(I)	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	459円	329円
			ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	468円 491円	335円 348円
0.5Mbit/sから 0.8Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	0.1Mbit/sを超え 0.1Mbit/sごとに	(F)	クラスが下記以外のもの	849円	569円	
		(I)	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	465円	329円
			ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	473円 492円	335円 349円
1.0Mbit/sから 1.8Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	0.5Mbit/sを超え 0.1Mbit/sごとに	(F)	クラスが下記以外のもの	4 246円	2 845円	
		(I)	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	2 306円	1 644円
			ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	2 351円 2 445円	1 677円 1 742円
1.0Mbit/sから 1.8Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	1.0Mbit/sを超え 0.1Mbit/sごとに	(F)	クラスが下記以外のもの	849円	569円	
		(I)	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	459円	329円
			ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	468円 487円	335円 349円
2.0Mbit/sから 2.7Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	1.0Mbit/sを超え 0.1Mbit/sごとに	(F)	クラスが下記以外のもの	639円	427円	
		(I)	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	347円	247円
			ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	353円 367円	251円 261円
2.0Mbit/sから 2.7Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	2.0Mbit/sを超え 0.1Mbit/sごとに	(F)	クラスが下記以外のもの	14 870円	9 958円	
		(I)	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	8 071円	5 754円
			ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	8 233円 8 557円	5 869円 6 099円
3.0Mbit/sから 3.6Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	2.0Mbit/sを超え 0.1Mbit/sごとに	(F)	クラスが下記以外のもの	746円	498円	
		(I)	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	403円	288円
			ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	412円 427円	294円 305円
3.0Mbit/sから 3.6Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	3.0Mbit/sを超え 0.1Mbit/sごとに	(F)	クラスが下記以外のもの	22 306円	14 936円	
		(I)	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	12 107円	8 631円
			ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	12 347円 12 834円	8 803円 9 149円
3.0Mbit/sから 3.6Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	3.0Mbit/sを超え 0.1Mbit/sごとに	(F)	クラスが下記以外のもの	689円	462円	
		(I)	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	354円	254円
			ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	361円 375円	259円 269円

4.0Mbit/sから	(F)	クラスが下記以外のもの	29,209円	19,560円	
4.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4.0Mbit/sのもの	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	15,642円	11,173円
		ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	15,956円	11,396円
			保守の区別が上記以外のもの	16,580円	11,843円
	(I)	クラスが下記以外のもの	587円	391円	
4.0Mbit/sを超える0.1Mbit/sごとに	4.0Mbit/sのもの	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	339円	239円
		ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	346円	244円
			保守の区別が上記以外のもの	359円	253円
5.0Mbit/sから	(F)	クラスが下記以外のもの	35,051円	23,472円	
5.4Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5.0Mbit/sのもの	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	19,025円	13,563円
		ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	19,406円	13,835円
			保守の区別が上記以外のもの	20,166円	14,377円
	(I)	クラスが下記以外のもの	638円	427円	
5.0Mbit/sを超える0.1Mbit/sごとに	5.0Mbit/sのもの	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	347円	247円
		ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	353円	251円
			保守の区別が上記以外のもの	367円	261円
6.0Mbit/sから	(F)	クラスが下記以外のもの	41,423円	27,739円	
6.3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6.0Mbit/sのもの	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	22,484円	16,029円
		ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	22,932円	16,350円
			保守の区別が上記以外のもの	23,832円	16,990円
	(I)	クラスが下記以外のもの	268円	178円	
6.0Mbit/sを超える0.1Mbit/sごとに	6.0Mbit/sのもの	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	166円	116円
		ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	170円	119円
			保守の区別が上記以外のもの	176円	123円
7.0Mbit/sから	(F)	クラスが下記以外のもの	44,079円	29,517円	
7.2Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7.0Mbit/sのもの	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	24,138円	17,187円
		ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	24,622円	17,530円
			保守の区別が上記以外のもの	25,587円	18,217円
	(I)	クラスが下記以外のもの	268円	178円	
7.0Mbit/sを超える0.1Mbit/sごとに	7.0Mbit/sのもの	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	125円	90円
		ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	128円	92円
			保守の区別が上記以外のもの	132円	95円
8.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	46,736円	31,296円	
		エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	25,366円	18,084円
		ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	25,875円	18,446円
		保守の区別が上記以外のもの	26,888円	19,169円	
8.1Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8.1Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	47,054円	31,509円	
		エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	25,539円	18,207円
		ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	26,051円	18,571円
		保守の区別が上記以外のもの	27,072円	19,300円	
9.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	49,921円	33,429円	
		エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	27,096円	19,317円
		ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	27,638円	19,703円
		保守の区別が上記以外のもの	28,719円	20,476円	

イ 加算料

1回線ごとに月額

		区 分		料金額		備考							
				通信路設定伝送料	相互接続点間の距離が当社に定								
				加算料	10kmを超える場								
					合の10kmごとの								
					物の場合								
					の加算料								
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置・中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	A T M	第 2 種 A T M 専用	「上り」で伝送速度を保証するもの	0.2Mbit/sから	(F)	クラスが下記以外のもの	100円	882円				
					0.4Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	0.2Mbit/sのもの	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	50円	416円			
							ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	50円	424円			
						(I)	クラスが下記以外のもの	50円	441円				
						0.2Mbit/sを超える	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	20円	208円			
						0.1Mbit/sごとに	ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	20円	212円			
								保守の区別が上記以外のもの	30円	220円			
						0.5Mbit/sから	(F)	クラスが下記以外のもの	250円	2,205円			
						0.9Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	0.5Mbit/sのもの	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	120円	1,040円		
								ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	120円	1,061円		
							(I)	クラスが下記以外のもの	130円	1,102円			
							0.5Mbit/sを超える	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	50円	441円		
							0.1Mbit/sごとに	ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	20円	208円		
									保守の区別がタイプ1-2のもの	20円	212円		
									保守の区別が上記以外のもの	20円	221円		
								1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	510円	4,410円		
									エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	240円	2,080円	
									ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	240円	2,122円	
										保守の区別が上記以外のもの	250円	2,205円	
								2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	890円	7,717円		
									エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	420円	3,640円	
									ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	430円	3,713円	
										保守の区別が上記以外のもの	450円	3,858円	
								3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,340円	11,575円		
									エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	630円	5,460円	
									ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	640円	5,569円	
										保守の区別が上記以外のもの	670円	5,788円	
								4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,750円	15,158円		
									エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	810円	7,020円	
									ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	830円	7,160円	
										保守の区別が上記以外のもの	860円	7,441円	
								5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,100円	18,190円		
									エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	990円	8,580円	
									ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,010円	8,752円	
										保守の区別が上記以外のもの	1,050円	9,095円	
								6.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,480円	21,497円		
				エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,170円	10,140円						
				ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,190円	10,343円						
					保守の区別が上記以外のもの	1,240円	10,748円						
			7.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,640円	22,875円							
				エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,260円	10,920円						
				ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,290円	11,138円						
					保守の区別が上記以外のもの	1,340円	11,575円						
			8.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,800円	24,253円							
				エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,320円	11,440円						
				ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,350円	11,669円						
					保守の区別が上記以外のもの	1,400円	12,126円						
			9.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,990円	25,906円							
				エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,410円	12,220円						
				ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,440円	12,464円						
					保守の区別が上記以外のもの	1,490円	12,953円						
	「下り」で伝送速度を保証するもの	A T M	第 2 種 A T M 専用	「下り」で伝送速度を保証するもの	0.2Mbit/sから	(F)	クラスが下記以外のもの	100円	882円				
					0.4Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	0.2Mbit/sのもの	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	50円	416円			
							ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	50円	424円			
						(I)	クラスが下記以外のもの	50円	441円				
						0.2Mbit/sを超える	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	20円	208円			
						0.1Mbit/sごとに	ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	20円	212円			
								保守の区別が上記以外のもの	30円	220円			
						0.5Mbit/sから	(F)	クラスが下記以外のもの	250円	2,205円			
						0.9Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	0.5Mbit/sのもの	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	120円	1,040円		
								ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	120円	1,061円		
						(I)	クラスが下記以外のもの	130円	1,102円				
						0.5Mbit/sを超える	エコノミック	保守の区別がタイプ1-1のもの	50円	441円			
						0.1Mbit/sごとに	ラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	20円	208円			
								保守の区別がタイプ1-2のもの	20円	212円			
								保守の区別が上記以外のもの	20円	221円			

1 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	510円	4 410円	
		エコノミック ラスのもの	240円	2 080円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	240円 250円	2 122円 2 205円	
2 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	890円	7 717円	
		エコノミック ラスのもの	420円	3 640円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	430円 450円	3 713円 3 858円	
3 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	1 340円	11 575円	
		エコノミック ラスのもの	630円	5 460円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	640円 670円	5 569円 5 788円	
4 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	1 750円	15 158円	
		エコノミック ラスのもの	810円	7 020円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	830円 860円	7 160円 7 441円	
5 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	2 100円	18 190円	
		エコノミック ラスのもの	990円	8 580円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1 010円 1 050円	8 752円 9 095円	
6 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	2 480円	21 497円	
		エコノミック ラスのもの	1 170円	10 140円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1 190円 1 240円	10 343円 10 748円	
7 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	2 640円	22 875円	
		エコノミック ラスのもの	1 260円	10 920円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1 290円 1 340円	11 138円 11 575円	
8 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	2 800円	24 253円	
		エコノミック ラスのもの	1 320円	11 440円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1 350円 1 400円	11 669円 12 126円	
9 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	2 990円	25 906円	
		エコノミック ラスのもの	1 410円	12 220円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1 440円 1 490円	12 464円 12 953円	
「 下 口 」 で 伝 送 速 度 を 保 証 す る も の	0.1Mbit/sから 0.4Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	(F)	クラスが下記以外のもの	50円	441円
		(I)	エコノミック ラスのもの	20円	208円
			保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	20円 30円	212円 220円
	0.5Mbit/sから 0.8Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	(I)	クラスが下記以外のもの	50円	441円
			エコノミック ラスのもの	30円	208円
		(F)	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	30円 30円	212円 221円
	1.0Mbit/sから 1.8Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	(I)	クラスが下記以外のもの	50円	441円
			エコノミック ラスのもの	20円	208円
		(F)	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	20円 20円	212円 221円
	2.0Mbit/sから 2.7Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	(I)	クラスが下記以外のもの	40円	331円
			エコノミック ラスのもの	20円	156円
		(F)	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	20円 20円	159円 165円
2.0Mbit/sから 2.7Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	(I)	クラスが下記以外のもの	50円	386円	
		エコノミック ラスのもの	20円	182円	
	(F)	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	20円 20円	186円 193円	

3.0Mbit/sから 3.6Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	(F)	3.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	1,340円	11,575円
			エコノミック	630円	5,460円
			ラスのもの	640円	5,569円
	(I)	3.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	エコノミック	40円
ラスのもの				20円	156円
エコノミック				20円	159円
ラスのもの				20円	165円
4.0Mbit/sから 4.5Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	(F)	4.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	1,750円	15,158円
			エコノミック	810円	7,020円
			ラスのもの	830円	7,160円
	(I)	4.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	エコノミック	40円
ラスのもの				20円	156円
エコノミック				20円	159円
ラスのもの				20円	165円
5.0Mbit/sから 5.4Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	(F)	5.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	2,100円	18,190円
			エコノミック	990円	8,580円
			ラスのもの	1,010円	8,752円
	(I)	5.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	エコノミック	40円
ラスのもの				20円	156円
エコノミック				20円	159円
ラスのもの				20円	165円
6.0Mbit/sから 6.3Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	(F)	6.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	2,480円	21,497円
			エコノミック	1,170円	10,140円
			ラスのもの	1,190円	10,343円
	(I)	6.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	エコノミック	20円
ラスのもの				10円	78円
エコノミック				10円	80円
ラスのもの				10円	83円
7.0Mbit/sから 7.2Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	(F)	7.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	2,640円	22,875円
			エコノミック	1,260円	10,920円
			ラスのもの	1,290円	11,138円
	(I)	7.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	エコノミック	20円
ラスのもの				10円	52円
エコノミック				10円	53円
ラスのもの				10円	55円
8.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(F)	8.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	2,800円	24,253円
			エコノミック	1,320円	11,440円
			ラスのもの	1,350円	11,669円
			ラスのもの	1,400円	12,126円
8.1Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(F)	8.1Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	2,820円	24,418円
			エコノミック	1,330円	11,518円
			ラスのもの	1,360円	11,748円
	(I)	8.1Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	エコノミック	1,410円
ラスのもの				2,990円	25,906円
エコノミック				1,410円	12,220円
ラスのもの				1,440円	12,464円
9.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(F)	9.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	1,490円	12,953円
			エコノミック	1,440円	12,464円
			ラスのもの	1,490円	12,953円
	(I)	9.0Mbit/sを超える 0.1Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	エコノミック	20円
ラスのもの				10円	52円
エコノミック				10円	53円
ラスのもの				10円	55円

( 端末回線伝送機能に関する経過措置に係る精算用料金 )

8 附則(平成20年3月27日西相制第167号)第4項の規定により精算を行う平成19年度の精算用料金(附則(平成19年11月2日西相制第112号)第2項に規定する端末回線伝送機能に関する経過措置に係るものをいいます。)は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 128kbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに 31,428円	—
		イ 1.536Mbit/s 又は 6.144Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに 121,558円	—

( 接続料金等の実績に基づく精算用料金 )

9 附則(平成20年3月27日西相制第167号)第5項の規定により精算を行う平成19年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能	2 - 1 - 1 - 2 第4欄ア欄	1回線ごとに月額	406円	—
加入者交換機機能メニュー利用機能		1加入者交換機機能メニュー利用ごとに	0.2059円	—
優先接続機能		1通信ごとに	0.0163円	—
光信号中継伝送機能	2 - 5 - 3 - 2 第1欄	1回線ごとに月額	406円	—
光信号局内伝送機能	ア欄	1回線ごとに月額	406円	—
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1件ごとに	5.97円	—
優先接続受付手続費		1変更ごとに	56円	—
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(ア)	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.37円
		(イ)	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.08円
光配線区域情報調査費		1通信用建物ごとに	11,822円	—
き線点情報調査費		1通信用建物ごとに	17,598円	—

(番号案内先への通信実現機能の精算に関する特例措置に係る精算用料金)

10 附則(平成18年9月29日西相制第80号)第3項の規定により精算を行う平成19年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分	単 位	料金額	備考
番号案内先への通信実現機能	1通信ごとに	48円	

(番号案内サービス接続機能等の精算に関する特例措置に係る精算用料金)

11 附則(平成18年9月29日西相制第80号)第4項の規定により精算を行う平成19年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分	単 位	料金額	備考
番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	1案内ごとに	73円	
番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	1案内ごとに	76円	
手動交換サービス接続機能	1通信ごとに	257円	
自動コレクトサービス接続機能	1通信ごとに	92円	